

令和2年度

図書館年報

柏市立図書館

令和2年度

図書館年報

柏市立図書館

急速な社会経済状況の変化や価値観の多様化などを背景に、いま図書館の社会的役割が問われていると考えます。柏市教育委員会では市民の皆さまと議論を重ね、平成31年2月に、今後の図書館像や運営のための理念や方針を示す「柏市図書館のあり方」を策定しました。今後は、この理念や方針に基づき、その実現に取り組んでまいります。

柏市図書館のあり方

基本理念

学ぶこと(学び)、分かちあうこと(共有)、創りだすこと(創造)を支え、

「ひと」と地域を育みます

背景

- ・多様化する価値観や課題の顕在化
- ・社会経済環境の大きな変化

方針

学び

生涯を通じて学び、生きる力を獲得することを支えます

共有

資料・知識・経験等の共有と学び合いの場を提供し、ゆるやかなつながりを育みます

創造

新しい価値を生み出す創造的な活動を支え、ひとづくり・地域づくりを育みます

子ども

- ・未来を担う子どもたちが幸せに生きる力を持つことを支えます
- ・学校と連携し、学校図書館を支えます

つながり

- ・コミュニティ活動の接点となり、ゆるやかなつながりを育みます
- ・公共の担い手やつなぎ手となる人材の活動を支えます

地域

- ・地域を知ることや地域づくりを支えます
- ・地域資料の保存と活用を図ります

理念

学ぶこと、分かち合うこと、創りだすことを支え、「ひと」と地域を育みます

基本方針

1. 学び

生涯を通じて学び、生きる力を獲得することを支えます

長寿社会においては、生涯を通じて学び、必要な新しい知識や技能を習得することが求められます。加えて、予測困難で複雑な社会の中で、図書館は、将来について考えるための情報に触れ、人生の可能性を広げ、生きる力や幸せをつかむ力を養うため、ひとりで学び、他者と学び合える環境を提供します。

2. 共有

資料・知識・経験等の共有と学び合いの場を提供し、ゆるやかなつながりを育みます

図書館は、保有する資料を市民全体で共有することはもちろん、個人がそれぞれ持つ知識や経験を共有する役割や、学び合いと創造的な活動の成果を共有する役割を担います。これらの活動を通じて市民のゆるやかなつながりを育みます。

3. 創造

新しい価値を生み出す創造的な活動を支え、ひとづくり・地域づくりを育みます

多様な資料と市民が持つ様々な情報や知恵が集まる図書館で、人と情報、人と人が出会い、学び合うことで新しい価値を創造することを支援します。そしてこの創造的な活動は「ひとづくり」につながり、生み出される様々な新しい価値は、地域をより良いものにしていくと考えます。

※ここで紹介しました「柏市図書館のあり方」は冒頭の部分のみとなっています。全体版については、次の市ホームページからご覧ください。

http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/280700/p046994_d/fil/20190222arikata.pdf



目 次

1	年表	1
2	図書館の1年	7
3	図書館の概要	10
4	サービスの概要	16
5	図書館システム	20
6	図書館の組織	21
7	予算	23
8	図書館の活動状況	25
9	目で見る統計	34
10	統計表一覧	39
11	本館・分館所蔵雑誌・新聞一覧	50
12	法規関係	59
1	社会教育法	59
2	図書館法	69
3	図書館法施行令	73
4	図書館法施行規則	74
5	子どもの読書活動の推進に関する法律	78
6	文字・活字文化振興法	80
7	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律	82
8	柏市立図書館条例	86
9	柏市立図書館条例施行規則	88
10	柏市立図書館資料等複製物提供要領	91
11	柏市身体障害者等資料貸出要領	92
12	図書館資料選定会議設置要領	93
13	柏市立図書館団体貸出取扱要領	94
14	柏市立図書館寄贈資料に関する取扱い基準	95
15	柏市立図書館貸出停止基準	97
16	柏市立図書館利用者インターネットパソコン利用規約	98
17	柏市立図書館無線LANサービス利用規約	100
18	柏市立図書館資料収集方針	103
19	柏市立図書館資料除籍基準	110

昭和29年 4月	柏町立図書館設立（柏町公民館に併設）寺村紘二（教育長）初代図書館長兼務となる
	柏町立図書館設置条例公布
	柏町立図書館規則公布
5月	柏町立図書館開館
7月	館外貸出開始
9月	東葛市制施行
11月	東葛市立図書館に改称 柏市制施行に伴い柏市立図書館に改称
昭和30年 5月	第1回利用者の集い開催
昭和31年 4月	平塚秋司（教育長）図書館長兼務となる 貸出文庫開始
昭和32年 2月	石井清（社会教育課長）図書館長兼務となる
7月	土公民館図書室開館
9月	富勢出張所内に「富勢公民館図書室」を設置 光ヶ丘出張所内に「光ヶ丘文庫」を設置
12月	県立移動図書館（光ヶ丘ステーション）開設
昭和35年 10月	中央公民館建設委員会結成
昭和36年 4月	田中公民館文庫開始
昭和37年 1月	中央公民館竣工 旧公民館から中央公民館に移転
昭和40年 2月	館報かしわ創刊号発行
4月	斎藤吉永（中央公民館長）図書館長兼務となる
昭和41年 1月	児童図書コーナー開設
11月	県立移動図書館（豊四季団地ステーション）開設
昭和42年 4月	図書寄贈者25名に感謝状贈る
昭和43年 11月	お昼の読書会開設
昭和45年 11月	お昼の読書会主催「市民古典講座」開講
昭和46年 8月	移動図書館「かしわ号」1号車運行
昭和47年 8月	古谷武雄（教育次長）図書館長兼務となる
9月	中央公民館から法務局柏出張所庁舎跡に移転 移動図書館第2号車を「なかよし号」と公募で決定
11月	野口重利（中央公民館長）図書館長兼務となる

昭和48年	5月	柏市立図書館規則全部を改正
	6月	第1回図書館協議会開催
10月		稻飯忠正図書館長就任
11月		日本図書館協会へ柏市における図書館計画の策定を委託
昭和49年	10月	柏市立図書館豊四季台分館が開館
	12月	新館建設工事着工
昭和50年	4月	近藤三郎図書館長就任
	10月	新館建設工事竣工
昭和51年	3月	新館開館(柏プラネタリウム図書館内に開設)
	4月	図書選定委員会発足
昭和52年	3月	柏市立図書館豊四季台分館を拡張改装
	4月	石井和人図書館長就任
		柏市立図書館資料複製物の提供に関する要綱の制定
昭和53年	4月	鎌木力図書館長就任
昭和54年	5月	柏市立図書館田中分館、南部分館、西原分館が開館
	7月	読書室の利用を夏季期間中二部入替制とする
昭和55年	3月	図書館業務にコンピュータ導入(委託) オンラインによる貸出開始
	4月	峯川喜代治図書館長就任
	5月	柏市立図書館電子計算機取扱要綱を制定
		柏市立図書館永楽台分館、布施分館が開館
10月		県教育功労表彰者として社会教育団体の部で柏市立図書館が受賞
12月		大型移動図書館車「なかよし号」運行開始
昭和56年	4月	視聴覚ライブラリー、中央公民館へ移管
	5月	重度身体障害者への図書郵送貸出開始
昭和57年	1月	柏市立図書館増尾分館が開館
	5月	柏市立図書館光ヶ丘分館、新富分館が開館
	6月	移動図書館車の車庫を新設
	11月	柏市立図書館規則全部を改正
		ねたきり老人等身体に障害のある人への郵送貸出開始
昭和58年	3月	図書館本館に点字ブロックを設置
	4月	柏市立図書館高田分館、根戸分館が開館
昭和59年	2月	柏市立図書館図書除籍基準を制定
	10月	柏市立図書館新田原分館が開館
昭和62年	10月	柏市立図書館松葉分館、藤心分館が開館

昭和63年 4月	鈴木国慈図書館長就任
6月	土南部小学校への学校訪問を開始
11月	柏市立図書館本館に利用者用の端末器「ケンサクくん」を設置
平成元年 1月	図書館の将来像プロジェクトチームが発足
10月	同上プロジェクト「新しい時代の図書館サービスを求めて」を報告 柏市立図書館全職員で構成する、担当別会議を発足 図書館計画施設研究所へ柏市の図書館計画を委託
平成2年 3月	同上研究所「柏市のめざす図書館サービス2001計画」を報告
平成3年 1月	盲人用録音物等発受施設に指定される
3月	第3次総合計画に図書館の整備が位置づけられる 4万冊収容の保存庫を増築
4月	図書館本館で19時までの夜間開館を試行
7月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内全小学校へ配布開始
平成4年 4月	大関隆次図書館長就任
10月	本館で夜間開館サービスを実施
平成5年 4月	移動図書館「なかよし号」(三代目)を購入、運行開始
平成6年12月	レコードの貸出終了
平成7年 1月	CDの貸出開始
3月	本館サッシ等取替工事完了
7月	ブックリスト「よんでみませんか」を市内の全児童へ配布開始
10月	除籍図書を市民へ無償で配布する「リサイクルコーナー」を図書館本館に常設
平成8年 3月	OCRからバーコードへ変更完了
平成9年 4月	新中央館建築計画プロジェクトチーム発足
9月	全分館へのブックポスト設置完了
平成11年 4月	立川誠一図書館長就任
6月	新中央館建設予備調査検討委員会を設置
平成12年 3月	(仮称) 柏市立中央図書館建設予備調査報告書(案)を作成
12月	本館で排水管工事を実施
平成13年 3月	O P A C(館内用蔵書検索機)の機種入れ替え及び各分館への導入
平成14年 4月	柏市ホームページでインターネットによる図書館蔵書検索システムを開始
5月	ブックスタート事業を開始
6月	本館で空調設備全面改修工事完了
平成15年 9月	移動図書館車「なかよし号」を廃止
平成16年 4月	宮間健図書館長就任 月末の館内整理日を廃止、分館の平日10:00開館開始

平成17年	3月	沼南町との合併に伴い、沼南分館・高柳分館を加えた16分館体制へ
	4月	各分館におけるおはなし会の定期開催への試み開始
	8月	図書館だより再創刊 「てのひら」第一号発行
	10月	ブックスタートパック受け取り 1万組達成
平成18年	3月	旧沼南町域における移動図書館業務を終了
	4月	成島勉図書館長就任 子ども読書活動優秀実践図書館 文部科学大臣表彰
	11月	本館機能強化に係る検討報告書を作成
平成19年	1月	O P A C (館内用蔵書検索機) 予約開始
	3月	「新中央図書館・整備基本構想」策定 「柏市子ども読書活動推進計画」策定
	4月	全館祝日開館を開始 (以前は沼南地区のみ祝日開館を実施) 9分館を臨時職員のみで運営に
	9月	インターネット予約を開始
	10月	本館内に「シニアライフ応援コーナー」を開設
	11月	第1回図書館まつり開催
平成20年	1月	図書館ホームページの機能向上
	3月	「新中央図書館整備基本計画」策定
	4月	豊四季台分館を除く全分館を臨時職員のみで運営に
	5月	携帯電話用ホームページを開設 沼南分館内に学校図書配送コーナーを設置 柏市立図書館の運営理念及び運営方針を策定
	7月	文部科学省委託事業 (平成20年度地域の図書館サービス充実支援事業) を柏市図書館サービス充実支援実行委員会 (事務局: 柏市立図書館) が受託 本館内に「緩和ケアを知る100冊コーナー」を開設
	8月	柏市立図書館こども図書館 (沼南庁舎内) が開館
	11月	第2回図書館まつり開催
	12月	ブックスタートパック受け取り 2万組達成
平成21年	1月	学校図書配送コーナーを沼南分館からこども図書館に移設
	5月	文部科学省委託事業「かしわ」版子ども読書ボランティアリーダー育成事業」を受託 (事務局: 柏市立図書館)
	11月	第3回図書館まつり開催

平成22年 4月	鈴木宏晶図書館長就任
10月	第4回図書館まつり開催
11月	新システム稼働、ホームページ、インターネット予約等の利便性向上
12月	指導課と共に「子ども司書会議」開催
平成23年 3月	東日本大震災の影響で14分館閉館（3月18日～31日）また、本館夜間開館（毎週水・木・金の17時から19時）を9月末まで休止
4月	中山善太郎図書館長就任
10月	第5回図書館まつり開催、「高校生グループ読書バトルINかしわ」開催
11月	ブックスタートパック受け取り 3万組達成
平成24年 1月	国の地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金約800万）を活用して図書館本館2階新聞・雑誌コーナーを中心にリニューアル実施（1階CD架、参考資料室内の書架増設） 本館内に「闘病記文庫」を開設
4月	プラネタリウム事業を中央公民館から移管
6月	柏市子ども読書活動推進計画（第二次）策定 オンラインデータベース提供開始
10月	第6回図書館まつり開催
11月	「市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）」開催 「市内大学図書館見学ツアー及び知的書評合戦（ビブリオバトル）」開催
平成25年 2月	本館1階リニューアル実施（LED化、正面玄関前改修、児童室非常口新設、登録・相談コーナー新設、読書席増席等） 市内高等学校図書館担当者意見交換会開催
8月	リサイクル本市開催（第7回図書館まつり中止により単独開催）
12月	「市内中学・高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）チャンプ本賞」等市内書店POP展示開催
平成26年 3月	柏市立図書館条例施行規則一部改正
4月	長妻敏浩図書館長就任
7月	柏市立図書館条例施行規則一部改正の一部改正
10月	第8回図書館まつり開催 貸出延長サービス実施、貸出停止実施 本館リニューアル実施（エレベータ改修）
平成27年 3月	本館リニューアル実施（高圧受変電設備取替）
4月	司書有資格者による「司書補助員」採用開始
7月	本館会議室を読書席に一時開放開始
9月	第9回図書館まつり開催
11月	図書館システム機器入替え実施、スマートフォン用ホームページを開設
12月	柏市立図書館条例施行規則一部改正

平成28年	4月	諫訪部正敏図書館長就任
	5月	市民読書交流会試行実施
	7月	市民読書交流会開催
	8月	レファレンス協同データベースへの登録開始
12月		ティーンズコーナー設置（本館こどものへや内） 本館リニューアル実施（本館外壁塗装及び屋上防水工事）
平成29年	1月	リサイクル本市開催（第10回図書館まつり中止により単独開催）
	3月	郷土行政資料電子化開始
	4月	小池久美子図書館長就任
	7月	夏休みしらべものカウンター設置
10月		第10回図書館まつり開催 南部近隣センター市民ワークショップ開催（全6回、翌年7月まで）
11月		ブックスタートパック受け取り 5万組達成
平成30年	3月	学校図書館支援図書購入
	5月	郷土行政資料電子化資料図書館ホームページにて公開開始
	6月	本館1階多目的トイレにベビーチェア及びベビーシートを設置
10月		第11回図書館まつり開催 豊四季台分館改修工事（床修繕）
11月		空調の取り換え工事（本館11月～12月）
平成31年	1月	本館1階トイレ改修工事（温水洗浄器付便座化）
	2月	「相市図書館のあり方」策定
	3月	空調の取り換え工事（豊四季台分館）
	4月	本館改修工事（階段手摺取り付け）
令和元年	6月	橋本賢一郎図書館長就任 本館エントランスにテラス席の設置を試行（翌年2月までに全4回実施）
	7月	マンデーライブラリーラボ開催
	10月	ドキドキ縄文体験 in 図書館開催 台風19号により臨時休館（10月12日～13日午後1時）
		第12回図書館まつり開催
	11月	市内大学知的書評合戦（ビブリオバトル）開催 市内高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）開催
	12月	中学生おすすめ本展示プロジェクト開催
令和2年	2月	第1回交流型講演会開催
	3月	新型コロナウィルス感染症拡大防止のため全館臨時休館（3月2日から）

2 図書館の1年

総貸出冊数 (個人)



1,777,019 冊

総利用者数 (個人)

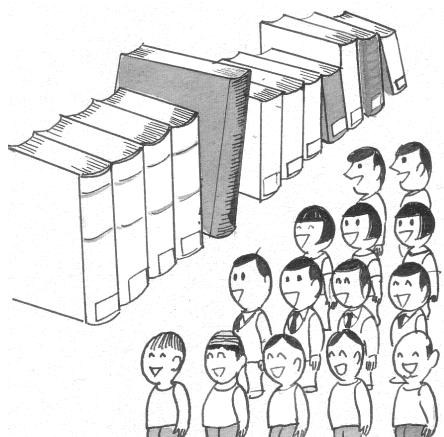


583,991 人

市民1人当たりの貸出冊数

貸出冊数(個人)

人口

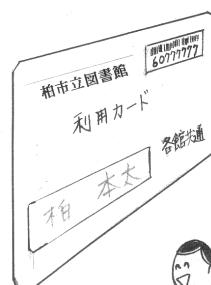


4.1 冊

登録率

登録者数(個人)

人口

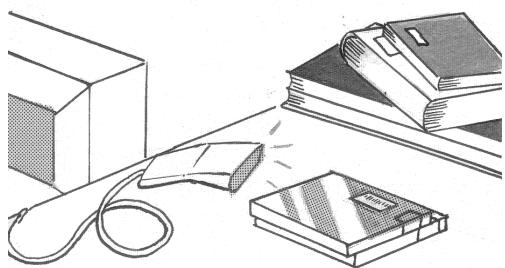


17.3%

貸出1回当たりの利用冊数

貸出冊数(個人)

利用者数(個人)



3.0 冊

蔵書回転率

貸出冊数(個人)

蔵書冊数



1.9 回

市民1人当たりの蔵書冊数

蔵書冊数

人口



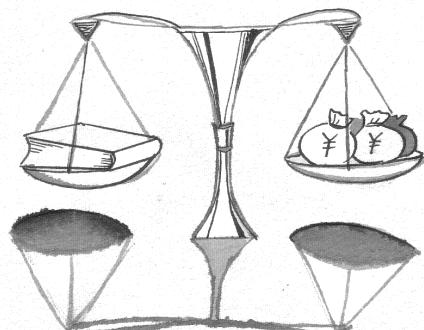
2.1 冊

市民1人当たりの資料購入費

資料購入費

人口

(資料購入費には図書以外も含む)



136 円

指標の変遷（5年間）

項目	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口(各年度3/31付) (人)		415,200	418,824	422,385	426, 224	431,295
総貸出冊数(冊)		2,059,969	1,986,104	1,981,399	1,958,370	1,777,019
総利用者数(人)		650,568	641,983	644,053	641,685	583,991
市民1人当たりの貸出冊数(冊)		5.0	4.7	4.7	4.6	4.1
登録率(%)		19.8	19.3	18.8	18.1	17.3
貸出1回当たりの利用冊数(冊)		3.2	3.1	3.1	3.1	3.0
蔵書回転率(%)		2.2	2.2	2.2	2.1	1.9
市民1人当たりの蔵書冊数(冊)		2.2	2.2	2.2	2.1	2.1
市民1人当たりの資料購入費(円)		139	139	140	132	136

※単位及び算出式は前頁のとおり

3 図書館の概要

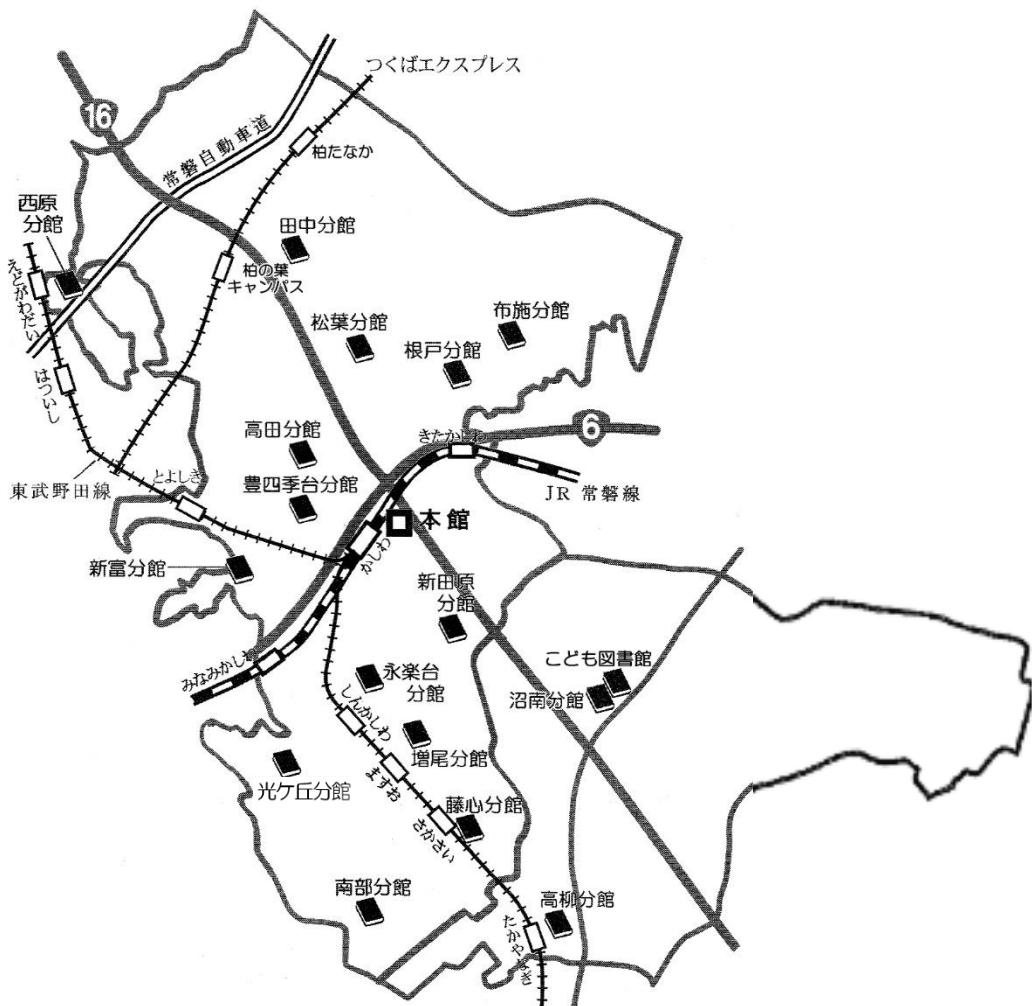
柏市の図書館は、昭和29年4月、当時の柏町公民館に併設された「柏町立図書館」に始まります。

なお、同年9月には、市制施行により「東葛市立図書館」となり、更に同年11月には、市の名称変更が行われ「柏市立図書館」となりました。

昭和40年代に入ると、柏市は東京のベットタウンとして人口が急増したため、社会基盤の充実の一環として、日本図書館協会に図書館計画の策定を委託し、図書館網の整備に着手しました。

昭和49年には、豊四季台分館が開館、引き続き昭和50年に本館が竣工。その後、昭和54年から昭和62年にかけて13の分館を設置し、図書館網計画が完成しました。

平成17年3月には、沼南町との合併により2つの分館が加わり、本館と16分館の体制となりました。さらに、平成20年8月には、沼南庁舎1階を改修し、17番目の分館として「こども図書館」が開館しました。



(1) 施設の概要

ア 本 館		(敷地面積 2,234 m ²)	
階 別	名 称	面 積 (m ²)	
地 階	事務室	208.53	
	作業室	21.81	
	連絡車庫	32.16	
	保存書庫	97.60	
	郷土資料保存庫	12.30	
	倉庫	28.60	
	マイクロ複写室暗室	19.58	
1 階	機械室等	50.00	
2 階	児童貸出室	132.86	
	一般貸出室	467.59	
	参考資料室	146.88	
	プラネットリーム室	67.86	
	読書室	108.90	
会議室 (1)	会議室 (1)	36.63	
	会議室 (2)	48.90	
休憩コーナー	一	10.80	
屋上	屋上	35.11	
その他の		478.89	
合計		2,005.00	
開館年月日		S 51. 3. 2	

◎その他別棟保存庫 200 m²

イ 分 館

分館名	面積 (m ²)	開館年月日
豊四季台分館	198	S 49. 10. 22
田中分館	172	S 54. 5. 1
西原分館	105	S 54. 5. 1
南部分館	191	S 54. 5. 1
布施分館	196	S 55. 5. 21
永楽台分館	132	S 55. 5. 21
増尾分館	168	S 57. 1. 12
光ヶ丘分館	187	S 57. 5. 19
新富分館	165	S 57. 5. 14
高田分館	137	S 58. 4. 16
根戸分館	118	S 58. 4. 12
新田原分館	110	S 59. 10. 6
松葉分館	205	S 62. 10. 3
藤心分館	147	S 62. 10. 17
沼南分館	380	S 53. 4. 1
高柳分館	127	H 7. 5. 10
こども図書館	473	H 20. 8. 8

(2) 各館案内



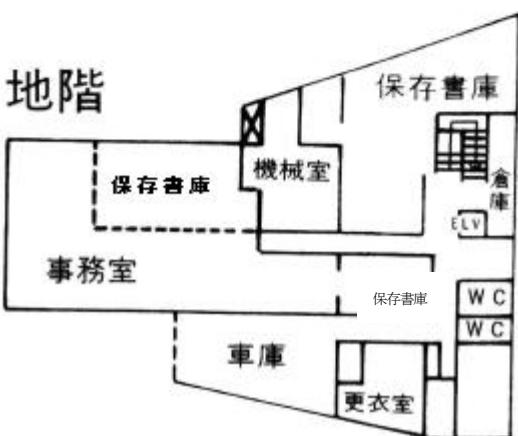
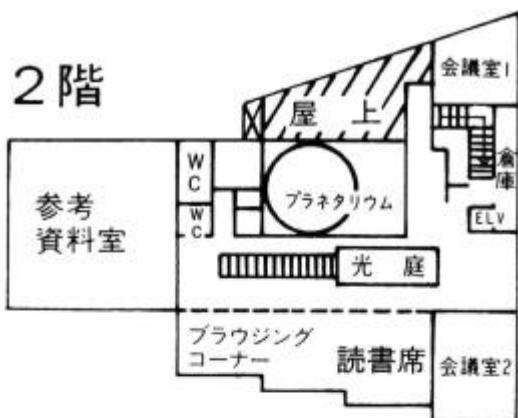
ア 本 館

〒277-0005 柏市柏5-8-12 Tel 04(7164)5346
柏駅東口下車、徒歩10分



工 事 概 要

建築面積	709 m ²
延床面積	2,005 m ²
着工	昭和 49 年 12 月 21 日
完成	昭和 50 年 10 月 31 日
工費	3 億 1,800 万円
設計	株式会社和設計事務所
施工	戸田建設株式会社
蔵書収容能力	約 15 万冊

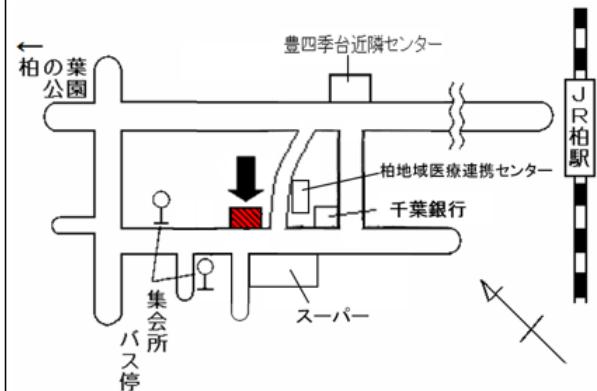


イ 分 館

①豊四季台分館

〒277-0845 柏市豊四季台1-1-111 TEL 04(7145)9546

柏駅西口より、豊四季台団地循環バスで「団地センター前」下車
徒歩2分



②田中分館

田中近隣センター内

〒277-0813 柏市大室249-1 TEL 04(7134)2546

柏駅西口より、柏たなか駅行きまたは、市立柏高校行きバスで「大室」下車、徒歩2分 もしくはTX柏たなか駅より徒歩15分、または柏駅西口行きバスで「大室」下車徒歩2分

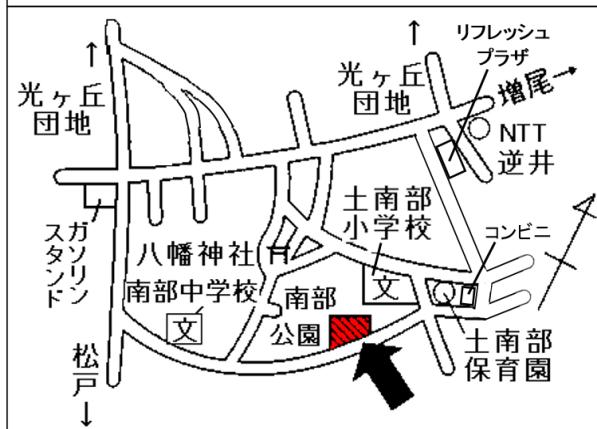


③南部分館

南部近隣センター内

〒277-0044 柏市新逆井2-5-13 TEL 04(7172)9194

新京成線五香駅東口より、柏陵高校行きバスで「近隣センター」下車、徒歩1分



④西原分館

西原近隣センター内

〒277-0885 柏市西原3-2-48 TEL 04(7152)9898

東武アーバンパークライン(野田線)江戸川台駅東口より、徒歩13分または江戸川台駅東口より、流山おおたかの森駅東口行きバスで「西原近隣センター前」下車、徒歩1分

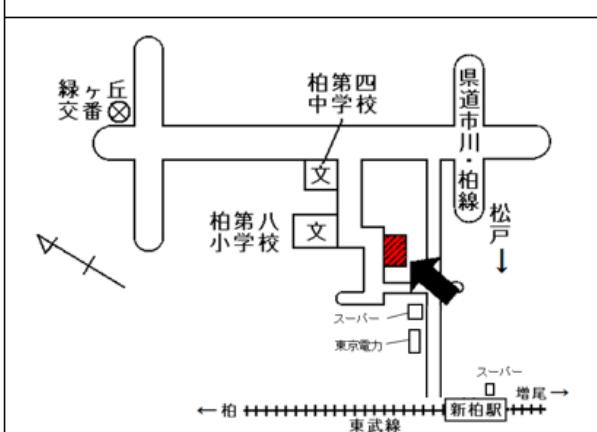


⑤永楽台分館

永楽台近隣センター内

〒277-0086 柏市永楽台2-11-25 TEL 04(7163)1232

東武アーバンパークライン(野田線)新柏駅東口より、徒歩10分



⑥布施分館

布施近隣センター内

〒277-0825 柏市布施1196-5 TEL 04(7132)3193

柏駅西口より、三井団地行きまたは布施行きバスで「土谷津入口」下車、徒歩1分

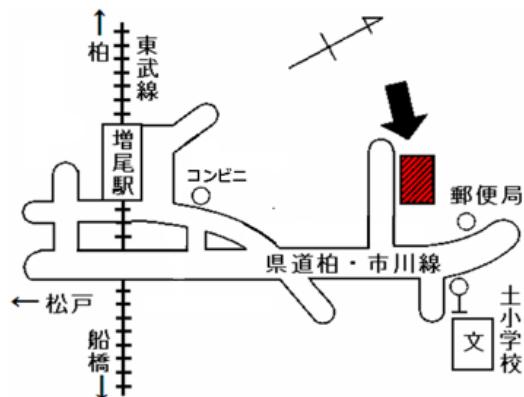


⑦増尾分館

増尾近隣センター内

〒277-0033 柏市増尾3-1-1 Tel. 04(7172)9193

東武アーバンパークライン（野田線）増尾駅東口より、徒歩10分

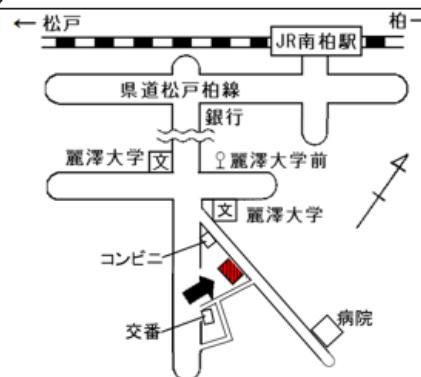


⑧光ヶ丘分館

光ヶ丘近隣センター内

〒277-0062 柏市光ヶ丘団地200-5 Tel. 04(7175)3746

JR南柏駅東口より、酒井根行き、増尾駅行きまたは南部クリーンセンター行きバスで「麗澤大学前」下車、徒歩1分

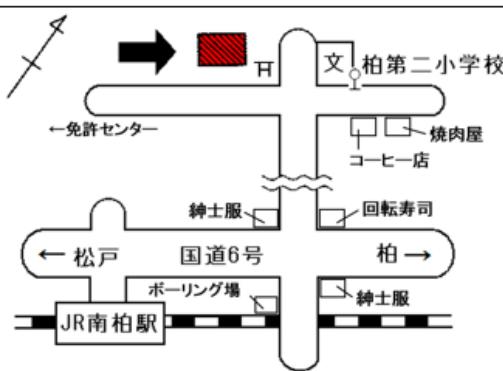


⑨新富分館

新富近隣センター内

〒277-0863 柏市豊四季945-1 Tel. 04(7147)2690

柏駅西口より、免許センター（八木中学校）行きバスで「第二小学校入口」下車、徒歩1分

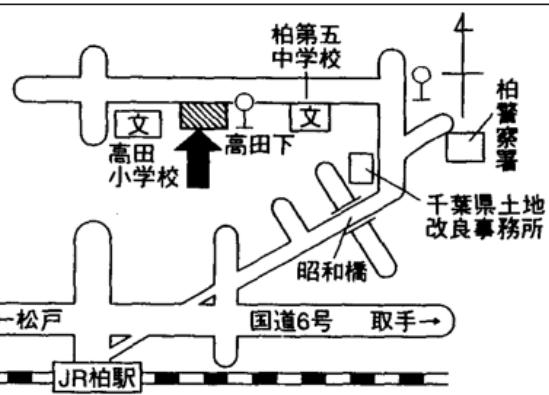


⑩高田分館

高田近隣センター内

〒277-0861 柏市高田693-2 Tel. 04(7147)2440

柏駅西口より、市内循環バスで「高田下」下車、徒歩1分

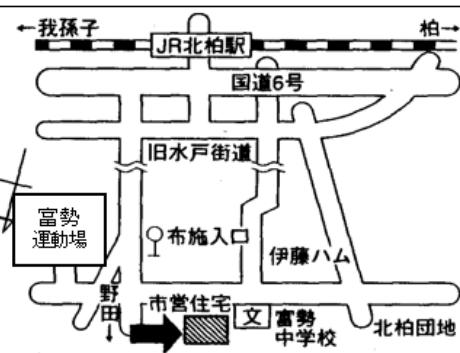


⑪根戸分館

根戸近隣センター内

〒277-0831 柏市根戸467 Tel. 04(7131)6053

柏駅西口より、三井団地行き、布施行きまたは野田方面行きバスで「布施入口」下車、徒歩5分

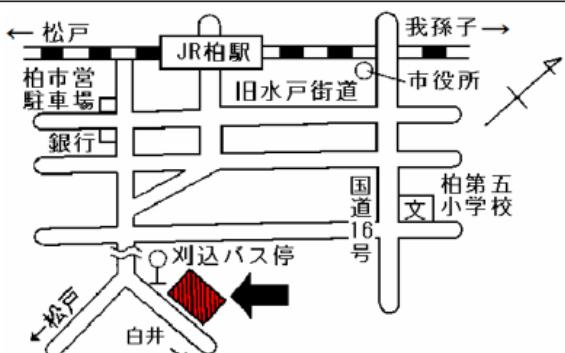


⑫新田原分館

新田原近隣センター内

〒277-0017 柏市東柏2-2-15 Tel. 04(7167)1298

柏駅東口より、布瀬・小野塚台行きまたは沼南車庫行きバスで「刈込」下車、徒歩3分



⑬ 松葉分館

松葉近隣センター内

〒277-0827 柏市松葉町4-11 Tel. 04(7134)0046

JR北柏駅南口または柏の葉キャンパス駅東口より、ライフタウン循環バスで「松葉中学校前」下車、徒歩3分

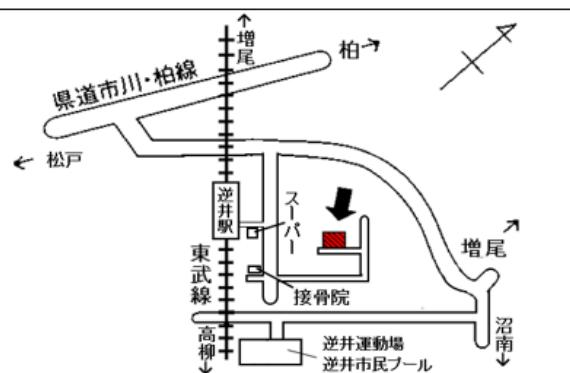


⑭ 藤心分館

藤心近隣センター内

〒277-0034 柏市藤心4-1-11 Tel.04(7175)4946

本試卷一、二、三、四、五、六、七、八、九（題目總）滿分共120分，結語12分。



⑯ 沼南分館

ひまわりプラザ(沼南近隣センター)3階

〒277-0922 柏市大島田440-1 Tel. 0471(92)1115

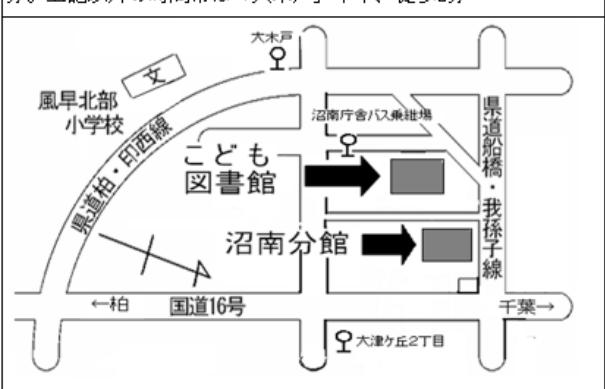
柏駅東口より、東武バスで手賀の丘公園・小野塚台・沼南車庫・東潮行き「大木戸」下車 徒歩5分

⑰ 二 ど生、図書館

《河南庄金》附

03-337-0002 柏市木鳥田48-1 Tel. 0473(3108)1111

柏駅東口より、手賀の丘公園・小野塚台・沼南車庫・布瀬行きバスで概ね9時台～18時台は「沼南庁舎バス乗組場」下車、徒歩1分。上記以外の時間帯は「太木戸」下車、徒歩2分。

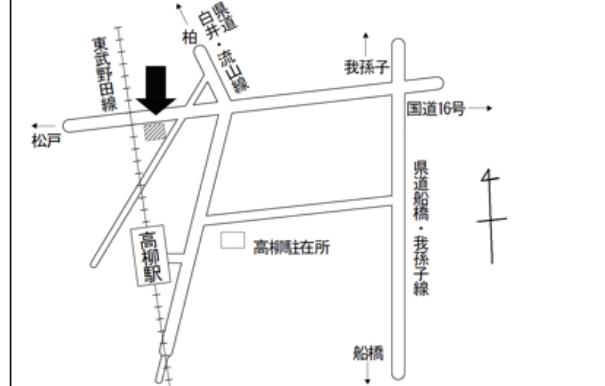


⑯高柳分館

高柳近隣センター内

〒277-0941 柏市高柳1652-10 Tel. 04(7193)1160

東武アーバンパークライン（野田線）高柳駅より、徒歩8分



4 サービスの概要

1 開館時間

- 本館 午前 9時30分～午後5時 (火・土・日曜日, 祝日・休日)
午前 9時30分～午後7時 (水曜日～金曜日, ただし祝日・休日は除く)
- 分館 午前10時 ～午後5時 (火曜日～日曜日, 祝日・休日)
沼南分館・高柳分館・こども図書館
午前 9時30分～午後5時 (火曜日～日曜日, 祝日・休日)

2 休館日

- 月曜日 (祝日を除く)
第3月曜日が, 祝日・休日に当たる場合は, 本館・豊四季台及びこども図書館を除く分館は休館
- 年末年始・蔵書点検期間

3 図書館資料の貸出し

- 貸出しを受けられるのは, 原則として柏市内に在住, 在勤, 在学している方, または柏市と隣接する我孫子市・印西市・鎌ヶ谷市・白井市・流山市・野田市・松戸市に住んでいる方。
- 初めて図書やCDなどの図書館資料を借りるには, 住所・氏名を確認できるもの (運転免許証, 学生証など) が必要。
- 利用カードは, 本館・分館の共通カード。
- 貸出冊数は, 図書・雑誌は, 本館・分館合わせて1人10冊まで。視聴覚資料 (CD, DVD等) は合わせて2点まで。
※CD・カセットテープは本館で, CD・DVD・ビデオテープは沼南分館で取り扱っています。
※最新号の雑誌は貸出しができません。
- 貸出期間は2週間以内。ただし, 返却期限日を過ぎていない図書館資料で, 予約の入っていない資料は, 手続きの日から, 1回に限り貸出期間を2週間延長することが可能。
※返却期限日を4週間過ぎても返していない図書館資料がある場合, 新たな貸出し, 借りている資料の貸出延長サービスを受けることはできません。

4 リクエストサービス

読みたい資料が貸出中のときは予約ができます。未所蔵の場合は, 市内在住・在勤・在学の方はリクエストができます。用意ができしだい, 予約者に連絡します。なお, 視聴覚資料及びマンガについては, 所蔵資料の予約のみ受け付けています。

- O P A C (館内用蔵書検索機)・インターネット端末 (パソコン, スマートフォン) からは所蔵資料の予約が可能。
- 予約点数は, 図書・雑誌は10点まで, 視聴覚資料は2点まで。
- インターネット予約のできる方は, 市内在住・在勤・在学の方のみ。

5 相互貸借

リクエストされた資料が未所蔵の場合は, 県内の公共図書館, 県立図書館, 国立国会図書館との相互貸借により取り寄せ, 提供しています (雑誌の相互貸借は県内の図書館間でのみ実施。視聴覚資料は不可)。

利用できる方は、市内在住、在勤、在学の方のみです。

6 レファレンス

本館の参考資料室では、調査研究用資料として参考図書、各種百科辞典、各国語辞典、政府刊行物（白書、官報）、統計書、年鑑、新聞縮刷版、地図、法令集などを収集しています。インターネット閲覧のできるパソコン（本館参考資料室2台、こども図書館1台）も設置しています。このうち本館参考資料室の2台では、オンラインデータベース（蔵書IIビジュアル（朝日新聞）、ヨミダス歴史館（読売新聞）、日経テレコン21（日本経済新聞）、官報検索情報サービス）と国立国会図書館デジタルコレクションの検索、閲覧も可能となっています。（利用時間1回30分）

本館の参考資料室及び2階読書席では、無線LANインターネット接続サービス（無料公衆Wi-Fi）を提供しています。

また、郷土行政資料の収集も行っており、以下のコーナーを設置しています。

○郷土資料コーナー

千葉県内の市町村誌及び行政資料などを収集。

○柏の資料コーナー

柏市に関する歴史、統計、行政資料などを収集。

7 障がい者サービス

（1）図書館資料郵送サービス

来館が困難な方に、資料を郵送等により貸出しをしています。

○対象者は、身体障がい、ねたきりの状態等の理由で来館できない方、その他教育委員会が特に必要と認めた方。

○貸出冊数・点数は、大活字本を含む図書を10冊、視聴覚資料は各3点まで。

○貸出期間は1か月以内。

（2）大活字本コーナー

本館1階及び2階シニアライフ応援コーナーに設置。

（3）録音図書の貸出サービス

録音図書（テープ）、朗読テープの貸出しをしています。

○対象者は視覚障がい者。

○貸出点数は3点まで（録音図書以外の視聴覚資料もこの貸出枠に含まれます）。

○貸出期間は1か月。

8 児童サービス

（1）おはなし会と本の展示

児童を対象におはなし会を開催しています。定例のおはなし会の他に、子どもたちの休みの時期に合わせて行う「夏休みおはなし会」、「クリスマスおはなし会」等があります。

また、ブックリスト作成時や行事の際には、関連する本の展示も随時行っています。

（2）ブックリストの作成

毎年夏休みの時期に合わせて「よんでもみませんか」を発行。小学校低学年、中学年、高学年向きの3種類のリストを作成し、市内小学校の全児童へ配付しています。

（3）ブックスタート

ブックスタートは、乳幼児の健全な成長を図るため、親子が肌のぬくもりを感じながら子どもに絵本を使って「ことばかけ」をすることで親子の絆をつくることの大切さを伝える事業です。

柏市では、児童育成課（現：子育て支援課）、地域健康福祉課（現：地域保健課）、図書館の3課連携の事業として平成14年にスタートしました。1歳6か月児の健康診査の会場で、市が購入した絵本を、ボランティアと協働でメッセージを添え、親子に手渡しています。

9 団体貸出

市内の社会教育団体、学校、幼稚園、地域の文庫活動団体や読書サークルなどを対象に、団体貸出を行っています。貸出冊数と期間は、1団体につき200冊まで、1か月です。

10 講座・その他の事業

（1）講座・講演会

大人や子ども向けの講座や講演会を実施しています。

（2）リサイクル

平成7年10月から、本館にリサイクルコーナーを設置、また、平成19年から図書館まつり等でリサイクル本市を開催し、図書館の古くなった本（除籍本）や寄贈されたうち受け入れができなかった本などを無償で配布しています。

（3）読書席

本館2階に45席設置しています（※行事等がない日は、第2会議室を開放（16席））。

（4）プラネタリウム

本館2階に設置しています。

○観覧は無料。

○投影日 毎月第2、第4土曜日とその翌日の日曜日（図書館の休館日は除く）

○投影時間

土曜日：午後 1時30分、午後3時30分

日曜日：午前11時00分、午後1時30分、午後3時30分

○所要時間 約1時間

○定 員 40名

※その他、団体投影（学習投影）あり。

1.1 図書館の発行物

名 称	内 容	発 行 期 間
①図書館年報	図書館に関する統計年報	昭和56年より発行
②写真でみる柏の散歩道 [北部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成5年発行
③写真でみる柏の散歩道 [南部編]	柏市内の史跡・名所の写真と地図	平成8年発行
④よんでみませんか	夏休み推薦図書	平成3年より発行
⑤平和図書目録	平和図書情報	昭和60年～平成10年
⑥館報かしわ	図書館情報	昭和40年～昭和42年
⑦図書館報かしわ	図書館情報	昭和49年～平成7年
⑧かしわ図書館だより	図書館情報	平成8年～平成15年
⑨図書館だより “てのひら”	図書館情報	平成17年～平成31年
⑩かしわストーリー	図書館事業報告	平成30年～

5 図書館システム

昭和54年に策定した柏市中期計画で、地域のコミュニティづくりの核として近隣センターを建設する計画が打ち出され、この中に図書館分館を近隣センターに併設し図書館システムを構築する構想が盛り込まれました。この構想に基づき、分館網を整備し、市内のどこに住んでいても迅速に平等なサービスが受けられるようするため、昭和55年3月にコンピュータ化による業務を開始しました。

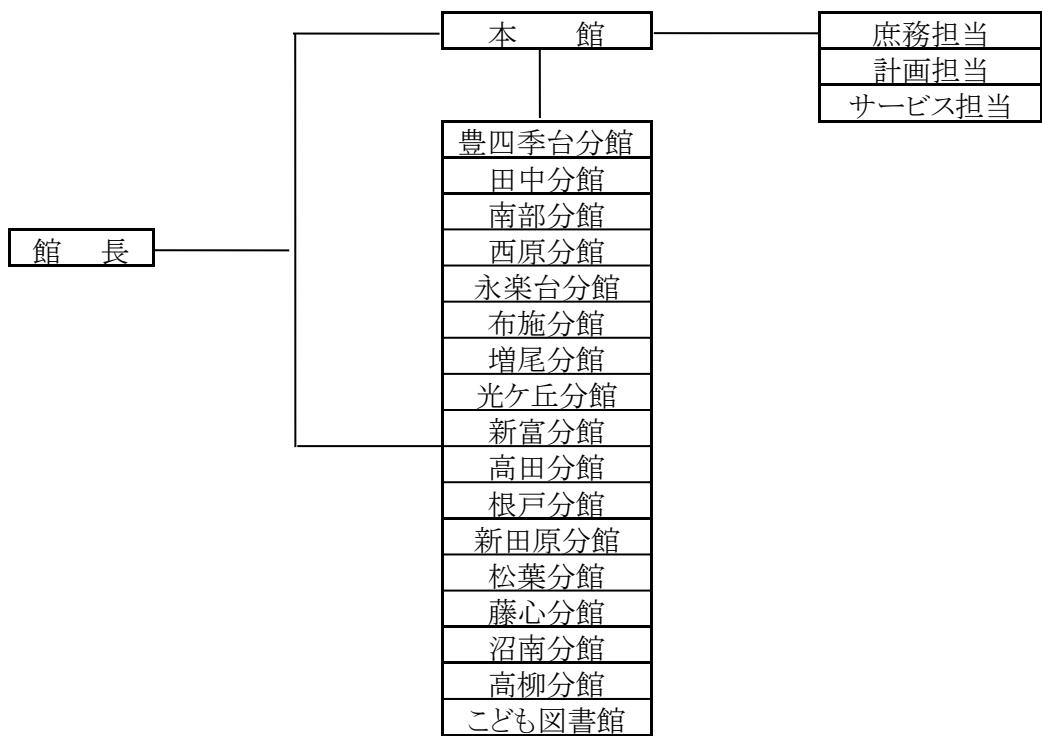
図書館システムの変遷

- 昭和61年、図書データの漢字化や検索機能の拡大を図るため、端末機の更新とともにMARCデータを購入、漢字システムのデータ検索導入。
- 昭和63年、図書館本館内に全館の図書情報を書名、著者名等から検索することができる利用者用図書検索端末機「ケンサクくん」を1台設置。
- 平成8年、従来のOCRナンバーを機器拡張に対応性のあるバーコードに変換。
- 平成13年、クライアントサーバー方式を導入。本館と14分館、移動図書館は本館端末機を介してネットワークを構築し、OPAC（館内用蔵書検索機）を本館（5台）と各分館（1台ずつ）に設置。内容は図書、雑誌の検索のほか、図書館利用案内、行事のお知らせ等の情報も提供。
- 平成14年4月には柏市ホームページでインターネットによる図書館蔵書検索システムを開始。
- 平成17年、沼南町との合併に伴い、同町のシステムを統合、沼南分館と高柳分館を加えた。
- 平成19年、OPAC（館内用蔵書検索機）から所蔵資料の予約が可能となった。また、図書館独自のホームページを作成し、パソコンからインターネットを介して図書・雑誌の予約が可能となった。
- 平成20年、沼南庁舎にこども図書館を整備し、現在本館と17分館のシステムの運用及びデータベースの管理を外部委託。なお、ホームページの機能強化も行い、ホームページ上で貸出記録や予約状況をみることが可能となった。さらに携帯電話からホームページにアクセスが可能となり、パソコンと同一のサービスを行うことが可能となった。
- 平成22年、プロポーザルを実施、管理会社の選定を行い、11月から新システムを稼働。OPAC（館内用蔵書検索機）については、こども・英語対面画面、検索機能等の充実を図った。
- 平成26年、インターネット、OPAC（館内用蔵書検索機）で貸出延長の手続きが可能となった。また、図書館資料の円滑な提供を行うため、返却期限日を4週間過ぎても資料をお返しいただけない資料がある場合、資料をお返しいただくまで貸出停止の措置を講じ、返却期限を守っていただくよう啓発を行うこととした。
- 平成27年、平成22年に導入したシステムの機器入替えを実施。バージョンアップによる業務の効率化とともに、スマートフォン用ホームページの開設、資料一覧の表示機能・お気に入りリストの改善等インターネットによるサービスの利便性の向上を図った。

※個人情報については、「柏市個人情報保護条例」により保護されます。

6 図書館の組織

1 図書館組織図



2 職員配置

令和2年3月31日現在 (単位:人)

館名	職名	館長	副参事	専門監	主幹	副主幹	主査	主任	主事	主事補	計
総括		1	1		1						3
本館	庶務担当					2(1)			1		3(1)
	計画担当						2(1)		1		3(1)
	サービス担当					5(4)	1	5(2)			11(6)
分館	豊四季台					1					1
	田中										
	南部										
	西原										
	永楽台										
	布施										
	増尾										
	光ヶ丘										
	新富										
	高田										
	根戸										
	新田原										
	松葉										
	藤心										
	沼南										
	高柳										
	こども					2(2)					2(2)
	計 18館	1	1		1	10(7)	3(1)	5(2)	2		23(10)

※サービス担当主任2人は再任用、()内は司書有資格者

3 分掌事務

	庶務担当	1 本館及び分館の管理及び運営に関すること。 2 図書館の広報及び統計に関すること。 3 プラネタリウムに関すること。 4 公印に関すること。
市立図書館	計画担当	5 図書館の計画に関すること。 6 柏市立図書館協議会に関すること。
	サービス担当	7 図書館資料の整理、保管及び廃棄に関すること。 8 図書館資料の館内利用及び貸出しに関すること。 9 図書館資料の利用のための相談に関すること。 10 資料の寄贈に関すること。 11 児童サービスに関すること。 12 図書館分館のサービスに関すること。 13 高齢者及び障害者のサービスに関すること。 14 情報資源の検索に関すること。 15 図書館事業の企画及び実施に関すること。 16 公共図書館、大学図書館等との連絡に関すること。 17 読書会等団体の支援に関すること。 18 研修、実習等に関すること。

4 業務改善会議等

(1) 職員会議

毎月第1金曜日に開催し、館長をはじめとした全正規職員が集まり事業等の共通の認識を図るとともに、研修会等の報告、各種協議等を行っています。

(2) 選定会議

サービス担当リーダーを長とし、一般図書担当は毎週水曜日、児童図書担当は毎月第2・4木曜日に実施しています。図書館資料選定会議設置要領に基づき、リクエスト図書の検討や出版情報等を交換しています。

1 市の予算

(単位：千円)

会計区分	令和元年度当初予算	平成30年度当初予算	前年比
一般会計	134,260,000	124,460,000	9,800,000
特別会計	73,725,000	72,998,000	727,000

2 教育費

(単位：千円)

款・目	令和元年度当初予算	平成30年度当初予算	前年比
教育費	17,601,209 (一般会計の13.1%)	12,851,642 (一般会計の10.3%)	4,749,567
図書館費	273,964 (教育費の1.6%)	307,999 (教育費の2.4%)	△34,035

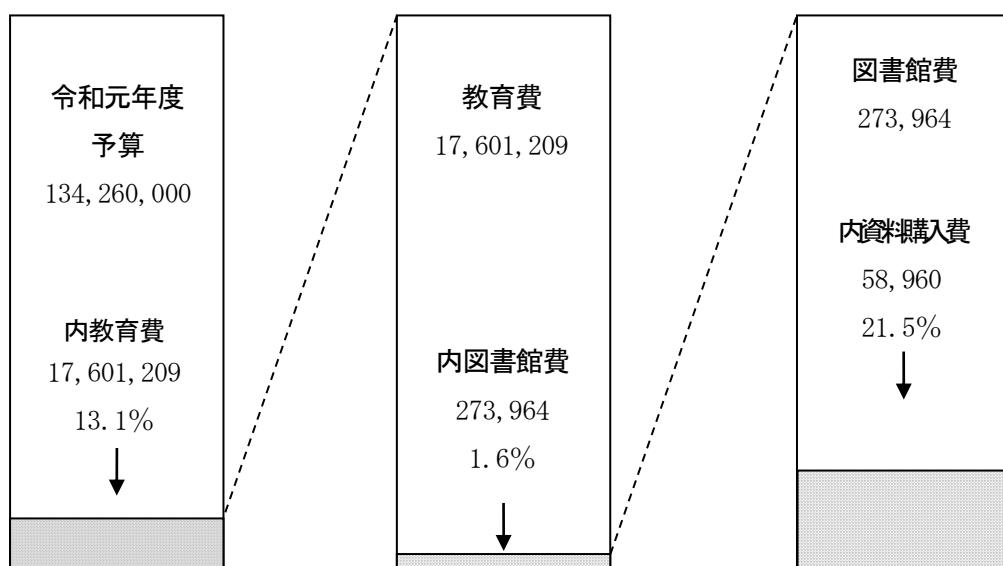
3 図書館費

(単位：千円)

節	令和元年度 当初予算	説明	平成30年度 当初予算
1 報酬	248	◎図書館協議会委員報酬	248
7 賃金	126,886	◎臨時職員賃金	123,961
8 報償費	601	◎講演会講座講師謝礼他	335
9 旅費	472	◎研修会、会議参加旅費他	141
11 需用費	24,776	◎消耗品費 ◎燃料費 ◎印刷製本費 ◎光熱水費 ◎修繕料他	25,397
12 役務費	3,503	◎郵便料 ◎電話料 ◎損害保険料他	3,737
13 委託料	39,632	◎電算システム等保守管理委託 ◎清掃・機械設備保守点検業務委託 ◎警備委託他	36,485
14 使用料及び 賃借料	12,412	◎電算システム借上料 他	18,204
15 工事請負費	0	◎本館空調設備改修工事	46,894
18 備品購入費	63,184	◎図書購入費 ◎視聴覚資料購入費 ◎事業用備品代	50,384
19 負担金補助 及び交付金	2,250	◎日本図書館協会等負担金他	2,213
合計	273,964		307,999

4 市の財政に占める図書館費

(単位：千円)



※その他、視聴覚教育費（教育費）1,222千円（プラネタリウム管理、プラネタリウム事業）
児童福祉総務費（民生費）256千円（ブックスタート事業 内図書館関係経費）

① 図書館の活動状況

■学校・大学等との連携事業

【学びの支援事業】

名称	連携団体名	内容	開催日	場所	参加者数
おびコレ2019	小学校33校 中学校4校	子ども司書が作成した143点の「帯」を巻いたおすすめ本の展示。後日、帯を巻いたまま本の貸出を行った。	7月20日 ～8月30日	本館 他	一
マンデーライブラリーラボ	学校図書館・ 柏の葉サイエンスエデュケーションラボ (KSEL)	科学をテーマとした講座・関連図書の紹介等。図書館休館日の月曜日に開催	7月29日	本館	109人
子ども司書会議（子ども司書養成講座）	柏市教育委員会 指導課	指導課と共に、市内小・中学生215人が参加 ・図書館司書による図書館ツアー ・「こんな図書館あつたらいいな」の発表他	7月～8月 及び12月	本館 他	215人
ドキドキ縄文体験 in図書館	千葉県博図公連携事業実行委員会	縄文時代の文化や土器等の説明後、勾玉作りや実物の土器に触れる体験を開催	10月6日	本館	9人
図書館まつり	市立柏高等学校・柏プラネタリウム研究会	リサイクル本市・高校生によるおはなし会・アポロの月面着陸に関する展示等	10月26日	本館	約580人
市内大学知的書評合戦（ビブリオバトル）	麗澤大学・二松学舎大学・開智国際大学	市内三大学の代表によるビブリオバトルを開催	11月3日	ウェルネス柏	22人
市内高校生知的書評合戦（ビブリオバトル）	高等学校10校	柏市内高校生を対象としたビブリオバトルを開催。後日、図書館本館・分館にてチャンプ本等受賞者作成のPOPを展示	11月3日	ウェルネス柏	61人
市内中学生おすすめ本展示プロジェクト	中学校12校	読書好きの市内中学生が集まり、各自のおすすめ本について語り合い、交流しながら本や読書の面白さが伝わる本棚を創作。図書館本館・分館にて創作した本棚を順次展示	12月15日	ウェルネス柏	12人

【学校図書館支援事業】

名称	内容	開催日	場所
市内高等学校図書館担当者意見交換会	①図書館・高等学校図書館との連携事業についての協議（委員13人出席） ②図書館・高等学校図書館との連携事業についての協議（委員9人出席）	①9月25日 ②1月24日	本館

【市内大学図書館連携事業】

名称	内容	開催日	場所	参加者数
意見交換会	大学図書館市民開放のPRを目的とした合同企画展及び関連講演会に関する実施報告及び事業計画打合せ	①7月9日 ②9月10日	本館	四大学図書館 関係者・図書館職員 ①計8人 ②計7人
企画展	各大学図書館等の秘蔵資料公開及び関連講演会の開催 ①開智国際大学「アジアを結ぶ竹の楽器」 ②麗澤大学「家族とくらしの今昔～古文書と歴史人口ビッグデータから迫る～」 ③二松学舎大学「『三国志』の世界」 ④東京大学「資料提供：東京大学柏図書館」 ⑤柏市立図書館「市内4大学図書館のご案内」	①10月29日 ～11月29日 ②9月20日 ～12月19日 ③10月23日 ～11月30日 ④7月1日 ～12月27日 ⑤11月1日 ～11月24日	①開智国際大学図書館展示台 ②麗澤大学図書館1階ロビー展示スペース ③二松学舎大学附属図書館(柏)3階法人資料室 ④東京大学柏図書館2階展示スペース ⑤本館	—
講演会	①麗澤大学「家族とくらしの今昔～古文書と歴史人口ビッグデータから迫る～」 ②二松学舎大学「いま『三国志』を読む／見る」 ③東京大学「酒と宴、その歴史といまを考える」	①11月8日 ②10月26日 ③11月25日	①麗澤大学図書館3階AVホール ②二松学舎大学柏校舎1号館2階205教室 ③東京大学柏図書館1階コミュニティサロン	—

■参加者同士の交流の機会の創出事業

名称	内容	開催日	場所	参加者数
第1回交流型講演会	地域資料の重要性や収集保存活用方法等についての講演後、グループごとに語り合う交流会を開催	2月16日	パレット柏	21人
オープンテラスの設置	本館エントランスにテーブル・イス・人工芝を設置し、交流やつながりが生まれることを期待し試行したもの	①6月11日 ～6月16日 ②8月15日 ～8月29日 9月10日 ～9月23日 ③1月15日 ～2月13日	本館	—

■特別展示(図書館主催)

名称	内容	開催月(開始月)	場所
・好きな色の本を読んでみよう(本館) ・「こどもの読書週間」おすすめ本の展示(本館) ・入園・入学(本館・新田原・藤心・沼南・こども) ・春の本、おかあさんの本(増尾・新田原) ・新生活に関する本、こどもの日・母の日(新富) ・1年生、ようちえん、ランドセル、さくら、なのはな、さんぽ、おたまじやくし、こいのぼり(高田) ・春の花・こいのぼり(藤心) ・花・春のお出かけ、南部分館の本(新富)	関連図書の展示	4月	本館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館

<ul style="list-style-type: none"> 令和がはじまる～元号大研究～（本館） こどもの日・おかあさん・母の日・むしば・歯医者・とけい（本館・田中・永楽台・増尾・新富・高田・新田原・藤心・沼南・こども） おとうさん、父の日、雨の本（田中・永楽台・増尾・新田原） こいのぼり・端午の節句（本館・高田・新田原・藤心・こども） 運動会の本（本館・増尾・藤心） 遠足、ピクニック（本館・増尾・こども） ブックスタート（沼南） かこさとし追悼（沼南） のりものの本（こども） お外遊び、読みつがれてきた名作（新富） 春薫る、詩や俳句 平成から令和へ、日本のしきたり等（新富） 	関連図書の展示	5月	本館 田中分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館
<ul style="list-style-type: none"> 七夕の本（本館・新田原・藤心） 追悼田辺聖子（本館） 雨の本（本館・永楽台・増尾・新富・高田・新田原・藤心・沼南・こども） 夏の本（永楽台） おとうさんの本（本館・田中・永楽台・増尾・新富・藤心・沼南・こども） 遠足、ピクニック（こども） 課題図書、よんでみませんか（増尾・新田原・沼南） 歯の本（増尾） のりものの本（こども） ブックスタート（沼南） おうち遊び（新富） かえる・梅雨・父の日・傘・プールの本（高田） 虹、カタツムリ、紫陽花、時計、パンダの本（藤心） ファッショ・衣類、2018年度の新着本（新富） 	関連図書の展示	6月	本館 田中分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館
<ul style="list-style-type: none"> おびコレ（本館） 地方出版の本を読んでみませんか（本館） 大野隆司のいろいろな版画の仕事展（本館） 体に良いもの・優しいもの、食べ物特集（新富） 課題図書、よんでみませんか（本館・田中・永楽台・増尾・新富・新田原・藤心・沼南・こども） 七夕・笹飾りの本（本館・新富） 自由研究の本（本館・田中・増尾・新富・こども） 戦争、平和の本（本館・新田原・こども） 夏の本（本館・永楽台・新田原・藤心・こども） 雨の本（増尾） お化け・妖怪・ペンギン・夏祭り（藤心） 海・山の本（本館・藤心） 読書感想文・工作の本（増尾・新富・高田） なつやすみ、プール、あさがお、ひまわり、ほおづき、すいか、うみ、はなび、海水浴（高田・藤心） 	関連図書の展示	7~8月	本館 田中分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館

<ul style="list-style-type: none"> ・課題図書、よんでみませんか（沼南） ・「スポーツ×図書館」ラグビー関連展（本館） ・秋の本（永楽台・増尾・新田原・沼南・こども） ・運動会（本館・高田・新田原・藤心・こども） ・お月見、たべものの本（本館・新富・高田・新田原・藤心・こども） ・敬老の日の本（本館・増尾・高田・新田原・こども） ・おんがくかい・あきのむし・ひがんばな（高田） ・いもほり、彼岸花、目の愛護デー（藤心） ・ハロウィンの本（藤心） ・おばけと魔法の本（永楽台） ・おいしいものの本（増尾） ・防災（本館・田中） ・おじいさん、おばあさんの本（永楽台・高田） ・月・星・宇宙・夜空に関する本（新富） 	関連図書の展示 パネル その他関連グッズ等	9月	本館 田中分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館
<ul style="list-style-type: none"> ・縄文展示（本館） ・吹奏楽特集（本館） ・風水害関連（本館） ・秋の虫（本館） ・秋の果物（本館） ・世界の図書館（本館） ・田中スタンダード（田中） ・子ども司書「おすすめの本」（本館・田中・増尾） ・ハロウィン（本館・田中・増尾・新富・高田・新田原・藤心・沼南・こども） ・落ち葉、りんご、美術館、おおみそかまでの行事（藤心） ・運動会、たべものの本（こども） ・秋の本（本館・田中・永楽台・増尾・新富・高田・新田原・沼南・こども） ・お化け、ゆうれい、魔法、ワクワクする本（永楽台・新富） ・おいしいものの本（増尾） ・ライブラリーフェス（本館） ・かぼちゃ・魔女・おばけ・いもほり・どんぐり・運動会・本・図書館・おんがくかい（高田） ・旬の食材（沼南） ・短編集・和田誠さん追悼（新富） 	関連図書の展示	10月	本館 田中分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館
<ul style="list-style-type: none"> ・こども喜ぶ朝ごはんを作ろう！ ～時短&リメイク料理のご紹介～（本館・こども） ・追悼眉村卓（本館） ・○○年代ベストセラー（本館） ・クリスマスの本（本館・永楽台・増尾・高田・新田原・沼南・こども） ・冬の本（永楽台・増尾・新田原・こども） ・柏市こども司書おすすめ本（本館・新田原） ・秋の本（本館・沼南） ・田中スタンダード（田中） ・歯磨き、虫歯の本（こども） ・秋の実り・むかしばなし（外国のおはなし）（新富） ・おいしいものの本（増尾） ・おびコレ（豊四季台・田中・西原・永楽台・布施・増尾・光ヶ丘・新富・高田・新田原・根戸・松葉・藤心・沼南・高柳） ・おいも、紅葉の本（本館） ・図書館、いもほり、落ち葉、紅葉、マラソン（高田） ・大人のプチ遠足・ポジティブな生き方（新富） 	関連図書の展示	11月	本館 豊四季台分館 田中分館 西原分館 永楽台分館 布施分館 増尾分館 光ヶ丘分館 新富分館 高田分館 新田原分館 松葉分館 藤心分館 沼南分館 高柳分館 こども図書館

<ul style="list-style-type: none"> まるごと大野隆司展（本館） 高校生ビブリオバトルチャンプ本展示（本館・新田原・沼南） プラネタリウム×図書館投影テーマ（本館） 中学生おすすめ本展示プロジェクト（本館） 冬の本（本館・増尾・高田・新田原・藤心・こども） クリスマスの本／年末年始の本（本館・田中・永楽台・増尾・新富・高田・新田原・沼南・こども） お正月の本（田中・増尾・新富・高田・新田原・藤心・沼南・こども） 雪の本（本館・高田・藤心） 小風さち氏作品展示（本館・新富） 干支の本（本館・こども） スキー・てぶくろ・マフラー・セーターの本（高田） 雪だるま、雪女、かさじぞうの本（藤心） おびコレ・クリスマス/年末年始の本（新富） 	関連図書の展示	12月	本館 田中分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年こんなことがありました（本館） おもち・渡り鳥・スキー・そりあそび・てぶくろ・マフラー・セーターの本（高田・藤心） お正月の本（本館・増尾・沼南・藤心） 干支（ねずみ）の本（本館・新富・高田・こども） 冬の本（本館・永楽台・増尾・高田・こども） 鬼、節分の本（本館・田中・増尾・新田原・藤心・沼南・こども） チョコレート、バレンタイン（田中・増尾・藤心） 雪の本（高田） インフルエンザの本（田中） 伝承あそび（新富） 高校生ビブリオバトルチャンプ本展示（沼南） エッセイ・大活字本・落語の本（新富） 	関連図書の展示	1月	本館 田中分館 永楽台分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館
<ul style="list-style-type: none"> 大人の方も児童書を読んでみませんか（本館） 追悼野村克也（本館） 冬の本（本館・増尾・こども） 節分の本（本館・田中・増尾・高田） バレンタイン、チョコレートの本（田中・増尾・高田・藤心） ひな祭りの本（本館・田中・増尾・高田・新田原・藤心・沼南・こども） インフルエンザの本（田中） 和歌山静子さんの本（藤心） 手遊び歌・桃の節句・花について（新富） 柏絵本の会・手作り絵本（本館） 2/22 でねこのひ、高畠那生の本（高田） 岩波ジュニアの古典・名作（新富） 	関連図書の展示	2月	本館 田中分館 増尾分館 新富分館 高田分館 新田原分館 藤心分館 沼南分館 こども図書館

■特別展示（他団体主催）

名称	内容	開催日	場所
柏えほんの会	手作り絵本展	2月20日 ～3月1日	本館

■おはなし会

名称	内容	開催日	場所	参加者数
夏休みおはなし会	すばなし、ビッグブック、手遊び等	8月1日	本館	22人
冬休みおはなし会	すばなし、ビッグブック、絵本、手遊び等	12月19日	本館	22人

※他に、以下の本館・分館で定期的におはなし会（絵本の読み聞かせ等）を開催

開催館	開催日	開催回数	参加者数	開催館	開催日	開催回数	参加者数
本館	毎週木曜日、 第3土曜日	48回	328人	高田分館	第3金曜日、 奇数月第2木曜日	17回	116人
豊四季台分館	毎週水曜日	44回	439人	根戸分館	第1金曜日、 第3土曜日	20回	135人
田中分館	第3又は第4 木曜日	10回	137人	新田原分館	毎週土曜日	38回	201人
西原分館	第3金曜日	10回	55人	松葉分館	第2水曜日	10回	125人
布施分館	奇数月第3土 曜日	5回	54人	藤心分館	第2金曜日、 奇数月第3金曜日	15回	164人
増尾分館	第3木曜日	11回	125人	高柳分館	第1火曜日	8回	40人
光ヶ丘分館	第2火曜日	10回	115人	こども図書館	毎日	302回	8,892人
新富分館	第1水曜日	11回	113人				

② ブックスタート関連事業

■講演会

名称	内容	開催日	場所	参加者数
乳幼児読書講演会	童話作家・小風さちさんによる講演 「お話を生まれるまで　わにわにの誕生など」	12月21日	アミュゼ柏	88人

■ブックスタート参加者数等

実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数	実施月	受診者数	図書受取者数	ボランティア参加者数
4月	300人	300人	58人	10月	275人	275人	34人
5月	292人	292人	49人	11月	249人	249人	40人
6月	272人	272人	46人	12月	266人	266人	44人
7月	276人	275人	42人	1月	256人	256人	44人
8月	296人	296人	41人	2月	288人	288人	35人
9月	252人	252人	41人	3月	263人	263人	0人
				計	3,285人	3,284人	474人

※受診者数…1歳6か月児健康診査の受診者数

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、3月のボランティア活動は行っておりません。

■ブックリスト配付

名称	内容	開催回数	場所	参加者数
3歳児健康診査時ブックリスト配付	ブックスタート事業（1歳6か月児健康診査時）のフォローアップ事業として位置づけ、3歳児健康診査時に幼児向けブックリストを配付	月4回、 年48回開催	ウェルネス柏	3,336人

③ 課題解決支援事業

■課題解決支援・情報提供関係（各部署関連）

名称	内容	開催日	場所	担当課
かしわ家在宅医療 ものがたり展	関連図書の展示	4月2日 ～4月14日	本館	地域医療推進課
ゴミゼロ運動	関連図書の展示	5月14日 ～5月26日	本館	環境サービス課
公立保育園の給食紹介	関連図書の展示	6月4日 ～6月17日	本館	保育運営課
「農と自然と歴史のまち 沼南の魅力」パネル展示会	関連図書の展示、パネル展示	6月18日 ～7月2日	本館	環境政策課
「スポーツ×図書館」 ラグビー関連展	関連図書の展示 パネル その他関連グッズ	9月3日 ～9月15日	本館	スポーツ課
「健康増進普及週間」 がん検診、受動喫煙防止、生活習慣病予防、栄養、歯科に関する啓発	ポスター掲示、関連パンフレットの配布	9月17日 ～9月30日	本館	健康増進課
芹沢鉢介について	関連図書の展示	12月20日 ～1月13日	本館 沼南分館	文化課
「成年年齢引下げ」「消費者教育」「消費生活」関連	パネル展示	1月21日 ～2月4日	本館	消費生活センター
～3月は自殺対策強化月間です～ ゲートキーパーを知っていますか	関連図書の展示	2月28日 ～3月1日	本館	社会福祉課

■子育て支援関係（こども図書館関連）

名称	内容	開催日	場所	参加者数等
こども図書館 講演会・開館 11 周年記念行事・ 毎日おはなし会 等の開催	①読み聞かせボランティアによる毎日おはなし会・音楽会等の開催 ②こども図書館開館 11 周年記念行事(おはなし会) ③クリスマスおはなし会 ④二松学舎大学附属柏中学校・高等学校吹奏楽部「音楽とおはなしの会」 ⑤柏歯科医師会「お子さんのためのむし歯予防術！」(地域保健課) ⑥わくわく人形劇まつり(中央公民館) ⑦「土器拓本しおりを作ろう！」(文化課) ⑧「母と子のつどい」柏市民健康づくり推進員(地域保健課)	①4月1日 ～2月21日 ②8月9日 ③12月22日 ④12月25日 ⑤11月17日 ⑥11月17日 ⑦12月26日 ⑧4月5日 5月10日 6月7日 7月5日 9月6日 10月4日 11月1日 12月6日 2月7日	こども図書館	①8,892人 ②159人 ③222人 ④187人 ⑤85人 ⑥122人 ⑦84人 ⑧318人 ※こども図書館 年間来館者数等 ・来館者 73,138人 ・行事参加者 9,379人 ・ボランティア参加者 883人 ・イベント開催数 313回
図書館おはなし会ボランティア研修会・交流会	①図書館読み聞かせボランティア養成講座 ②分館読み聞かせボランティア意見交換会 ③図書館読み聞かせボランティア研修会	①7月19日 ②11月19日 ②2月13日	①本館 ②本館 ③アミュゼ柏 プラザ	①24人 ②12人 ③50人
ユニバーサルデザイン絵本コーナーの設置	視聴覚障がい児他も利用できるさわって遊ぶ絵本等の提供		こども図書館	

④ その他事業

■地域アーカイブ支援

名称	内容	開催日	場所
「つくばエクスプレスと柏の葉地域」	市民団体「フォトアーカイブス柏」, 文化課と連携した写真展	3月1日 ～7月31日	本館

■プラネタリウム事業

図書館本館内にあるプラネタリウムの運営を、毎月、第2・第4 土曜日とそれに続く日曜日に実施しています。夜空に輝く季節の星空とそれにまつわる神話や天文情報も交えて楽しく解説しながら、約1時間のプログラムを投影しています。

【プラネタリウム利用状況（令和元年度）】

区分	投影日数	投影回数	児童	学生	一般	利用者計
一般投影	38日	95回	360人	67人	763人	1,190人
団体投影	15日	28回	708人	0人	91人	799人

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、令和2年2月22日から休演

■郷土資料のデジタル化

内 容	点 数
パンフレット 他	2 点

■リサイクル本の有効活用

名 称	開催日	活用冊数
ひまわりプラザまつり	5月 26 日	1,487 冊
図書館まつり	10月 26 日	5,269 冊
他	随時	4,046 冊

⑤ 図書館協議会開催状況

開催日	内 容
令和元年 7月 10 日	<ul style="list-style-type: none">平成 30 年度主要事業報告について令和元年度柏市教育行政重点化方針について情報提供：社会教育・生涯学習の基礎／丹間委員グループワーク：社会教育施設としての図書館の可能性
令和元年 10 月 2 日	<ul style="list-style-type: none">令和元年度上半期事業報告について読書バリアフリー法の制定について令和元年度第 1 回柏市立図書館協議会の振り返り情報提供：限られた資源を生かす仕組みづくり～E x e d r a での事業展開を基に～／羽村委員グループワーク：現状の課題を踏まえ、あり方とリンクした今後の図書館事業のアイデア出し
令和 2 年 3 月 18 日	<ul style="list-style-type: none">新型コロナウイルス対応について令和元年度事業報告について令和 2 年度予算及び事業計画について令和元年度第 1 回・2 回柏市立図書館協議会の振り返り情報提供：C o d e r D o j o での創造的活動／宮島委員情報提供を踏まえた協議

※令和元年度の統計数値について

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、令和2年3月2日から全館臨時休館をしたため、令和元年度の数値は前年度の数値と比べて大きく変動しています。

9 目で見る統計

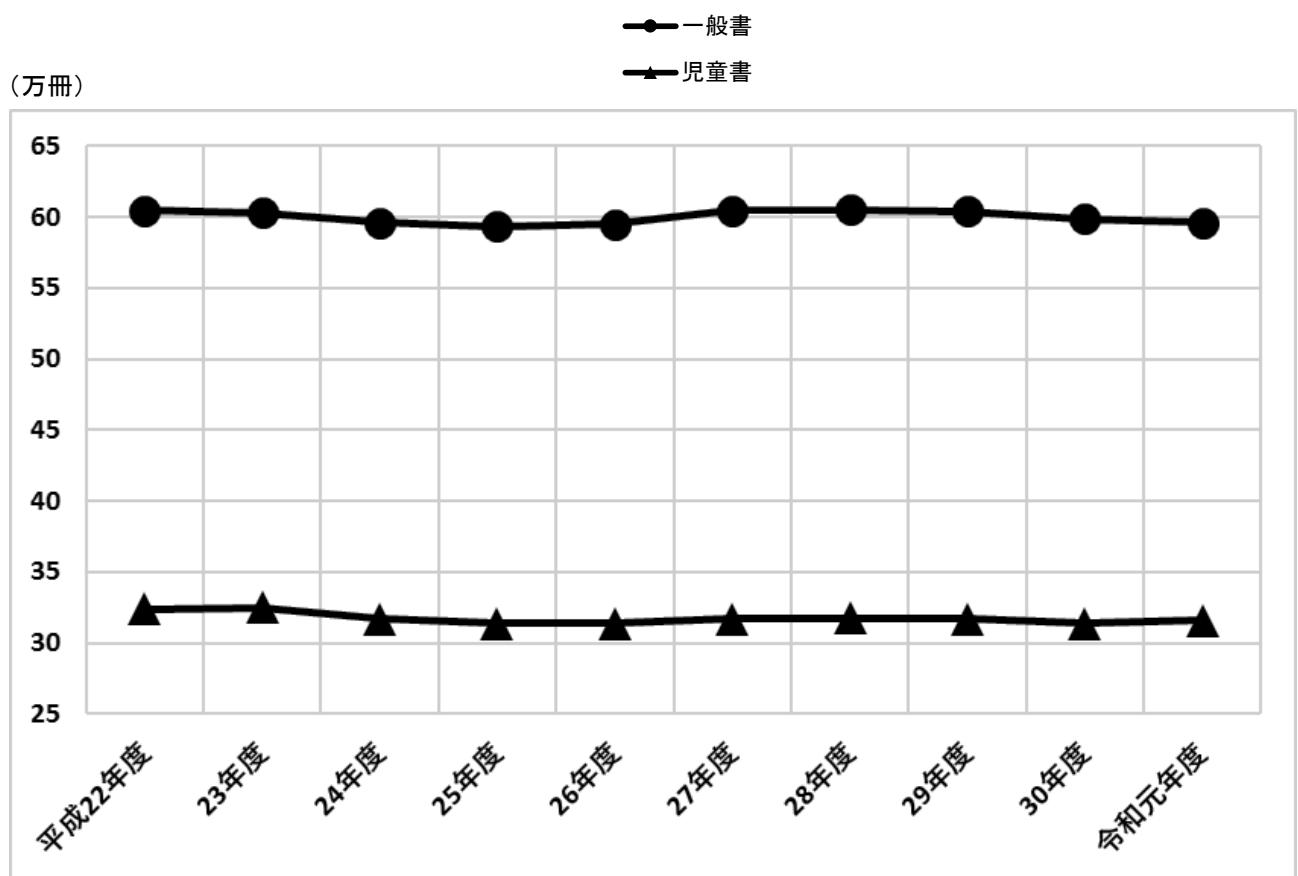
(1) 蔵書統計

一般書及び児童書の推移（10年間）

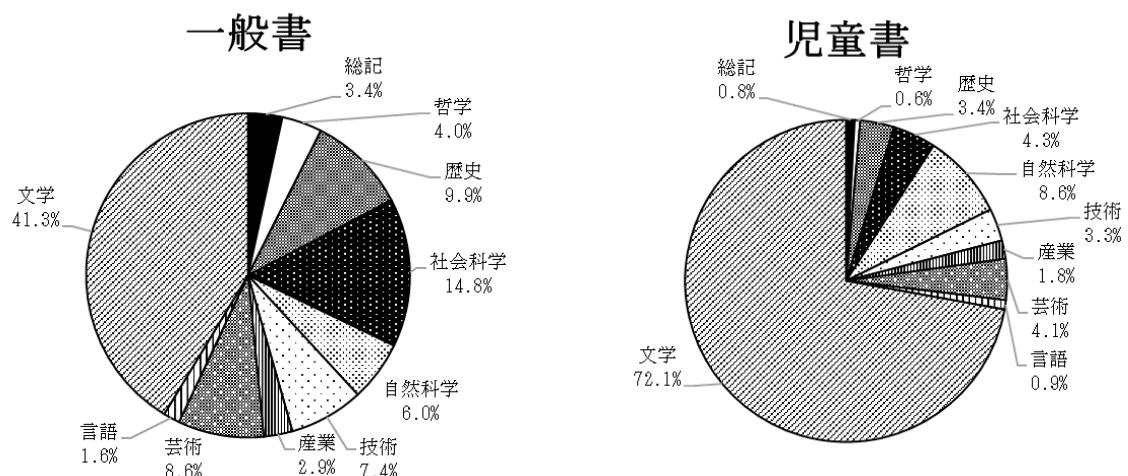
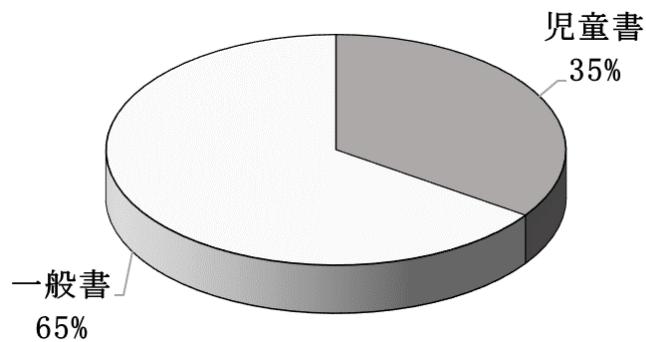
（単位：冊）

年度	平成 22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和 元年度
一般書	604,897	603,149	596,172	593,284	595,285	604,517	605,413	604,032	598,633	596,299
児童書	323,602	324,916	317,075	313,827	313,639	317,136	317,408	317,082	313,593	315,715
計	928,499	928,065	913,247	907,111	908,924	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014

蔵書数の推移

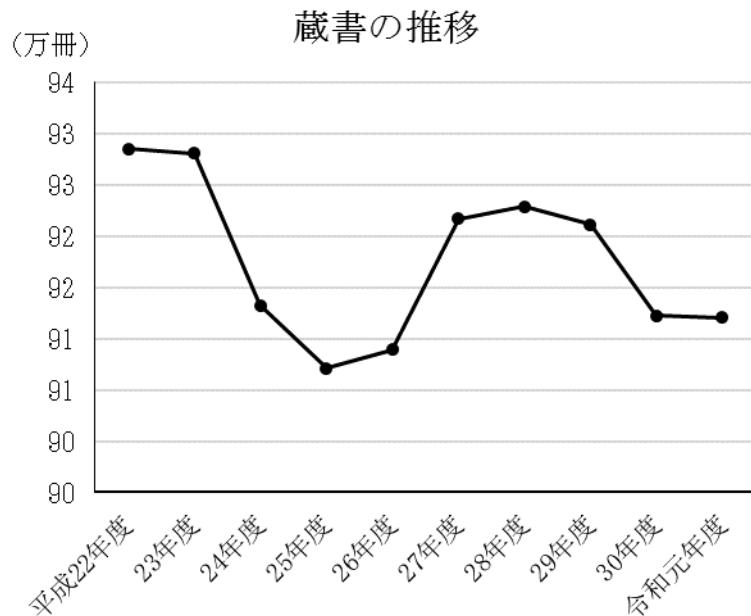


分類別蔵書構成比(令和元年度)



蔵書の推移(10年間)

年度	(単位:冊)										
	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	
前年度末	905,754	928,499	928,065	913,247	907,111	908,924	921,653	922,821	921,114	912,226	
購入	34,461	31,906	29,945	31,695	30,743	28,957	30,201	29,931	28,448	29,824	
寄贈	9,017	7,978	4,043	5,124	6,302	4,732	6,484	5,052	5,182	2,919	
除籍	20,733	40,318	48,806	42,955	35,232	20,960	35,517	36,690	42,518	32,955	
計	928,499	928,065	913,247	907,111	908,924	921,653	922,821	921,114	912,226	912,014	



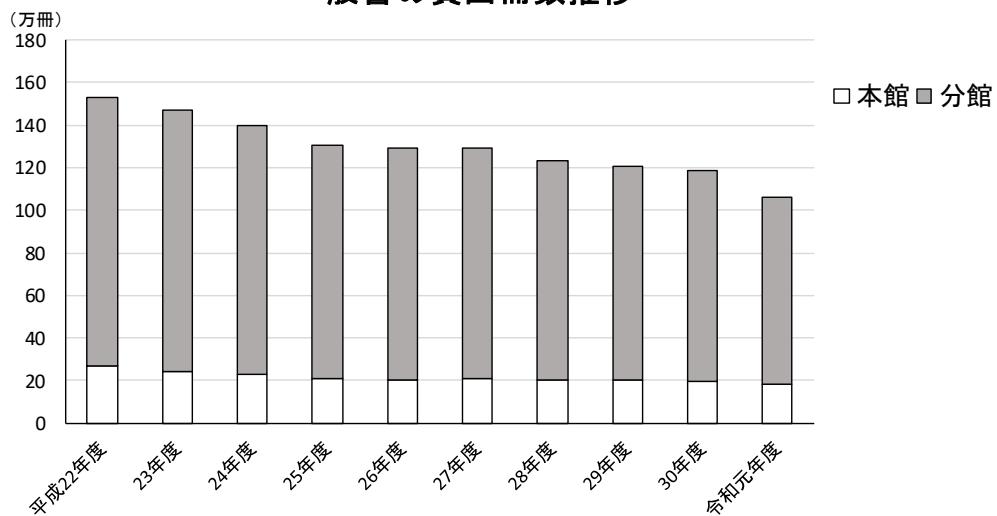
(2) 貸出冊数

一般書の貸出冊数推移(10年間)

(単位：冊)

年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
本館	267,267	241,881	231,577	210,562	204,741	210,130	205,194	202,848	194,507	180,483
分館	1,263,671	1,226,234	1,165,603	1,095,292	1,090,057	1,082,473	1,028,872	1,002,301	990,030	878,953
計	1,530,938	1,468,115	1,397,180	1,305,854	1,294,798	1,292,603	1,234,066	1,234,066	1,184,537	1,059,436

一般書の貸出冊数推移

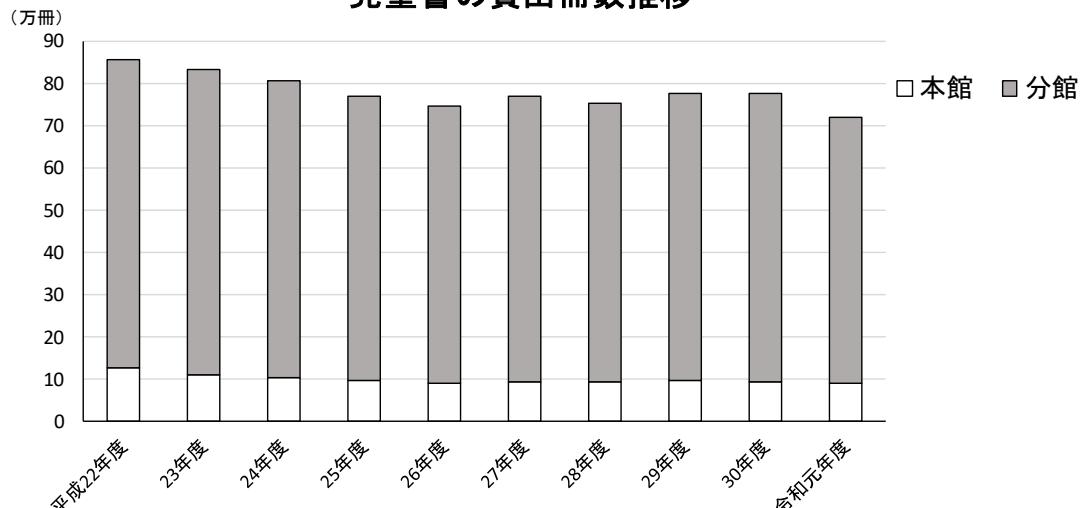


児童書の貸出冊数推移(10年間)

(単位：冊)

年度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
本館	125,171	107,874	102,137	95,000	88,850	92,540	91,435	96,399	92,746	89,442
分館	729,985	723,525	703,484	673,816	657,431	674,826	660,603	679,851	681,087	628,141
計	898,128	855,156	831,399	805,621	768,816	746,281	767,366	752,038	773,833	717,583

児童書の貸出冊数推移

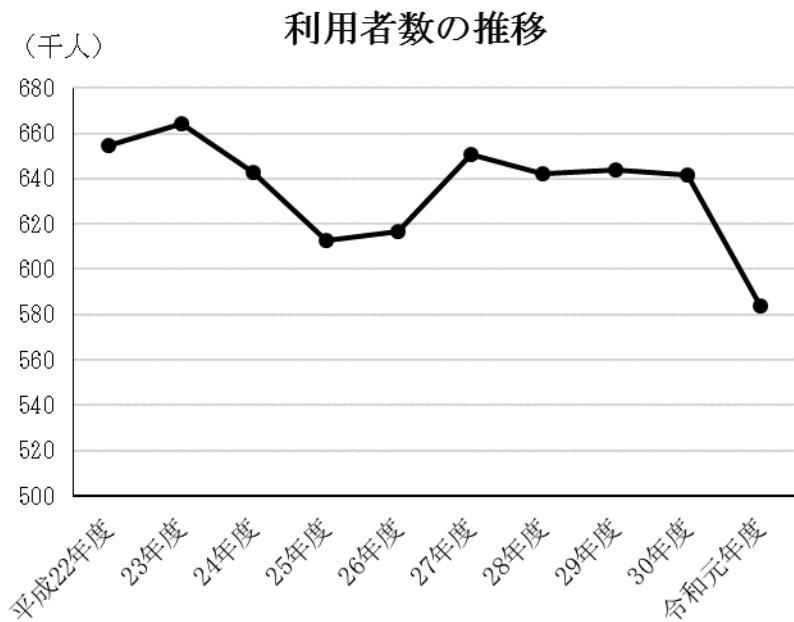


(3) 利用者数

利用者数の推移（10年間）

（単位：人）

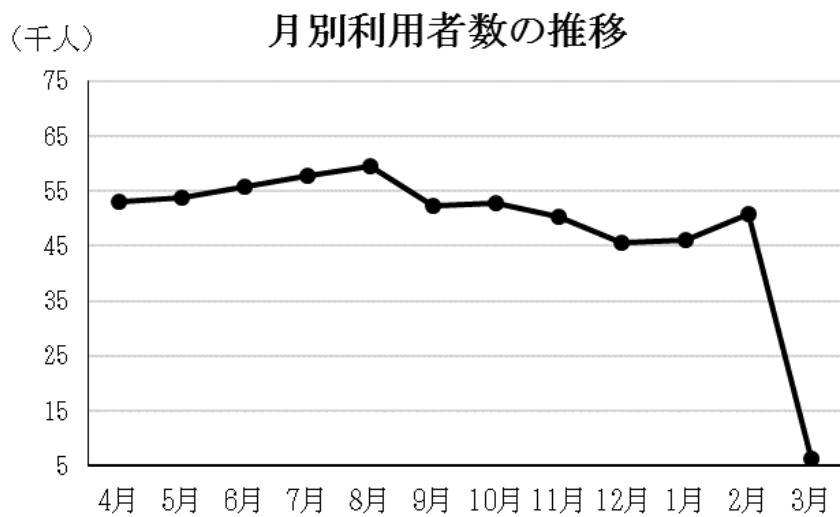
年 度	平成22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
利用者数	654,787	664,224	642,547	612,472	616,604	650,568	641,983	644,053	641,685	583,991



月別利用者数の推移（令和元年度）

（単位：人）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用者数	53,151	53,700	55,707	57,734	59,528	52,389	52,880	50,224	45,563	46,062	50,785	6,268	583,991

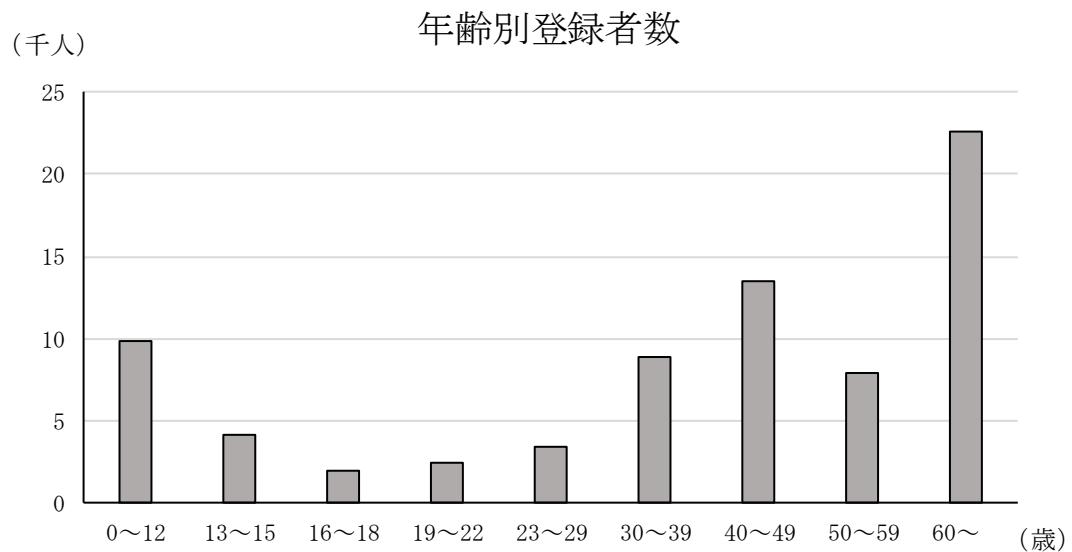


年齢別登録者数（令和元年度）

（単位：人）

年齢	0～12	13～15	16～18	19～22	23～29	30～39	40～49	50～59	60～	計
登録者数	9,806	4,045	1,942	2,449	3,313	8,892	13,506	7,870	22,580	74,403

（団体含まず）



10 統計表一覧

(1) 藏書冊数

令和元年度 分類別藏書冊数(単位:冊)

館名 分類		本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富
総記	一般書	4,865	345	298	311	307	382	258	328	463	400
	児童書	374	68	211	99	84	206	88	136	132	131
	計	5,239	413	509	410	391	588	346	464	595	531
哲学	一般書	4,862	854	513	493	561	861	447	894	900	593
	児童書	256	79	74	85	62	92	78	75	87	112
	計	5,118	933	587	578	623	953	525	969	987	705
歴史	一般書	11,296	1,982	1,849	1,502	1,582	1,868	1,847	2,297	2,150	1,613
	児童書	1,357	403	550	454	491	553	488	466	478	532
	計	12,653	2,385	2,399	1,956	2,073	2,421	2,335	2,763	2,628	2,145
社会科学	一般書	17,326	2,457	2,444	2,314	2,020	2,363	2,372	3,020	2,817	2,232
	児童書	1,878	430	615	465	536	650	920	774	634	641
	計	19,204	2,887	3,059	2,779	2,556	3,013	3,292	3,794	3,451	2,873
自然科学	一般書	7,185	1,271	1,083	1,005	1,068	1,400	1,025	1,658	1,345	1,129
	児童書	2,993	1,035	1,285	1,023	1,346	1,605	1,299	1,221	1,387	1,282
	計	10,178	2,306	2,368	2,028	2,414	3,005	2,324	2,879	2,732	2,411
技術	一般書	6,141	1,726	1,931	1,402	1,845	2,349	1,769	2,315	2,084	1,710
	児童書	1,083	414	520	432	501	619	544	555	448	574
	計	7,224	2,140	2,451	1,834	2,346	2,968	2,313	2,870	2,532	2,284
産業	一般書	3,222	486	546	483	670	708	594	836	590	551
	児童書	707	241	339	239	272	367	310	290	241	335
	計	3,929	727	885	722	942	1,075	904	1,126	831	886
芸術	一般書	8,202	1,652	1,754	1,451	1,363	1,375	1,541	2,015	1,676	1,389
	児童書	1,514	530	708	473	705	733	743	611	561	614
	計	9,716	2,182	2,462	1,924	2,068	2,108	2,284	2,626	2,237	2,003
言語	一般書	2,198	316	285	276	314	316	275	411	380	288
	児童書	443	195	151	88	122	145	174	120	180	141
	計	2,641	511	436	364	436	461	449	531	560	429
文学	一般書	26,298	10,995	8,997	7,051	7,441	7,156	8,124	8,592	9,406	8,872
	児童書	16,885	8,885	10,365	8,523	9,551	11,485	9,141	9,576	10,932	10,175
	計	43,183	19,880	19,362	15,574	16,992	18,641	17,265	18,168	20,338	19,047
合計	一般書	91,595	22,084	19,700	16,288	17,171	18,778	18,252	22,366	21,811	18,777
	児童書	27,490	12,280	14,818	11,881	13,670	16,455	13,785	13,824	15,080	14,537
	計	119,085	34,364	34,518	28,169	30,841	35,233	32,037	36,190	36,891	33,314
館別比率(%)		13.0	3.8	3.8	3.1	3.4	3.9	3.5	4.0	4.0	3.7

館名 分類		高田	根戸	新田原	松葉	藤心	沼南	高柳	こども	保存庫	合計
総記	一般書	409	418	342	528	323	666	206	191	9,288	20,328
	児童書	142	88	84	157	78	76	65	31	416	2,666
	計	551	506	426	685	401	742	271	222	9,704	22,994
哲学	一般書	436	639	501	917	586	1,545	652	28	7,681	23,963
	児童書	58	77	57	94	93	95	49	14	251	1,788
	計	494	716	558	1,011	679	1,640	701	42	7,932	25,751
歴史	一般書	1,614	1,798	1,445	2,413	1,503	3,583	1,258	231	17,114	58,945
	児童書	641	396	414	633	374	434	296	73	1,723	10,756
	計	2,255	2,194	1,859	3,046	1,877	4,017	1,554	304	18,837	69,701
社会科学	一般書	1,697	2,586	1,975	3,174	2,087	4,414	1,694	988	30,409	88,389
	児童書	725	556	571	881	609	541	365	285	1,595	13,671
	計	2,422	3,142	2,546	4,055	2,696	4,955	2,059	1,273	32,004	102,060
自然科学	一般書	1,107	1,394	1,100	1,818	1,132	2,145	899	443	7,676	35,883
	児童書	1,534	1,206	1,140	1,784	977	1,282	579	1,195	2,837	27,010
	計	2,641	2,600	2,240	3,602	2,109	3,427	1,478	1,638	10,513	62,893
技術	一般書	1,819	1,790	1,674	2,243	1,951	2,608	1,603	1,133	6,225	44,318
	児童書	549	474	474	623	454	480	338	314	913	10,309
	計	2,368	2,264	2,148	2,866	2,405	3,088	1,941	1,447	7,138	54,627
産業	一般書	450	617	582	754	655	1,272	513	21	3,602	17,152
	児童書	309	306	230	392	252	244	237	98	407	5,816
	計	759	923	812	1,146	907	1,516	750	119	4,009	22,968
芸術	一般書	1,459	1,475	1,304	1,919	1,663	4,806	1,881	211	13,849	50,985
	児童書	721	538	566	849	454	374	247	533	1,489	12,963
	計	2,180	2,013	1,870	2,768	2,117	5,180	2,128	744	15,338	63,948
言語	一般書	239	400	275	549	356	769	201	1	1,982	9,831
	児童書	136	120	130	199	115	166	71	40	220	2,956
	計	375	520	405	748	471	935	272	41	2,202	12,787
文学	一般書	8,325	7,211	6,487	11,265	7,861	14,132	6,755	137	81,400	246,505
	児童書	11,257	8,798	8,733	12,544	9,366	9,669	8,036	16,660	37,199	227,780
	計	19,582	16,009	15,220	23,809	17,227	23,801	14,791	16,797	118,599	474,285
合計	一般書	17,555	18,328	15,685	25,580	18,117	35,940	15,662	3,384	179,226	596,299
	児童書	16,072	12,559	12,399	18,156	12,772	13,361	10,283	19,243	47,050	315,715
	計	33,627	30,887	28,084	43,736	30,889	49,301	25,945	22,627	226,276	912,014
館別比率 (%)		3.7	3.4	3.0	4.8	3.4	5.4	2.8	2.5	24.8	100.0

※館名の「保存庫」は、本館・布施分館・沼南分館・こども図書館の保存庫の合計冊数

(2) 図書貸出状況

令和元年度 月別貸出冊数(単位:冊)

館名 分類		本館	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	光ヶ丘	新富
4月	一般書	16,775	8,309	4,864	1,462	4,631	5,995	2,350	6,476	9,895	4,203
	児童書	7,220	3,976	5,582	329	2,454	3,191	757	3,007	4,215	2,870
	計	23,995	12,285	10,446	1,791	7,085	9,186	3,107	9,483	14,110	7,073
5月	一般書	16,934	8,697	5,123	1,572	4,735	6,012	2,388	6,668	9,762	4,277
	児童書	7,452	3,769	5,200	311	2,158	3,437	589	2,655	3,929	2,763
	計	24,386	12,466	10,323	1,883	6,893	9,449	2,977	9,323	13,691	7,040
6月	一般書	17,346	8,803	5,153	1,428	4,707	6,164	2,296	6,571	9,708	4,350
	児童書	8,273	4,681	6,202	317	2,560	3,740	784	3,066	4,777	2,896
	計	25,619	13,484	11,355	1,745	7,267	9,904	3,080	9,637	14,485	7,246
7月	一般書	17,087	8,510	5,112	1,534	4,678	6,015	2,344	6,435	9,773	4,256
	児童書	10,717	4,901	6,894	322	2,817	3,782	786	3,725	5,022	3,318
	計	27,804	13,411	12,006	1,856	7,495	9,797	3,130	10,160	14,795	7,574
8月	一般書	17,934	8,590	5,220	1,395	4,682	6,063	2,357	6,360	9,816	4,417
	児童書	11,076	5,469	6,794	339	2,906	4,085	1,121	3,443	5,881	3,579
	計	29,010	14,059	12,014	1,734	7,588	10,148	3,478	9,803	15,697	7,996
9月	一般書	16,512	8,265	4,817	1,324	4,441	5,684	2,238	6,100	9,350	4,180
	児童書	7,866	4,758	6,295	293	2,281	3,492	767	2,935	3,967	3,056
	計	24,378	13,023	11,112	1,617	6,722	9,176	3,005	9,035	13,317	7,236
10月	一般書	16,099	8,444	4,963	1,349	4,518	5,909	2,280	5,970	9,339	4,008
	児童書	7,020	4,457	6,372	331	2,435	3,202	855	3,043	4,387	2,788
	計	23,119	12,901	11,335	1,680	6,953	9,111	3,135	9,013	13,726	6,796
11月	一般書	13,712	7,191	4,780	1,367	4,366	5,787	2,070	5,968	9,277	4,081
	児童書	6,418	3,450	6,673	418	2,535	3,429	808	2,896	4,377	3,111
	計	20,130	10,641	11,453	1,785	6,901	9,216	2,878	8,864	13,654	7,192
12月	一般書	13,158	7,417	4,403	1,241	4,309	5,196	2,014	5,312	8,325	3,713
	児童書	6,333	4,049	5,747	372	2,135	3,056	660	2,323	3,807	2,708
	計	19,491	11,466	10,150	1,613	6,444	8,252	2,674	7,635	12,132	6,421
1月	一般書	15,637	7,748	4,782	1,192	3,514	5,457	1,655	4,638	8,919	3,606
	児童書	7,275	4,102	6,567	282	1,810	3,088	582	2,211	3,774	2,435
	計	22,912	11,850	11,349	1,474	5,324	8,545	2,237	6,849	12,693	6,041
2月	一般書	17,226	8,902	4,597	1,428	4,310	4,942	2,596	6,429	8,145	3,519
	児童書	8,741	4,917	6,200	297	2,470	3,126	975	3,228	3,423	2,472
	計	25,967	13,819	10,797	1,725	6,780	8,068	3,571	9,657	11,568	5,991
3月	一般書	2,063	983	606	119	117	746	207	726	1,076	491
	児童書	1,051	596	967	15	92	551	164	422	489	490
	計	3,114	1,579	1,573	134	209	1,297	371	1,148	1,565	981
合計	一般書	180,483	91,859	54,420	15,411	49,008	63,970	24,795	67,653	103,385	45,101
	児童書	89,442	49,125	69,493	3,626	26,653	38,179	8,848	32,954	48,048	32,486
	計	269,925	140,984	123,913	19,037	75,661	102,149	33,643	100,607	151,433	77,587
館別比率(%)		15.2	7.9	7.0	1.0	4.3	5.7	1.9	5.7	8.5	4.4

館名 分類		高 田	根 戸	新田原	松 葉	藤 心	沼 南	高 柳	こども	合 計	構成比率 (%)
4 月	一般書	3,574	3,707	3,155	9,266	4,430	4,358	3,992	1,285	98,727	9.0
	児童書	2,611	1,633	2,064	4,564	1,876	1,108	2,454	10,867	60,778	
	計	6,185	5,340	5,219	13,830	6,306	5,466	6,446	12,152	159,505	
5 月	一般書	3,458	3,643	3,044	9,608	4,725	4,443	4,002	1,258	100,349	8.9
	児童書	2,369	1,660	1,947	4,593	1,489	966	2,428	10,529	58,244	
	計	5,827	5,303	4,991	14,201	6,214	5,409	6,430	11,787	158,593	
6 月	一般書	3,593	3,488	3,305	9,404	4,700	4,558	4,434	1,546	101,554	9.6
	児童書	2,493	1,760	2,383	5,466	1,991	1,254	2,626	13,109	68,378	
	計	6,086	5,248	5,688	14,870	6,691	5,812	7,060	14,655	169,932	
7 月	一般書	3,728	3,485	3,253	9,401	4,595	4,448	4,146	1,517	100,317	9.9
	児童書	2,623	1,921	2,248	5,901	2,454	1,522	2,815	14,622	76,390	
	計	6,351	5,406	5,501	15,302	7,049	5,970	6,961	16,139	176,707	
8 月	一般書	3,848	3,336	3,347	9,492	4,842	4,762	4,435	1,445	102,341	10.3
	児童書	2,907	1,852	2,410	5,639	2,814	1,569	3,183	15,262	80,329	
	計	6,755	5,188	5,757	15,131	7,656	6,331	7,618	16,707	182,670	
9 月	一般書	3,181	3,158	3,119	8,773	4,390	4,001	3,731	1,305	94,569	8.9
	児童書	2,169	1,637	1,930	4,378	2,055	1,076	2,312	12,615	63,882	
	計	5,350	4,795	5,049	13,151	6,445	5,077	6,043	13,920	158,451	
10 月	一般書	3,474	3,127	3,125	8,944	4,463	4,165	3,779	1,326	95,282	8.9
	児童書	2,576	1,700	2,288	4,150	2,033	1,171	2,712	11,615	63,135	
	計	6,050	4,827	5,413	13,094	6,496	5,336	6,491	12,941	158,417	
11 月	一般書	3,736	3,329	3,072	8,693	4,415	3,882	3,582	1,215	90,523	8.6
	児童書	2,553	1,708	2,103	4,478	2,005	1,119	2,394	11,642	62,117	
	計	6,289	5,037	5,175	13,171	6,420	5,001	5,976	12,857	152,640	
12 月	一般書	3,379	3,230	2,845	8,327	4,027	3,646	3,446	1,086	85,074	7.9
	児童書	2,252	1,454	1,989	3,918	1,776	1,032	2,451	9,665	55,727	
	計	5,631	4,684	4,834	12,245	5,803	4,678	5,897	10,751	140,801	
1 月	一般書	3,501	3,307	2,363	7,174	4,233	4,168	3,068	909	85,871	7.9
	児童書	2,451	1,402	1,512	3,215	1,805	1,287	1,712	8,742	54,252	
	計	5,952	4,709	3,875	10,389	6,038	5,455	4,780	9,651	140,123	
2 月	一般書	3,089	2,951	3,403	9,168	4,011	3,774	4,060	1,240	93,790	9.0
	児童書	2,525	1,249	2,379	4,781	1,841	1,265	2,651	12,803	65,343	
	計	5,614	4,200	5,782	13,949	5,852	5,039	6,711	14,043	159,133	
3 月	一般書	494	512	427	924	462	478	466	142	11,039	1.1
	児童書	355	255	402	757	448	244	279	1,431	9,008	
	計	849	767	829	1,681	910	722	745	1,573	20,047	
合 計	一般書	39,055	37,273	34,458	99,174	49,293	46,683	43,141	14,274	1,059,436	100.0
	児童書	27,884	18,231	23,655	51,840	22,587	13,613	28,017	132,902	717,583	
	計	66,939	55,504	58,113	151,014	71,880	60,296	71,158	147,176	1,777,019	
館別比率 (%)		3.8	3.1	3.3	8.5	4.0	3.4	4.0	8.3	100.0	

(3) 令和元年度 月別利用者状況

月 館名 \	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
本館	8,355	8,549	8,755	9,353	9,700	8,460	8,278	6,815
豊四季台	4,399	4,532	4,756	4,810	4,976	4,606	4,577	3,798
田中	2,953	2,872	3,117	3,252	3,392	3,067	3,094	3,071
南部	939	937	895	973	874	834	853	864
西原	2,306	2,345	2,492	2,527	2,466	2,263	2,288	2,315
永楽台	3,105	3,240	3,326	3,244	3,494	3,106	3,177	3,128
布施	1,240	1,207	1,266	1,255	1,342	1,198	1,190	1,147
増尾	3,079	3,114	3,225	3,283	3,259	2,932	2,968	2,926
光ヶ丘	4,957	4,975	5,052	5,208	5,391	4,786	4,925	4,859
新富	2,261	2,330	2,298	2,451	2,583	2,261	2,174	2,232
高田	2,087	1,934	2,047	2,117	2,215	1,801	2,023	2,066
根戸	1,927	1,951	1,899	1,959	1,916	1,744	1,792	1,829
新田原	1,843	1,852	1,939	1,950	2,038	1,744	1,850	1,759
松葉	5,101	5,173	5,265	5,492	5,357	4,841	4,943	4,852
藤心	2,240	2,315	2,388	2,528	2,691	2,339	2,336	2,322
沼南	2,009	2,045	2,094	2,079	2,269	1,917	1,976	1,929
高柳	2,106	2,126	2,220	2,277	2,478	1,968	2,066	2,003
こども	2,244	2,203	2,673	2,976	3,087	2,522	2,370	2,309
合計	53,151	53,700	55,707	57,734	59,528	52,389	52,880	50,224
月別比率(%)	9.0	9.2	9.5	9.9	10.2	9.0	9.1	8.6

(4) 令和元年度 月別登録状況(個人)

月 館名 \	H31年3月末 累計	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
本館	20,120	221	191	227	397	397	211	181	129
豊四季台	4,296	39	31	32	58	51	33	34	33
田中	2,994	47	40	62	58	69	46	35	39
南部	3,394	2	1	1	4	2	3	3	1
西原	2,730	27	23	33	28	41	28	14	23
永楽台	3,139	49	38	35	46	33	13	16	18
布施	1,494	8	5	18	17	18	10	6	9
増尾	3,081	29	18	15	34	38	22	20	20
光ヶ丘	5,685	61	45	50	82	102	45	37	37
新富	2,983	21	21	27	47	43	15	26	28
高田	2,485	13	17	17	39	44	13	14	15
根戸	1,998	35	22	14	25	26	13	8	17
新田原	1,745	16	17	6	19	27	17	10	10
松葉	5,986	49	43	48	81	75	40	32	30
藤心	2,754	26	19	17	38	39	22	20	23
沼南	2,811	24	12	25	38	45	16	20	20
高柳	2,680	32	25	34	37	51	19	13	12
こども	6,804	65	75	91	144	136	121	61	76
合計	77,179	764	643	752	1,192	1,237	687	550	540

(単位：人)

月 館名	12月	1月	2月	3月	合計	月平均	館別比率(%)
本館	6,421	7,975	8,769	1,041	92,471	7,706	15.8
四季台	4,000	4,217	4,823	514	50,008	4,167	8.6
田中	2,682	3,073	2,756	401	33,730	2,811	5.8
南部	766	759	876	82	9,652	804	1.7
西原	2,058	1,736	2,198	111	25,105	2,092	4.3
永楽台	2,702	2,807	2,540	417	34,286	2,857	5.9
布施	1,046	870	1,298	114	13,173	1,098	2.3
増尾	2,533	2,196	3,155	359	33,029	2,752	5.7
光ヶ丘	4,271	4,374	3,974	521	53,293	4,441	9.1
新富	1,960	1,981	1,819	308	24,658	2,055	4.2
高田	1,753	1,874	1,687	289	21,893	1,824	3.7
根戸	1,718	1,706	1,535	252	20,228	1,686	3.5
新田原	1,601	1,335	1,873	242	20,026	1,669	3.4
松葉	4,451	3,740	5,005	564	54,784	4,565	9.4
藤心	2,044	2,148	2,006	259	25,616	2,135	4.3
沼南	1,725	2,002	1,788	237	22,070	1,839	3.8
高柳	1,813	1,527	2,162	251	22,997	1,916	3.9
二ども	2,019	1,742	2,521	306	26,972	2,248	4.6
合計	45,563	46,062	50,785	6,268	583,991	48,666	100.0
月別比率(%)	7.8	7.9	8.7	1.1	100.0		

(単位：人)

月 館名	12月	1月	2月	3月	新規登録合計	除籍者数	R2年3月末累計	館別登録者比率(%)	月平均
本館	155	212	199	14	2,534	1,858	19,444	26.1	211
四季台	38	33	32	4	418	323	4,201	5.7	35
田中	33	53	30	6	518	695	3,171	4.3	43
南部	0	4	2	0	23	0	2,853	3.8	2
西原	18	14	23	0	272	169	2,627	3.5	23
永楽台	12	28	15	5	308	179	3,010	4.1	26
布施	12	7	20	2	132	85	1,447	2.0	11
増尾	20	14	22	2	254	104	2,931	3.9	21
光ヶ丘	24	38	30	2	553	313	5,445	7.3	46
新富	19	26	13	2	288	149	2,844	3.8	24
高田	16	16	23	2	229	135	2,391	3.2	19
根戸	5	14	9	4	192	124	1,930	2.6	16
新田原	8	9	16	4	159	61	1,647	2.2	13
松葉	30	23	44	1	496	217	5,707	7.7	41
藤心	12	14	17	3	250	187	2,691	3.6	21
沼南	17	32	22	2	273	116	2,654	3.6	23
高柳	15	17	28	3	286	163	2,557	3.4	24
二ども	51	55	66	11	952	1,001	6,853	9.2	79
合計	485	609	611	67	8,137	5,879	74,403	100.0	678

(5) 団体利用状況(令和元年度)

団体区分(一般)

(単位:点)

No.	団体名	貸出点数
1	(特) N P O 権利擁護あさひ 地域活動支援センターピアセンターあかり	113
2	旭子どもルーム	1,061
3	旭東小子どもルーム	720
4	市立柏病院内 ひまわり保育室	224
5	永楽台児童センター	44
6	N P O 法人 希望の虹	25
7	エンジェルキッズ	2
8	大津ヶ丘第一小学校子どもルーム	357
9	大津ヶ丘二小子どもルーム	355
10	お昼の読書会	110
11	かがみ読書会	40
12	風早南部小子どもルーム	275
13	風早北部小子どもルーム第二保育	592
14	風早北部小学校こどもルーム	94
15	柏E C E C 保育園	23
16	柏子どもの本を読む会	284
17	柏市しこだ児童センター	2
18	柏市消費生活センター	95
19	柏市豊四季台児童センター	10
20	柏市文化課	235
21	柏市民健康づくり推進員	13
22	柏市立あけぼの保育園	24
23	柏市立東町保育園	150
24	柏市立田中北小学校こどもルーム	768
25	柏市立田中保育園	24
26	柏市立田中保育園	50
27	柏市立松葉保育園	199
28	柏第一小子どもルーム	1,241
29	柏第五小子どもルーム	2,116
30	柏第七小子どもルーム	1,221
31	柏第二小子どもルーム	561
32	柏第四小子どもルーム	168
33	柏図書館マイカーズ	78
34	かしわのはこころ保育園	550
35	柏の葉小子どもルーム	1,046
36	柏八小子どもルーム	799
37	柏六小子どもルーム	996
38	かたくり 読書会	34
39	株式会社 f r e e s t y l e	53
40	カンガルークラブ	166
41	北柏駅前保育園わらび	223
42	北柏リハビリ総合病院ひまわり保	24
43	木下の介護リアンレーヴ柏	29
44	協働推進課	2
45	巻石堂さくら保育園	415
46	子どもの本をよむ会こあら	149
47	こどもプラス柏の葉教室	21
48	こぽんはうすさくら 大津ヶ丘教	265
49	こびとのへや	147
50	酒井根小子どもルーム	130
51	酒井根西小ルーム	15
52	酒井根東小子どもルーム	891
53	咲さく良保育園	180
54	咲保育園	215
55	社会福祉法人 童心会 柏中央保	24

No.	団体名	貸出点数
56	社会福祉法人柏市社会福祉協議会	140
57	生涯学習課家庭教育支援担当	30
58	沼風の友	24
59	新田原近隣センター	5
60	真和会ケアハウス四季の里	110
61	ステップアップなつづ	5
62	ぞうさんのしっぽ	172
63	高田小子どもルーム	540
64	高柳小子どもルーム	227
65	高柳児童センター	30
66	高柳西小子どもルーム	210
67	高柳保育園	31
68	田中小子どもルーム	12
69	千葉県柏児童相談所	2,857
70	土小おはなしひろば	8
71	土南部小子どもルーム	900
72	手賀東小子どもルーム	309
73	東大柏どんぐり保育園	77
74	富勢小子どもルーム	1,359
75	富勢西小子どもルーム	513
76	富勢東小子どもルーム	672
77	豊四季はぐくみ保育園	57
78	中原小子どもルーム	704
79	名戸ヶ谷小子どもルーム	586
80	西原小子どもルーム	1,087
81	西原幼稚園	163
82	ニチイキッズ逆井みなみ保育園	50
83	はぐはぐひろば若柴	2
84	花野井小子どもルーム	1,060
85	花の井保育園	7
86	はなまるのキッズ 柏教室	104
87	光ヶ丘近隣センター内遊戯室	15
88	光ヶ丘小子どもルーム	130
89	東葛飾地区母親読書センター	151
90	ひまわり保育園・かしわ	3
91	ヴィヴィアン亀甲台保育園	511
92	福祉朗読ハルの会	44
93	藤心小子どもルーム	142
94	布施近隣センター遊戯室	70
95	ふれあいサロン御立山	95
96	ぶるーむクラブ (こども食堂)	478
97	保育所 ちびっこランドまつば園	35
98	放課後デイサービス アワー柏増	107
99	放課後等ディサービス こどもプ	171
100	ポレポレ (N P O こどもすペーす	375
101	松葉第一小子どもルーム	1,209
102	松葉読書会 れもん	41
103	松葉二小子どもルーム	1,031
104	美南園	424
105	もじづり読書会	36
106	豊小子どもルーム	346
107	読書サークル「いこいのそよ風」	25
	一般合計	35,138

団体区分（読み聞かせ）（単位：点）

No.	団体名	貸出点数
1	おはなしや	15
2	高柳小学校読み聞かせボランティ	205
3	ありえってい	65
4	育児サークルほしの子	379
5	おかあさんのおはなし会	66
6	おはなし あのね	87
7	おはなしおはなしグーチョキパー	35
8	おはなし会 松ぼっくり	3
9	おはなし宝箱	14
10	おはなしたまてばこ	189
11	お話ダンボ	18
12	おはなしのへや	29
13	おはなしピンポンパン（親と子の）	407
14	おはなしランド	7
15	キラキラおはなし会	7
16	そらいろのたね（中原小読み聞か	6
17	たかちゃんのおはなし会	32
18	高柳西小学校絵本の会	200
19	富勢小おはなしのへや	101
20	西原小学校読み聞かせの会	454
21	にじいろ おはなしがい	93
22	ねどちゃん	51
23	藤心小学校図書ボランティア「お	210
24	ブックスタート田中保育園	963
25	松葉第二小学校お母さんのお話し	2
26	ミニシアター はらぺこくん	76
	読み聞かせ 合計	3,714

団体区分（学校支援）（単位：点）

No.	団体名	貸出点数
1	柏市立大津ヶ丘第二小学校司書教	4
2	柏市立大津ヶ丘中学校	70
3	柏市立風早中学校司書教諭	132
4	柏市立風早中学校	21
5	柏市立風早南部小学校司書教諭	18
6	柏市立風早北部小学校司書教諭	48
7	柏市立柏第一小学校	58
8	柏市立柏第一小学校司書教諭	94
9	柏市立柏第五小学校司書教諭	133
10	柏市立柏第五中学校	47
11	柏市立柏第五中学校司書教諭	6
12	柏市立柏第三小学校	20
13	柏市立柏第三小学校司書教諭	6
14	柏市立柏第七小学校	2
15	柏市立柏第七小学校司書教諭	2
16	柏市立柏第二小学校	20
17	柏市立柏第二小学校司書教諭	7
18	柏市立柏第八小学校	10
19	柏市立柏第八小学校司書教諭	109
20	柏市立柏第四小学校	84
21	柏市立柏第四中学校	138
22	柏市立柏第四中学校司書教諭	205
23	柏市立柏中学校司書教諭	100
24	柏市立柏の葉小学校	29

No.	団体名	貸出点数
25	柏市立柏の葉中学校	135
26	柏市立柏の葉中学校司書教諭	262
27	柏市立酒井根小学校司書教諭	125
28	柏市立酒井根中学校	16
29	柏市立酒井根中学校司書教諭	13
30	柏市立酒井根西小学校司書教諭	176
31	柏市立酒井根東小学校	72
32	柏市立逆井小学校司書教諭	33
33	柏市立逆井中学校	26
34	柏市立高田小学校司書教諭	9
35	柏市立高柳小学校司書教諭	256
36	柏市立高柳小学校	73
37	柏市立高柳中学校	20
38	柏市立高柳西小学校	23
39	柏市立高柳西小学校司書教諭	161
40	柏市立田中北小学校	56
41	柏市立田中北小学校司書教諭	295
42	柏市立田中小学校	105
43	柏市立田中小学校司書教諭	22
44	柏市立田中中学校	47
45	柏市立田中中学校司書教諭	55
46	柏市立土小学校司書教諭	55
47	柏市立土南部小学校司書教諭	113
48	柏市立手賀中学校	129
49	柏市立手賀中学校司書教諭	159
50	柏市立手賀西小学校司書教諭	18
51	柏市立手賀東小学校司書教諭	11
52	柏市立富勢小学校	19
53	柏市立富勢小学校司書教諭	16
54	柏市立富勢中学校司書教諭	47
55	柏市立富勢東小学校司書教諭	10
56	柏市立豊四季中学校司書教諭	67
57	柏市立豊四季中学校	32
58	柏市立十余二小学校	53
59	柏市立十余二小学校司書教諭	4
60	柏市立中原小学校司書教諭	73
61	柏市立中原中学校	67
62	柏市立中原中学校司書教諭	18
63	柏市立名戸ヶ谷小学校司書教諭	86
64	柏市立南部中学校司書教諭	41
65	柏市立西原小学校	20
66	柏市立西原中学校司書教諭	10
67	柏市立西原中学校	25
68	柏市立光ヶ丘小学校	51
69	柏市立光ヶ丘中学校	60
70	柏市立光ヶ丘中学校司書教諭	6
71	柏市立藤心小学校司書教諭	519
72	柏市立増尾西小学校	182
73	柏市立増尾西小学校司書教諭	120
74	柏市立松葉第一小学校司書教諭	80
75	柏市立松葉第二小学校	64
76	柏市立松葉第二小学校司書教諭	5
77	柏市立松葉中学校司書教諭	30
78	柏市立松葉中学校	42
79	柏市立豊小学校司書教諭	10
80	麗澤中・高等学校	112
	学校支援 合計	6,283

団体区分（相互協力）（単位：点）

No.	団体名	貸出点数
1	県立西部図書館	107
2	県立中央図書館	18
3	県立東部図書館	34
4	我孫子市民図書館	402
5	市川市中央図書館	365
6	印西市立図書館	249
7	浦安市立図書館	427
8	鎌ヶ谷市立図書館	177
9	白井市立図書館	109
10	流山市立図書館	173
11	流山市立森の図書館	34
12	流山市立木の図書館	50
13	野田市立興風図書館	258
14	船橋市立中央図書館	183
15	船橋市立西図書館	149
16	船橋市立北図書館	194
17	船橋市立東図書館	209
18	松戸市立図書館	312
19	市原市立図書館	35
20	大多喜町立図書館	4
21	香取市立佐原中央図書館	26
22	香取市立小見川図書館	17
23	木更津市立図書館	61
24	君津市立図書館	74
25	佐倉市立佐倉図書館	12
26	佐倉市立志津図書館	77
27	佐倉市立佐倉南図書館	15
28	山武市成東図書館	16
29	山武市松尾図書館	21
30	山武市さんぶの森図書館	17
31	酒々井町立図書館	49
32	匝瑳市八日市場図書館	4
33	袖ヶ浦市立図書館	70
34	千葉市立中央図書館	76
35	千葉市立花見川図書館	5
36	千葉市立みやこ図書館	3
37	千葉市立稻毛図書館	42
38	千葉市立若葉図書館	19
39	千葉市立緑図書館	21
40	千葉市立美浜図書館	40
41	千葉市みずほハスの花図書館	9
42	銚子市立公正図書館	12
43	東庄町立図書館	4
44	富里市立図書館	6
45	習志野市立図書館	259
46	成田市立図書館	39
47	茂原市立図書館	27
48	八街市立図書館	62
49	八千代市立八千代台図書館	27
50	八千代市立大和田図書館	19
51	八千代市立勝田台図書館	36
52	八千代市立緑が丘図書館	57
53	横芝光町立図書館	39
54	四街道市立図書館	42

No.	団体名	貸出点数
55	勝浦市立図書館	27
56	鴨川市立図書館	12
57	館山市立図書館	18
58	東金市立図書館	9
59	南房総市千倉図書館	17
60	大網白里市立図書室	49
61	相互貸借 県内	44
62	相互貸借 県外	16
	相互協力 合計	4,984

(6) 視聴覚資料利用状況（令和元年度）

視聴覚資料所蔵点数

(単位：点)

CD	テープ	DVD	ビデオ	合計
5,127	448	1,037	252	6,864

視聴覚資料貸出状況

(単位：点)

CD	テープ	DVD	ビデオ	合計
13,620	415	4,647	73	18,755

(7) 障がい者サービス

項目 月	利用者数 (人)	登録状況(人)			貸出状況		
		新規	除籍	累計	図書(冊)	視聴覚資料 (点)	合計
4月	33				68		68
5月	30				72	1	73
6月	31				66	2	68
7月	29				63	2	65
8月	38				71		71
9月	38	1		1	76	2	78
10月	29				60		60
11月	16				42	2	44
12月	28	2		2	66	1	67
1月	31				63		63
2月	29				65	1	66
3月	2				3		3
合計	334	3	0		715	11	726

(8) リサイクル図書

利用者数 (人)	冊数 (冊)
1, 829	4, 046

* この他に、「リサイクル本市」等で、約5, 000冊のリサイクル本を頒布。

(9) コピー利用状況

件数 (件)	枚数 (枚)
2, 078	15, 704

(10) 予約受付件数・処理件数 (令和元年度)

(単位: 件)

館名	項目 受付件数	貸出処理						合計	提供不能	取消処理			
		自館処理	他館処理										
			県立	県内	国会	その他	合計						
本館	63, 930	55, 491	147	274	22	7	450	55, 941	50	6, 598			
豊四季台	40, 810	36, 560	259	243	0	2	504	37, 064	22	2, 599			
田中	34, 785	31, 326	36	82	0	3	121	31, 447	1	2, 055			
南部	15, 316	14, 000	51	131	0	1	183	14, 183	11	989			
西原	22, 682	20, 519	27	89	0	1	117	20, 636	10	1, 357			
永楽台	29, 455	26, 500	31	98	0	1	130	26, 630	11	2, 204			
布施	8, 433	7, 574	29	51	0	0	80	7, 654	10	648			
増尾	25, 865	23, 282	94	138	0	7	239	23, 521	16	1, 710			
光ヶ丘	40, 857	36, 342	69	146	0	2	217	36, 559	25	3, 261			
新富	20, 438	18, 264	69	59	0	2	130	18, 394	24	1, 700			
高田	16, 315	14, 468	32	39	0	0	71	14, 539	19	1, 286			
根戸	16, 720	15, 218	59	58	0	0	117	15, 335	14	1, 118			
新田原	17, 400	15, 929	28	38	0	0	66	15, 995	5	1, 049			
松葉	41, 067	37, 254	123	155	0	3	281	37, 535	35	2, 521			
藤心	20, 361	18, 332	46	82	0	1	129	18, 461	4	1, 414			
沼南	13, 129	11, 787	14	62	0	0	76	11, 863	2	950			
高柳	17, 768	15, 971	20	60	0	0	80	16, 051	14	1, 373			
こども	10, 555	9, 132	14	17	0	1	32	9, 164	1	1, 107			
合計	455, 886	407, 949	1, 148	1, 822	22	31	3, 023	410, 972	274	33, 939			
										445, 185			

11 本館・分館所蔵雑誌・新聞一覧 (令和元年度)

(1) 雑誌

※誌名に『月刊』『週刊』が付く場合は誌名扱いとし、誌名の五十音順に配列。

※表中『休刊』とあるものは、年度途中に休刊となったものであり、所蔵は継続している。

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	沼南	高柳
1	愛犬の友	偶数月刊						○											
2	AERA (アエラ)	週刊	○													○			
3	AERA with Kids	季刊							○										
4	アサヒカメラ	月刊														○			
5	明日の友	偶数月刊	○																
6	アニメージュ	月刊	○																
7	安心	月刊				○													
8	& Premium	月刊													○	○			
9	家の光	月刊							○										
10	図書未来	月刊	○																
11	一枚の繪	月刊														○			
12	一個人	月刊													○	○			
13	医道の日本	月刊	○																
14	ENGLISH JOURNAL	月刊	○																
15	Wii 1	月刊									○								
16	潮	月刊	○																
17	美しいキモノ	季刊									○								
18	VERY (ヴェリィ)	月刊		○															
19	Yells sports 千葉	奇数月刊	○																
20	英語教育	月刊	○																
21	栄養と料理	月刊	○																
22	エクステリア&ガーデン	季刊													○				
23	S Fマガジン	偶数月刊	○																
24	ESTRELA (エストレーラ)	月刊	○																
25	ESSE (エッセ)	月刊	○	○					○	○				○		○			
26	NHK 図書講座	月刊											○						
27	NHK ガッテン	季刊								○	○								
28	NHK きょうの健康	月刊	○	○	○					○	○	○			○	○	○	○	
29	NHK きょうの料理	月刊	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
30	NHK きょうの料理ビギナーズ	月刊														○			
31	NHK 趣味の園芸	月刊	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
32	NHK 趣味の園芸 やさいの時間	偶数月刊																	○
33	NHK 将棋講座	月刊														○			
34	NHK すてきにハンドメイド	月刊	○	○	○	○		○	○	○						○			
35	エネルギー・レビュー	月刊	○																
36	EMAC (エマック)	季刊	○																
37	MJ 無線と実験	月刊	○																
38	ELLE DECOR (エルデコ)	偶数月刊	○																
39	園芸ガイド	季刊		○															
40	園芸 JAPAN	月刊							○										
41	演劇界	月刊	○																
42	えんぶ	奇数月刊	○																
43	OCEANS	月刊														○			
44	オール讀物	月刊	○	○	○								○						
45	男の隠れ家	月刊					○												
46	おとなの週末	月刊												○					
47	オレンジページ	月2回刊	○							○		○							
48	音楽の友	月刊	○																
49	音楽と人	月刊							○										
50	Cut	月刊														○			
51	CAR and DRIVER (カーアンドドライバー)	月刊													○				
52	Casa BRUTUS (カーサブルータス)	月刊														○			
53	かがやき	季刊	○																
54	かぞくのじかん	季刊								○						○			
55	家庭画報	月刊								○						○			
56	カメラマン	その他														○			
57	かりん	月刊	○																
58	岳人	月刊														○			
59	學鑑	その他	○																
60	学校図書館	月刊	○																
61	ガバナンス	月刊	○																
62	季刊 i chiko	季刊	○																
63	季刊 環境研究	季刊	○																
64	季刊 情報ステーション	季刊	○																
65	企業診断	月刊	○																
66	キネマ旬報	月2回刊	○																
67	近代盆栽	月刊	○																

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	沼南	高柳
68	k u : n e l (クウネル)	奇数月刊						○					○						
69	暮らしの手帖	奇数月刊	○		○	○		○	○	○	○	○	○						
70	クラッシャイ	月刊	○																
71	C R E A (クレア)	その他											○						
72	クロワゼ	季刊									○								
73	クロワッサン	月2回刊	○			○			○	○	○		○					○	
74	Good s P r e s s (グッズプレス)	月刊																○	
75	ぐるっと千葉	月刊	○																
76	群像	月刊	○																
77	経済セミナー	奇数月刊	○																
78	健康	月刊									○	○							
79	健康3 6 5	月刊	○																
80	G O E T H E (ゲーテ)	月刊											○						
81	月刊新聞ダイジェスト	月刊	○																
82	月刊N e w s がわかる	月刊	○																
83	月刊 バスケットボール	月刊											○						
84	芸術新潮	月刊	○																
85	月刊 京都	月刊	○																
86	月刊 クーヨン	月刊																○	
87	月刊 基ワールド	月刊										○							
88	月刊 社会教育	月刊	○																
89	月刊 自家用車	月刊																○	
90	月刊 天文ガイド	月刊	○																
91	月刊 ナーシング	月刊	○																
92	月刊 福祉	月刊	○																
93	月刊 武道	月刊	○																
94	月刊 星ナビ	月刊	○																
95	月刊 M O E	月刊	○																
96	月刊 U P (ユーピー)	月刊	○																
97	月刊 リベラルタイム	月刊	○																
98	現代の図書館	季刊	○																
99	現代詩手帖	月刊	○																
100	鴻	月刊	○																
101	航空ファン	月刊	○																
102	皇室	季刊	○																
103	国鉄時代	季刊	○																
104	国立国会図書館月報	月刊	○																
105	コットンフレンド	季刊											○						
106	子どもと読書	奇数月刊	○																
107	子どもと昔話	季刊	○																
108	子供の科学	月刊	○																
109	子どもの本棚	月刊	○																
110	k o d o m o e	奇数月刊						○										○	
111	この本読んで!	季刊																○	
112	コピライト	月刊	○																
113	コミュニティ	その他	○																
114	G O J o u r n a l	その他	○																
115	G O L F D I G E S T (ゴルフダイジェスト)	月刊																○	
116	サッカーダイジェスト	月2回刊																○	
117	S c i e n c e W i n d o w	季刊	○																
118	s a i t a (咲いた)	月刊																○	
119	サンキュ!	月刊											○	○					
120	サンデー毎日	週刊											○						
121	散歩の達人	月刊									○							○	
122	T H E 2 1	月刊							○										
123	出版ニュース	その他	○																
124	終活読本ソナエ	季刊						○											
125	週刊アスキー	週刊						○											
126	週刊 エコノミスト	週刊	○																
127	週刊新刊全点案内	週刊	○																
128	週刊 ダイヤモンド	週刊	○																
129	小説推理	月刊																○	
130	小説野性時代	月刊	○																
131	C D J o u r n a l	月刊	○																
132	市政	月刊	○																
133	自然と人間	月刊	○																
134	思想	月刊	○																
135	c i t y & l i f e	季刊	○																
136	週刊 朝日	週刊	○						○			○	○	○				○	
137	週刊金曜日	週刊	○																
138	週刊 新潮	週刊	○		○														
139	週刊 東洋経済	週刊	○																
140	週刊 文春	週刊	○						○	○			○				○		○
141	週刊 ベースボール	週刊	○																○
142	春秋	月刊	○																
143	将棋世界	月刊	○						○										

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	沼南	高柳
144	商業界	月刊	○																
145	小説新潮	月刊	○											○					
146	小説宝石	月刊											○						
147	書齋の窓	奇数月刊	○																
148	新幼児と保育	偶数月刊	○																
149	新建築	月刊	○																
150	新潮	月刊	○																
151	新潮45	月刊	○																
152	J T B時刻表	月刊	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
153	J J (ジェイジェイ)	月刊										○							
154	J R 時刻表	月刊			○					○	○		○						
155	児童心理	月刊	○																
156	児童文芸	偶数月刊	○																
157	ジュリスト	月刊	○																
158	女性情報	月刊	○																
159	数学セミナー	月刊	○																
160	スクリーン	月刊														○			
161	S T O R Y (ストーリイ)	月刊			○							○							
162	すばる	月刊	○																
163	S p o r t s G r a p h i c N u m b e r	月2回刊						○											
164	住まいの設計	奇数月刊								○			○	○	○				
165	スマッシュ	月刊	○																
166	住む	季刊									○								
167	相撲	月刊	○																
168	青春と読書	月刊	○																
169	声優アニメディア	月刊	○																
170	正論	月刊	○																
171	世界	月刊	○																
172	世界の艦船	月刊	○																
173	S e v e n t e e n	月刊	○																
174	s e l f d o c t o r	季刊	○																
175	壯快	月刊		○															
176	創文	月刊	○																
177	蕎麦春秋	季刊	○																
178	T I M E (タイム)	週刊	○																
179	旅と鉄道	奇数月刊										○							
180	旅の手帖	月刊	○							○		○	○	○	○	○			
181	たまごクラブ	月刊															○		
182	タラの木	その他	○																
183	短歌	月刊	○																
184	淡青	その他	○																
185	大法輪	月刊	○																
186	D i a m o n d Z A i (ザイ)	月刊									○	○	○						
187	D I A M O N D ハーバード・ビジネス・レビュー	月刊	○																
188	ダ・ヴィンチ	月刊												○					
189	ダンスマガジン	月刊	○																
190	d a n c y u (ダンチュウ)	月刊																	○
191	ちいさいなかも	月刊																	○
192	地方自治	月刊	○																
193	チャイルドヘルス	月刊																	○
194	中央公論	月刊	○																
195	チルチンびと	その他																○	
196	つり人	月刊	○																
197	鉄道ジャーナル	月刊	○									○	○						
198	鉄道ダイヤ情報	月刊												○					
199	鉄道ピクトリアル	月刊	○																
200	鉄道ファン	月刊	○						○	○	○								
201	天然生活	月刊		○	○							○							
202	D i s c o v e r J a p a n	月刊	○																
203	ディズニーファン	月刊								○									○
204	陶工房	季刊					○												
205	投資手帖	月刊	○																
206	特選街	月刊						○											
207	t o c o t o c o (トコトコ)	季刊																	○
208	図書	月刊	○																
209	図書館雑誌	月刊	○																
210	D O S / V P O W E R R E P O R T	月刊						○											
211	D o m a n i	月刊															○		
212	N A T I O N A L G E O G R A P H I C (ナショナルジオグラフィック)	月刊	○																
213	N e w t y p e (ニュータイプ)	月刊	○																
214	日経コンピュータ	隔週	○																
215	日経W o m a n	月刊	○										○						
216	日経エンタテインメント	月刊							○										
217	日経おとなのO F F	月刊									○					○		○	○
218	日経会社情報 『休刊』	季刊															○		

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	沼南	高柳
219	日経サイエンス	月刊	○																
220	日経トップリーダー	月刊	○																
221	日経T R E N D Y	月刊	○					○	○	○	○								
222	日経パソコン	隔週	○																
223	日経ビジネス	週刊	○																
224	日経ビーシー 2 1	月刊		○	○				○									○	
225	日経ヘルス	月刊					○									○	○		
226	日経マネー	月刊		○								○				○	○		
227	n i n a ' s	奇数月刊		○															
228	日本カメラ	月刊	○																
229	日本児童文学	偶数月刊	○																
230	Newsweek 日本版	週刊	○																
231	Newton (ニュートン)	月刊	○																
232	ぬかる道	月刊	○																
233	ねこ	季刊														○			
234	n o n - n o (ノンノ)	月刊				○													
235	HERS	月刊			○														
236	俳句	月刊	○																
237	俳句界	月刊	○																
238	母の友	月刊																○	
239	haru - m i	季刊													○			○	
240	ハルメク	月刊	○							○	○								
241	判例時報	旬刊	○																
242	B i C Y C L E C L U B	月刊	○																
243	Band J o u r n a l	月刊																	
244	ひよこクラブ	月刊			○	○									○				
245	H i r @ g a n a T i m e s (ヒラガナタイムス)	月刊	○																
246	BE - P A L (ビーパル)	月刊															○		
247	美術手帖	月刊	○																
248	p i c c o l o	月刊																	
249	ファイナンス	月刊	○																
250	F i s h i n g C a f e	季刊	○							○		○							
251	婦人画報	月刊														○		○	○
252	婦人公論	月 2回刊	○	○							○	○							
253	婦人之友	月刊	○									○	○	○					
254	H U L A L e ' a (フラレア)	季刊																	
255	F L I X (フリックス)	偶数月刊																	
256	文學界	月刊	○																
257	文藝	季刊	○																
258	文藝春秋	月刊	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	
259	プラス 1 リビング	季刊			○												○		
260	P r e c i o u s	月刊														○			
261	ブレジデント	月 2回刊								○									
262	P R E S I D E N T W O M A N	月刊				○													
263	P R E S I D E N T W O M A N P R E M I E	季刊					○												
264	ブレジデント F a m i r y	季刊														○	○	○	
265	P r e - m o (ブレモ)	月刊																	
266	B E S T F L O W E R A R R A N G E M	季刊														○			
267	B a b y - m o [ベビモ]	季刊	○																
268	法学教室	月刊	○																
269	法学セミナー	月刊	○																
270	訪問看護と介護	月刊	○																
271	本の雑誌	月刊	○																
272	本郷	奇数月刊	○																
273	V o i c e (ボイス)	月刊	○																
274	M a r t (マート)	月刊						○	○				○						
275	M y G A R D E N (マイガーデン)	季刊														○			
276	Mac F a n	月刊	○																
277	M A M O R	月刊	○																
278	みすず	月刊	○																
279	M r . P C	月刊															○		
280	ミステリマガジン	奇数月刊	○																
281	ミセス	月刊	○												○				
282	ミセスのスタイルブック	季刊				○													
283	未来	季刊	○																
284	みんなの図書館	月刊	○																
285	M e n ' s n o n - n o	月刊										○							
286	M e n ' s E x (メンズイーエックス)	月刊	○																
287	M o t o r c y c l i s t	月刊															○		
288	文字の大きな時刻表	季刊															○	○	
289	M o d e l G r a p h i x (モデルグラフィックス)	月刊																	○
290	やさしい畑	季刊																	○
291	山と渓谷	月刊	○																
292	ユーモールプレス	季刊											○						
293	ゆうゆう	月刊						○											○

No.	雑誌名	刊行頻度	所蔵館																
			本館	光ヶ丘	新富	高田	根戸	新田原	松葉	藤心	豊四季台	田中	南部	西原	永楽台	布施	増尾	沼南	高柳
294	ユリイカ	月刊	○																
295	ラジオ深夜便	月刊									○								
296	L A M E R	奇数月刊	○																
297	ランナーズ	月刊															○		
298	LEE (リー)	月刊							○	○								○	
299	月刊 旅行読売	月刊		○															
300	歴史街道	月刊						○				○							
301	歴史群像	奇数月刊										○							
302	歴史読本 『休刊』	月刊	○																
303	レタスクラブ	月刊		○														○	
304	わかさ	月刊							○										
305	私のカントリー	季刊												○					
306	和楽	偶数月刊											○						
307	ワンダーフォーゲル	季刊										○							

(2) 新聞購読一覧(令和元年度)

分類	紙名	館名	保存期間
一般紙	朝日新聞	本館	3ヶ月 縮刷版は永年
		田中	2ヶ月(朝刊のみ)
		高田	
		松葉	
		新富	
		新田原	
		藤心	
産経新聞	本館	1年	1年
		布施	
		南部	
	本館	1年	
東京新聞	本館	1年	1年
		田中	
		高田	
	永楽台	2ヶ月(朝刊のみ)	
日本経済新聞	本館	3ヶ月 縮刷版は永年	1年
		松葉	
		光ヶ丘	
	沼南	2ヶ月(朝刊のみ)	
	本館	3ヶ月 縮刷版は永年	
毎日新聞	本館	西原	1年
		布施	
		永楽台	
		増尾	
		沼南	
	本館	高柳	
読売新聞	本館	3ヶ月 縮刷版は永年	1年
		豊四季台	
		根戸	
		南部	
	本館	光ヶ丘	

分類	紙名	館名	保存期間
地方紙	柏市民新聞	本館	永年 (平成14年・15年は休刊)
		豊四季台	1年
		西原	
		高田	
		田中	
		松葉	
		根戸	
		布施	
		新富	
		新田原	
		永楽台	
		増尾	
		藤心	
千葉日報	本館	南部	3ヶ月 (2009年4月以降原版)以前の縮刷版は永年
		光ヶ丘	
		沼南	
		高柳	
スポーツ紙	本館	西畠	2ヶ月
		新田原	
		東葛まいにち	永年
		豊四季台	
スポーツニッポン	増尾	本館	2ヶ月
		根戸	
		藤心	
		新富	
専門紙	日刊工業新聞	高柳	2ヶ月
		本館	
		日経産業新聞	
外国語紙	日経流通新聞	本館	1年
		日刊工業新聞	
		日経産業新聞	
その他	The Japan Times	本館	1年
		The Japan News	
その他	官報	本館	3年

(3) オンラインデータベース

名称	提供館	収録内容
聞蔵IIビジュアル(朝日新聞)	本館	・「朝日新聞縮刷版」1945年～1989年の記事検索と紙面イメージ ・「朝日新聞」1985年以降の記事検索 ・「AERA」1988年5月(創刊)以降の記事検索 ・「週刊朝日」2000年4月以降の閲覧(ただしニュース面のみ) ・「知恵蔵(現代用語辞典)」の閲覧
ヨミダス歴史館(読売新聞)	本館	・「読売新聞」1986年9月以降のテキスト記事検索 ・「The Japan News(旧 The Daily Yomiuri)」1989年以降の・記事検索(ただし一部の記事のみ) ・現代人名録
日経テレコン21(日本経済新聞)	本館	・「日本経済新聞」1981年10月以降の記事(全文収録)の検索 朝夕刊見出しと一部記事の抄録のみ:1975年4月～ ・「日経産業新聞」1981年10月以降の記事検索 ・「日経MJ(日経流通新聞)」1985年以降の記事検索 ・その他、日経速報ニュース、人事異動情報、統計、各種データなどの記事検索など
官報情報検索サービス	本館	昭和22年5月3日(日本国憲法施行日)分から直近までの官報情報の検索・閲覧
国立国会図書館デジタルコレクション	本館	国立国会図書館で収集・保存している図書館向けのデジタル化資料約149万点の検索・閲覧(収集・保存したウェブサイト、CD/DVD等のパッケージソフトは除く)

(4) 縮刷版、マイクロフィルム等各種資料所蔵状況

資料名	所蔵
官報	昭和 39 年(欠あり), 昭和 40 年～昭和 57 年(マイクロフィルム) 昭和 22 年 5 月～(データベース) 3 年間現物あり
千葉県報	2 年保存
新聞縮刷版	朝日新聞 明治 35 年 5 月～ 欠号: 昭和 35 年 5 月, 昭和 37 年 2 月・10 月, 昭和 40 年 3～6 月, 昭和 44 年 8 月
	毎日新聞 昭和 48 年 3 月～ 欠号: 昭和 60 年 9 月～12 月
	読売新聞 昭和 37 年 10 ・ 11 月, 昭和 38 年 6 月, 昭和 48 年 3 月～
	日本経済新聞 昭和 48 年 3 月～ 欠号: 平成 9 年 4 月
	千葉日報 昭和 51 年 7 月, 昭和 52 年 4 月～平成 16 年 3 月 平成 16 年 4 月～(CD-ROM 及び DVD-ROM)
朝日新聞(全国版)	昭和 35 年 5 月, 昭和 37 年 2 月, 昭和 40 年 3～6 月, 昭和 44 年 8 月(マイクロフィルム)
毎日新聞(全国版)	昭和 60 年 9 月～12 月(マイクロフィルム)
朝日新聞(千葉版)	昭和 28 年～平成 22 年 4 月(マイクロフィルム)
毎日新聞(全地方版)	平成 26 年～30 年(DVD-ROM)
毎日新聞(千葉版)	昭和 2 年～平成 23 年 4 月(マイクロフィルム) 平成 24 年～25 年(DVD-ROM)
読売新聞(千葉版)	昭和 41 年～平成 22 年 12 月(マイクロフィルム) 平成 24 年～28 年(DVD-ROM)
柏市民新聞	昭和 31 年～平成 13 年(マイクロフィルム) 昭和 31 年～63 年(現物 閲覧不可) 平成 14 年・15 年欠号 平成 16 年～(現物) 欠号(昭和 63 年 4 月～平成 3 年 3 月まで休刊)
電話帳	全国版(欠号あり) 最新版のみ
(柏市及び隣接市・住宅地図を所蔵)	柏市 1959(昭和 34) 年～(欠あり)
	松戸市 1980(昭和 55) 年～(欠あり)
	流山市 1973(昭和 48) 年～(欠あり)
	我孫子市 1973(昭和 48) 年～(欠あり)
	野田市 1981(昭和 56) 年～(欠あり)
	白井市 2004(平成 16) 年～(欠あり)
	鎌ヶ谷市 1985(昭和 60) 年, 2004(平成 16) 年～(欠あり)
	印西市 2005(平成 17) 年～(欠あり)
	沼南町 1980(昭和 55) 年～2003(平成 15) 年(欠あり), 2007(平成 19) 年から, 合併により柏市版に収録

(5) 永年保存雑誌所蔵

雑誌名	所蔵
「あうる」(旧誌名:図書館の学校)	【合冊製本】 2000年1月(通巻1号)~2004年12月(通巻60号) 欠号あり
	2005年1月(通巻61号)~2011年2月(通巻99号) 欠号あり
朝日ジャーナル	【合冊製本】 1959年3.15(1巻1号通巻1号)~1992年5.29(34巻22号通巻1750号)欠号あり
医道の日本	【合冊製本】 1983年7月(通巻467号)~1998年8月(通巻650号)
学校図書館	【合冊製本】 1988年5月(通巻451号)~2006年12月(通巻674号)欠号あり
	2007年1月(通巻675号)~継続
葛飾文藝	2002年7.10(54号)~継続 欠号あり
かりん	2010年1月(33巻1号通巻381号)~継続
暮らしの手帖	【合冊製本】 ・一世紀 1949年10月(通巻5号)~1969年4月(通巻100号)欠号あり ・二世紀 1969年7月(通巻1号)~1986年2月(通巻100号) ・三世紀 1986年3・4月(通巻1号)~2002年11月(通巻100号) ・四世紀 2002年12月(通巻1号)~2005年1月(通巻13号)
	2005年2月(通巻14号)~継続 欠号あり
	2005年6月(通巻15号)~継続 欠号あり
	2005年12月(通巻16号)~継続 欠号あり
	2006年6月(通巻17号)~継続 欠号あり
群像	1961年6月(16巻6号)~継続 欠号あり
	1962年6月(17巻1号)~継続 欠号あり
現代の図書館	【合冊製本】 1970年1月(8巻1号)~2004年12月(42巻4号)
	2005年3月(43巻1号)~継続
鴻	2010年9月(5巻9号通巻51号)~継続 欠号あり
江南文学	【合冊製本】 1973年6月(創刊号)~2007年12月(通巻55号)欠号あり
	2008年6月(通巻56号)~継続 欠号あり
国文学 解釈と鑑賞	1979年7月(44巻8号通巻569号)~2011年10月(76巻10号通巻965号)欠号あり
国立国会図書館月報	1979年1.20(通巻214号)~継続 欠号あり
子どもと読書	【合冊製本】 1988年5月(18巻5号通巻201号)~2005年(通巻354号)
	2006年1月(通巻355号)~継続
こどもとしょかん	2001年春(通巻89号)~継続
子どもの本棚	【合冊製本】 1971年1号~2006年12月(35巻12号通巻458号)欠号あり
	2007年1月(36巻1号通巻459号)~継続

雑誌名	所蔵
子どもと昔話	【合冊製本】 2000年4月(通巻3号)～2005年(通巻25号) 欠号あり
	2006年1月(通巻26号)～継続
子どもの館	1974年4月(2巻4号通巻11号)～1983年3月(11巻3号通巻118号)
月刊社会教育	【合冊製本】 1974年4月(18巻4号通巻197号)～2006年12月(通巻614号) 欠号あり
	2009年1月(通巻639号)～継続 欠号あり
	【合冊製本】 1953年6.1(通巻35号)～1966年12月15日(通巻360号) 欠号あり
ジュリスト	1967年1月(通巻361号)～継続 欠号あり
	【合冊製本】 1993年11.5(通巻1号)～1997年12月19日(通巻204号) 欠号あり
	2006年3.3(通巻596号)～継続 欠号あり
新潮	1977年4月(74巻4号通巻866号)～継続 欠号あり
ずいひつ流星	2006年1月～継続 欠号あり
太陽の舟	2010年1月(32巻1号)～継続 欠号あり
タラの木	1994年6月(2号)～継続 欠号あり
地方自治	【合冊製本】 1983年8月(通巻429号)～2011年12月(通巻769号) 欠号あり
	2012年1月(通巻770号)～継続 欠号あり
	復刻版 1907年10.17(通巻1号)～1944年8.15(通巻294号) 【合冊製本】 1965年1月(59巻1号通巻59号)～2006年12月(100巻12号通巻997号) 2007年1月(101巻1号通巻998号)～継続
日本児童文学	1971年8(17巻8号通巻178号)～継続 欠号あり
野田文学	2002年(3号)～継続 欠号あり
判例時報	1977年7.21(通巻852号)～継続 欠号あり
法学教室	1980年10(通巻1号)～継続 欠号あり
ぽらん	【合冊製本】 1983年(通巻1号)～2009年(通巻54号) 欠号あり
	2010年(通巻55号, 56号)
	【合冊製本】 1978年12月(通巻17号)～2010年12月(通巻404号) 欠号あり
みんなの図書館	2005年1月(通巻333号)～継続
	れいろう
れいろう	2011年1月(通巻648号)～継続 欠号あり
歴史読本	1973年4月(18巻4号)～2015年秋(60巻6号) 欠号あり

12 法規関係

1 社会教育法

昭和24年6月10日

法律第207号

最終改正 令和元年6月7日

法律第26号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第2条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第3条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(国の地方公共団体に対する援助)

第4条 前条第一項の任務を達成するために、国は、この法律及び他の法令の定めるところにより、地方公共団体に対し、予算の範囲内において、財政的援助並びに物資の提供及びそのあつせんを行う。

(市町村の教育委員会の事務)

第5条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。
- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務
- 2 市町村の教育委員会は、前項第十三号から第十五号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者（以下この項及び第九条の七第二項において「地域住民等」という。）が学校と協働して行うもの（以下「地域学校協働活動」という。）の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が同項第一号に掲げる事務（以下「特定事務」という。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（以下「特定地方公共団体」という。）である市町村にあつては、第一項の規定にかかわらず、同項第三号及び第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
- （都道府県の教育委員会の事務）
- 第6条** 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条第一項各号の事務（同項第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。
- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
 - 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
 - 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
 - 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
 - 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

- 2 前条第二項の規定は、都道府県の教育委員会が地域学校協働活動の機会を提供する事業を実施する場合に準用する。
- 3 特定地方公共団体である都道府県にあつては、第一項の規定にかかわらず、前条第一項第四号の事務のうち特定事務に関するものは、その長が行うものとする。
(教育委員会と地方公共団体の長との関係)

第7条 地方公共団体の長は、その所掌に関する必要な広報宣伝で視聴覚教育の手段を利用することその他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

- 2 前項の規定は、他の行政庁がその所掌に関する必要な広報宣伝につき、教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長又は教育委員会）に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第8条 教育委員会は、社会教育に関する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政庁に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

第8条の2 特定地方公共団体の長は、特定事務のうち当該特定地方公共団体の教育委員会の所管に属する学校、社会教育施設その他の施設における教育活動と密接な関連を有するものとして当該特定地方公共団体の規則で定めるものを管理し、及び執行するに当たつては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 特定地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

第8条の3 特定地方公共団体の教育委員会は、特定事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該特定地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(図書館及び博物館)

第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

第2章 社会教育主事等

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第9条の2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第9条の3 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。

- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第9条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
イ 社会教育主事補の職にあつた期間

- ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
 - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関する事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
- 三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目的単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの
- 四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの
- （社会教育主事の講習）

第9条の5 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

- 2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第9条の6 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うものほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

（地域学校協働活動推進員）

第9条の7 教育委員会は、地域学校協働活動の円滑かつ効果的な実施を図るため、社会的信望があり、かつ、地域学校協働活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地域学校協働活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地域学校協働活動推進員は、地域学校協働活動に関する事項につき、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う。

第3章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第10条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

（文部科学大臣及び教育委員会との関係）

第11条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、専門的技術的指導又は助言を与えることができる。

- 2 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体の求めに応じ、これに対し、社会教育に関する事業に必要な物資の確保につき援助を行う。
（国及び地方公共団体との関係）

第12条 国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によつても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならない。

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていらない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（報告）

第14条 文部科学大臣及び教育委員会は、社会教育関係団体に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

第4章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

第19条 削除

第5章 公民館

（目的）

第20条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

（公民館の設置者）

第21条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

（公民館の事業）

第22条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会, 講習会, 講演会, 実習会, 展示会等を開催すること。
- 三 図書, 記録, 模型, 資料等を備え, その利用を図ること。
- 四 体育, レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体, 機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第23条 公民館は, 次の行為を行つてはならない。

- 一 もつばら営利を目的として事業を行い, 特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い, 又は公私の選挙に関し, 特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は, 特定の宗教を支持し, 又は特定の教派, 宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の基準)

第23条の2 文部科学大臣は, 公民館の健全な発達を図るために, 公民館の設置及び運営上必要な基準を定めるものとする。

- 2 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は, 市町村の設置する公民館が前項の基準に従つて設置され及び運営されるように, 当該市町村に対し, 指導, 助言その他の援助に努めるものとする。

(公民館の設置)

第24条 市町村が公民館を設置しようとするときは, 条例で, 公民館の設置及び管理に関する事項を定めなければならない。

第25条 削除

第26条 削除

(公民館の職員)

第27条 公民館に館長を置き, 主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は, 公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い, 所属職員を監督する。
- 3 主事は, 館長の命を受け, 公民館の事業の実施にあたる。

第28条 市町村の設置する公民館の館長, 主事その他必要な職員は, 当該市町村の教育委員会(特定地方公共団体である市町村の長がその設置, 管理及び廃止に関する事務を管理し, 及び執行することとされた公民館(第三十条第一項及び第四十条第一項において「特定公民館」という。)の館長, 主事その他必要な職員にあつては, 当該市町村の長)が任命する。

(公民館の職員の研修)

第28条の2 第九条の六の規定は, 公民館の職員の研修について準用する。

(公民館運営審議会)

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

- 2 公民館運営審議会は, 館長の諮問に応じ, 公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては, 公民館運営審議会の委員は, 当該市町村の教育委員会(特定公民館に置く公民館運営審議会の委員にあつては, 当該市町村の長)が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の委嘱の基準、定数及び任期その他当該公民館運営審議会に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。この場合において、委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

第31条 法人の設置する公民館に公民館運営審議会を置く場合にあつては、その委員は、当該法人の役員をもつて充てるものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第32条 公民館は、当該公民館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき公民館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第32条の2 公民館は、当該公民館の事業に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該公民館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(基金)

第33条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一條の基金を設けることができる。

(特別会計)

第34条 公民館を設置する市町村にあつては、公民館の維持運営のために、特別会計を設けることができる。

(公民館の補助)

第35条 国は、公民館を設置する市町村に対し、予算の範囲内において、公民館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に關し必要な事項は、政令で定める。

第36条 削除

第37条 都道府県が地方自治法第二百三十二条の二の規定により、公民館の運営に要する経費を補助する場合において、文部科学大臣は、政令の定めるところにより、その補助金の額、補助の比率、補助の方法その他必要な事項につき報告を求めることができる。

第38条 国庫の補助を受けた市町村は、左に掲げる場合においては、その受けた補助金を国庫に返還しなければならない。

- 一 公民館がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したとき。
- 二 公民館がその事業の全部若しくは一部を廃止し、又は第二十条に掲げる目的以外の用途に利用されるようになったとき。
- 三 補助金交付の条件に違反したとき。
- 四 虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

(法人の設置する公民館の指導)

第39条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、法人の設置する公民館の運営その他に關し、その求めに応じて、必要な指導及び助言を与えることができる。

(公民館の事業又は行為の停止)

第40条 公民館が第二十三条の規定に違反する行為を行つたときは、市町村の設置する公民館にあつては当該市町村の教育委員会（特定公民館にあつては、当該市町村の長）、法人の設置する公民館にあつては都道府県の教育委員会は、その事業又は行為の停止を命ずることができる。

2 前項の規定による法人の設置する公民館の事業又は行為の停止命令に関し必要な事項は、都道府県の条例で定めることができる。

(罰則)

第41条 前条第一項の規定による公民館の事業又は行為の停止命令に違反する行為をした者は、一年以下の懲役若しくは禁錮 又は三万円以下の罰金に処する。

(公民館類似施設)

第42条 公民館に類似する施設は、何人もこれを設置することができる。

2 前項の施設の運営その他に関しては、第三十九条の規定を準用する。

第6章 学校施設の利用

(適用範囲)

第43条 社会教育のためにする国立学校（学校教育法第一条に規定する学校（以下この条において「第一条学校」という。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）であつて国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人（次条第二項において「国立大学法人」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）又は公立学校（第一条学校及び幼保連携型認定こども園であつて地方公共団体（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人（次条第二項及び第四十八条第一項において「公立大学法人」という。）を含む。）が設置するものをいう。以下同じ。）の施設の利用に関しては、この章の定めるところによる。

(学校施設の利用)

第44条 学校（国立学校又は公立学校をいう。以下この章において同じ。）の管理機関は、学校教育上支障がないと認める限り、その管理する学校の施設を社会教育のために利用に供するように努めなければならない。

2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学及び幼保連携型認定こども園にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人の理事長、大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長をいう。

(学校施設利用の許可)

第45条 社会教育のために学校の施設を利用しようとする者は、当該学校の管理機関の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により、学校の管理機関が学校施設の利用を許可しようとするときは、あらかじめ、学校の長の意見を聞かなければならない。

第46条 国又は地方公共団体が社会教育のために、学校の施設を利用しようとするときは、前条の規定にかかわらず、当該学校の管理機関と協議するものとする。

第47条 第四十五条の規定による学校施設の利用が一時的である場合には、学校の管理機関は、同条第一項の許可に関する権限を学校の長に委任することができる。

2 前項の権限の委任その他学校施設の利用に関し必要な事項は、学校の管理機関が定める。

(社会教育の講座)

第48条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。
- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。
- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

第七章 通信教育

(適用範囲)

第49条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては、この章の定めるところによる。

(通信教育の定義)

第50条 この法律において「通信教育」とは、通信の方法により一定の教育計画の下に、教材、補助教材等を受講者に送付し、これに基き、設問解答、添削指導、質疑応答等を行う教育をいう。

- 2 通信教育を行う者は、その計画実現のために、必要な指導者を置かなければならない。
- (通信教育の認定)

第51条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。

- 2 認定を受けようとする者は、文部科学大臣の定めるところにより、文部科学大臣に申請しなければならない。
- 3 文部科学大臣が、第一項の規定により、認定を与えようとするときは、あらかじめ、第十三条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(認定手数料)

第52条 文部科学大臣は、認定を申請する者から実費の範囲内において文部科学省令で定める額の手数料を徴収することができる。ただし、国立学校又は公立学校が行う通信教育に関しては、この限りでない。

第53条 削除

(郵便料金の特別取扱)

第54条 認定を受けた通信教育に要する郵便料金については、郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の定めるところにより、特別の取扱を受けるものとする。

(通信教育の廃止)

第55条 認定を受けた通信教育を廃止しようとするとき、又はその条件を変更しようとするときは、文部科学大臣の定めるところにより、その許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。
- (報告及び措置)

第56条 文部科学大臣は、認定を受けた者に対し、必要な報告を求め、又は必要な措置を命ずることができる。

(認定の取消)

第57条 認定を受けた者がこの法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基いてした処分に違反したときは、文部科学大臣は、認定を取り消すことができる。

2 前項の認定の取消に関しては、第五十一条第三項の規定を準用する。

附則（略）

2 図書館法

昭和25年4月30日

法律第118号

最終改正 令和元年6月7日

法律第26号

第1章 総則

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、図書館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。

2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館といい、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。

(図書館奉仕)

第3条 図書館は、図書館奉仕のため、土地の事情及び一般公衆の希望に沿い、更に学校教育を援助し、及び家庭教育の向上に資することとなるように留意し、おおむね次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- 一 郷土資料、地方行政資料、美術品、レコード及びフィルムの収集にも十分留意して、図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。以下「図書館資料」という。）を収集し、一般公衆の利用に供すること。
- 二 図書館資料の分類排列を適切にし、及びその目録を整備すること。
- 三 図書館の職員が図書館資料について十分な知識を持ち、その利用のための相談に応ずるようにすること。
- 四 他の図書館、国立国会図書館、地方公共団体の議会に附置する図書室及び学校に附属する図書館又は図書室と緊密に連絡し、協力し、図書館資料の相互貸借を行うこと。
- 五 分館、閲覧所、配本所等を設置し、及び自動車文庫、貸出文庫の巡回を行うこと。
- 六 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を主催し、及びこれらの開催を奨励すること。
- 七 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- 八 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 九 学校、博物館、公民館、研究所等と緊密に連絡し、協力すること。

(司書及び司書補)

第4条 図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する。

2 司書は、図書館の専門的事務に従事する。

3 司書補は、司書の職務を助ける。

(司書及び司書補の資格)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、司書となる資格を有する。

一 大学を卒業した者（専門職大学の前期課程を修了した者を含む。次号において同じ。）で大学において文部科学省令で定める図書館に関する科目を履修したもの

二 大学又は高等専門学校を卒業した者で次条の規定による司書の講習を修了したもの

三 次に掲げる職にあつた期間が通算して三年以上になる者で次条の規定による司書の講習を修了したものの

イ 司書補の職

ロ 国立国会図書館又は大学若しくは高等専門学校の附属図書館における職で司書補の職に相当するもの

ハ ロに掲げるもののほか、官公署、学校又は社会教育施設における職で社会教育主事、学芸員その他の司書補の職と同等以上の職として文部科学大臣が指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当する者は、司書補となる資格を有する。

一 司書の資格を有する者

二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することのできる者で次条の規定による司書補の講習を修了したもの

(司書及び司書補の講習)

第6条 司書及び司書補の講習は、大学が、文部科学大臣の委嘱を受けて行う。

2 司書及び司書補の講習に関し、履修すべき科目、単位その他必要な事項は、文部科学省令で定める。ただし、その履修すべき単位数は、十五単位を下ることができない。

(司書及び司書補の研修)

第7条 文部科学大臣及び都道府県の教育委員会は、司書及び司書補に対し、その資質の向上のために必要な研修を行うよう努めるものとする。

(設置及び運営上望ましい基準)

第7条の2 文部科学大臣は、図書館の健全な発達を図るために、図書館の設置及び運営上望ましい基準を定め、これを公表するものとする。

(運営の状況に関する評価等)

第7条の3 図書館は、当該図書館の運営の状況について評価を行うとともに、その結果に基づき図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営の状況に関する情報の提供)

第7条の4 図書館は、当該図書館の図書館奉仕に関する地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該図書館の運営の状況に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(協力の依頼)

第8条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が図書館の設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（第十三条第一項において「特定地方公共団体」という。）

である市町村にあつては、その長又は教育委員会)に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

(公の出版物の収集)

第9条 政府は、都道府県の設置する図書館に対し、官報その他一般公衆に対する広報の用に供せられる独立行政法人国立印刷局の刊行物を二部提供するものとする。

2 国及び地方公共団体の機関は、公立図書館の求めに応じ、これに対して、それぞれの発行する刊行物その他の資料を無償で提供することができる。

第2章 公立図書館

(設置)

第10条 公立図書館の設置に関する事項は、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。

第11条及び第12条 削除

(職員)

第13条 公立図書館に館長並びに当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定地方公共団体の長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行することとされた図書館(第十五条において「特定図書館」という。)にあつては、当該特定地方公共団体の長)が必要と認める専門的職員、事務職員及び技術職員を置く。

2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、図書館奉仕の機能の達成に努めなければならない。

(図書館協議会)

第14条 公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

2 図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第15条 図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあつては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第16条 図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参照するものとする。

(入館料等)

第17条 公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価をも徴収してはならない。

第18条及び第19条 削除

(図書館の補助)

第20条 国は、図書館を設置する地方公共団体に対し、予算の範囲内において、図書館の施設、設備に要する経費その他必要な経費の一部を補助することができる。

2 前項の補助金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

第21条及び第22条 削除

第23条 国は、第二十条の規定による補助金の交付をした場合において、左の各号の一に該当するときは、当該年度におけるその後の補助金の交付をやめるとともに、既に交付した当該年度の補助金を返還させなければならない。

一 図書館がこの法律の規定に違反したとき。

二 地方公共団体が補助金の交付の条件に違反したとき。

三 地方公共団体が虚偽の方法で補助金の交付を受けたとき。

第3章 私立図書館

第24条 削除

(都道府県の教育委員会との関係)

第25条 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、指導資料の作製及び調査研究のために必要な報告を求めることができる。

2 都道府県の教育委員会は、私立図書館に対し、その求めに応じて、私立図書館の設置及び運営に関して、専門的、技術的の指導又は助言を与えることができる。

(国及び地方公共団体との関係)

第26条 国及び地方公共団体は、私立図書館の事業に干渉を加え、又は図書館を設置する法人に対し、補助金を交付してはならない。

第27条 国及び地方公共団体は、私立図書館に対し、その求めに応じて、必要な物資の確保につき、援助を与えることができる。

(入館料等)

第28条 私立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対する対価を徴収することができる。

(図書館同種施設)

第29条 図書館と同種の施設は、何人もこれを設置することができる。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

附則 (略)

3 図書館法施行令

昭和34年4月30日
政令第158号

内閣は、図書館法（昭和25年法律第118号）第20条第2項の規定に基き図書館法施行令（昭和25年政令第293号）の全部を改正するこの政令を制定する。

図書館法第20条第1項に規定する図書館の施設、設備に要する経費の範囲は、次に掲げるものとする。

- 一 施設費 施設の建築に要する本工事費附帯工事費及び事務費
- 二 設備費 図書館に備え付ける図書館資料及びその利用のための器材器具の購入に要する経費

附則（略）

4 図書館法施行規則

昭和25年9月6日

文部省令第27号

最終改正：令和2年9月25日

文部科学省令第32号

図書館法（昭和25年法律第118号）第6条第2項、第19条及び附則第10項の規定に基き、図書館法施行規則を次のように定める。

第1章 図書館に関する科目

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号。以下「法」という。）第5条第1項第1号に規定する図書館に関する科目は、次の表に掲げるものとし、司書となる資格を得ようとする者は、甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち2以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科目	単位数	群	科目	単位数
甲群	生涯学習概論	2	乙群	図書館基礎特論	1
〃	図書館概論	2	〃	図書館サービス特論	1
〃	図書館制度・経営論	2	〃	図書館情報資源特論	1
〃	図書館情報技術論	2	〃	図書・図書館史	1
〃	図書館サービス概論	2	〃	図書館施設論	1
〃	情報サービス論	2	〃	図書館総合演習	1
〃	児童サービス論	2	〃	図書館実習	1
〃	情報サービス演習	2			
〃	図書館情報資源概論	2			
〃	情報資源組織論	2			
〃	情報資源組織演習	2			

2 前項の規定により修得すべき科目の単位のうち、すでに大学において修得した科目の単位は、これをもつて、前項の規定により修得すべき科目の単位に替えることができる。

第2章 司書及び司書補の講習

(趣旨)

第2条 法第6条に規定する司書及び司書補の講習については、この章の定めるところによる。

(司書の講習の受講資格者)

第3条 司書の講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 1 大学に2年以上在学して、62単位以上を修得した者又は高等専門学校若しくは法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を卒業した者
- 2 法第5条第1項第3号イからハまでに掲げる職にあつた期間が通算して2年以上になる者

3 法附則第8項の規定に該当する者

4 その他文部科学大臣が前3号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

(司書補の講習の受講資格者)

第4条 司書補の講習を受けることができる者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者（法附則第10項の規定により大学に入学することのできる者に含まれる者を含む。）とする。

(司書の講習の科目の単位)

第5条 司書の講習において司書となる資格を得ようとする者は、次の表の甲群に掲げるすべての科目及び乙群に掲げる科目のうち2以上の科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

群	科 目	単位数	群	科 目	単位数
甲群	生涯学習概論	2	乙群	図書館基礎特論	1
〃	図書館概論	2	〃	図書館サービス特論	1
〃	図書館制度・経営論	2	〃	図書館情報資源特論	1
〃	図書館情報技術論	2	〃	図書・図書館史	1
〃	図書館サービス概論	2	〃	図書館施設論	1
〃	情報サービス論	2	〃	図書館総合演習	1
〃	児童サービス論	2	〃	図書館実習	1
〃	情報サービス演習	2			
〃	図書館情報資源概論	2			
〃	情報資源組織論	2			
〃	情報資源組織演習	2			

- 2 司書の講習を受ける者がすでに大学（法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目の単位であつて、前項の科目の単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目の単位とみなす。
- 3 司書の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第1項に規定する科目の履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目の単位を修得したものとみなす。

(司書補の講習の科目の単位)

第6条 司書補の講習において司書補となる資格を得ようとする者は、次の表に掲げるすべての科目について、それぞれ単位数の欄に掲げる単位を修得しなければならない。

科目	単位数	科目	単位数
生涯学習概論	1	図書館の資料	2
図書館の基礎	2	資料の整理	2
図書館サービスの基礎	2	資料の整理演習	1
レファレンスサービス	1	児童サービスの基礎	1
レファレンス資料の解題	1	図書館特講	1
情報検索サービス	1		

- 2 司書補の講習を受ける者がすでに大学（法附則第10項の規定により大学に含まれる学校を含む。）において修得した科目的単位であつて、前項の科目的単位に相当するものとして文部科学大臣が認めたものは、これをもつて前項の規定により修得した科目的単位とみなす。
- 3 司書補の講習を受ける者がすでに文部科学大臣が別に定める学修で第1項に規定する科目的履修に相当するものを修了していると文部科学大臣が認めた場合には、当該学修をもつてこれに相当する科目的単位を修得したものとみなす。

（単位の計算方法）

第7条 講習における単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項各号及び大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）第5条第1項第3号に定める基準によるものとする。

（単位修得の認定）

第8条 単位修得の認定は、講習を行う大学が、試験、論文、報告書その他による成績審査に合格した受講者に対して行う。

（修了証書の授与）

第9条 講習を行う大学の長は、第5条又は第6条の規定により、司書の講習又は司書補の講習について、所定の単位を修得した者に対して、それぞれの修了証書を与えるものとする。

- 2 講習を行う大学の長は、前項の規定により修了証書を与えたときは、修了者の氏名等を文部科学大臣に報告しなければならない。

（講習の委嘱）

第10条 法第5条第1項第1号の規定により文部科学大臣が大学に講習を委嘱する場合には、その職員組織、施設及び設備の状況等を勘案し、講習を委嘱するのに適當と認められるものについて、講習の科目、期間その他必要な事項を指定して行うものとする。

（実施細目）

第11条 受講者の人数、選定の方法、講習を行う大学、講習の期間その他講習実施の細目については、毎年インターネットの利用その他の適切な方法により公示する。

第3章 図書館協議会の委員の任命の基準を条例で定めるに当たつて参酌すべき基準

第12条 法第16条の文部科学省令で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から任命することとする。

第4章 準ずる学校

（大学に準ずる学校）

第13条 法附則第10項の規定による大学に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 大正7年旧文部省令第3号第2条第2号により指定した学校
- 2 その他文部科学大臣が大学と同等以上と認めた学校

（高等学校に準ずる学校）

第14条 法附則第10項の規定による中等学校、高等学校尋常科又は青年学校本科に準ずる学校は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 旧専門学校入学者検定規定（大正12年文部省令第22号）第11条の規定により指定した学校
- 2 大正7年旧文部省令第3号第1条第5号により指定した学校
- 3 その他文部科学大臣が高等学校と同等以上と認めた学校

附則（略）

5 子どもの読書活動の推進に関する法律

公布 平成13年12月12日
法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。
(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則（略）

6 文字・活字文化振興法

平成17年7月29日

法律第91号

(目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、10月27日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則（略）

7 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律

公布 令和元年6月28日
法律第49号

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、もって障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化（文字・活字文化振興法（平成十七年法律第九十一号）第二条に規定する文字・活字文化をいう。）の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。以下同じ。）について、視覚による表現の認識が困難な者をいう。

2 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい書籍」とは、点字図書、拡大図書その他の視覚障害者等がその内容を容易に認識することができる書籍をいう。

3 この法律において「視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等」とは、電子書籍その他の書籍に相当する文字、音声、点字等の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第十一條第二項及び第十二條第二項において同じ。）であって、電子計算機等を利用して視覚障害者等がその内容を容易に認識することができるものをいう。

(基本理念)

第3条 視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等が視覚障害者等の読書に係る利便性の向上に著しく資する特性を有することに鑑み、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること。

二 視覚障害者等が利用しやすい書籍及び視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「視覚障害者等が利用しやすい書籍等」という。）の量的拡充及び質の向上が図られること。

三 視覚障害者等の障害の種類及び程度に応じた配慮がなされること。

(国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第6条 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 基本計画等

(基本計画)

第7条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する基本的な計画（以下この章において「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策についての基本的な方針

二 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三 前二号に掲げるもののほか、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 前三項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第8条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の状況等を踏まえ、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を定めようとするときは、あらかじめ、視覚障害者等その他の関係者の見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、第一項の計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

(視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等)

第9条 国及び地方公共団体は、公立図書館、大学及び高等専門学校の附属図書館並びに学校図書館（以下「公立図書館等」という。）並びに国立国会図書館について、各々の果たすべき役割に応じ、点字図書館とも連携して、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援の充実その他の視覚障害者等によるこれらの図書館の利用に係る体制の整備が行われるよう、必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、点字図書館について、視覚障害者等が利用しやすい書籍等の充実、公立図書館等に対する視覚障害者等が利用しやすい書籍等の利用に関する情報提供その他の視覚障害者等が利用しやすい書籍等を視覚障害者が十分かつ円滑に利用することができるようにするための取組の促進に必要な施策を講ずるものとする。

(インターネットを利用したサービスの提供体制の強化)

第10条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等がインターネットを利用して全国各地に存する視覚障害者等が利用しやすい書籍等を十分かつ円滑に利用することができるようするため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

一 点字図書館等から著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第三十七条第二項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等（以下「特定電子書籍等」という。）であってインターネットにより送信することができるもの及び当該点字図書館等の有する視覚障害者等が利用しやすい書籍等に関する情報の提供を受け、これらをインターネットにより視覚障害者等に提供する全国的なネットワークの運営に対する支援二 視覚障害者等が利用しやすい書籍等に係るインターネットを利用したサービスの提供についての国立国会図書館、前号のネットワークを運営する者、公立図書館等、点字図書館及び特定電子書籍等の製作を行う者の間の連携の強化（特定書籍及び特定電子書籍等の製作の支援）

第11条 国及び地方公共団体は、著作権法第三十七条第一項又は第三項本文の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍（以下「特定書籍」という。）及び特定電子書籍等の製作を支援するため、製作に係る基準の作成等のこれらの質の向上を図るための取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、特定書籍及び特定電子書籍等の効率的な製作を促進するため、出版を行う者（次条及び第十八条において「出版者」という。）からの特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するための環境の整備に必要な支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等）

第12条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等が促進されるよう、技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進、著作権者と出版者との契約に関する情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、書籍を購入した視覚障害者等からの求めに応じて出版者が当該書籍に係る電磁的記録の提供を行うことその他の出版者からの視覚障害者等に対する書籍に係る電磁的記録の提供を促進するため、その環境の整備に関する関係者間における検討に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（外国からの視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の入手のための環境の整備）

第13条 国は、視覚障害者等が、盲人、視覚障害者その他の印刷物の判読に障害のある者が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約の枠組みに基づき、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等であってインターネットにより送信することができるものを外国から十分かつ円滑に入手することができるよう、その入手に関する相談体制の整備その他のその入手のための環境の整備について必要な施策を講ずるものとする。

（端末機器等及びこれに関する情報の入手の支援）

第14条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するための端末機器等及びこれに関する情報を視覚障害者等が入手することを支援するため、必要な施策を講ずるものとする。

（情報通信技術の習得支援）

第15条 国及び地方公共団体は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等を利用するに当たって必要となる情報通信技術を視覚障害者等が習得することを支援するため、講習会及び巡回指導の実施の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（研究開発の推進等）

第16条 国は、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等及びこれを利用するための端末機器等について、視覚障害者等の利便性の一層の向上を図るため、これらに係る先端的な技術等に関する研究開発の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

（人材の育成等）

第17条 国及び地方公共団体は、特定書籍及び特定電子書籍等の製作並びに公立図書館等、国立国会図書館及び点字図書館における視覚障害者等が利用しやすい書籍等の円滑な利用のための支援に係る人材の育成、資質の向上及び確保を図るため、研修の実施の推進、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

第4章 協議の場等

第18条 国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省その他の関係行政機関の職員、国立国会図書館、公立図書館等、点字図書館、第十条第一号のネットワークを運営する者、特定書籍又は特定電子書籍等の製作を行う者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

8 柏市立図書館条例

昭和29年9月16日
条例第12号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)第10条の規定により、図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
柏市立図書館	柏市柏五丁目8番12号

2 図書館に次の分館を置く。

名 称	位 置
柏市立図書館 豊四季台分館	柏市豊四季台一丁目1番111号
柏市立図書館 田中分館	柏市大室249番地の1
柏市立図書館 西原分館	柏市西原三丁目2番48号
柏市立図書館 南部分館	柏市新逆井二丁目5番13号
柏市立図書館 布施分館	柏市布施1196番地の5
柏市立図書館 永楽台分館	柏市永楽台二丁目11番25号
柏市立図書館 増尾分館	柏市増尾三丁目1番1号
柏市立図書館 光ヶ丘分館	柏市光ヶ丘団地200番5号
柏市立図書館 新富分館	柏市豊四季945番地の1
柏市立図書館 高田分館	柏市高田693番地の2
柏市立図書館 根戸分館	柏市根戸467番地
柏市立図書館 新田原分館	柏市東柏二丁目2番15号
柏市立図書館 松葉分館	柏市松葉町四丁目11番地
柏市立図書館 藤心分館	柏市藤心四丁目1番11号
柏市立図書館 沼南分館	柏市大島田440番地1
柏市立図書館 高柳分館	柏市高柳1,652番地10
柏市立図書館 こども図書館	柏市大島田48番地1

(職員)

第3条 図書館に館長、司書、司書補その他必要な職員を置く。

(図書館協議会)

第4条 図書館法第14条第1項の規定により、図書館に図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の委員の定数は15人以内とし、協議会の委員の任命の基準は次に掲げる者の中から任命することとする。

- (1) 学校教育の関係者
- (2) 社会教育の関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

- (4) 学識経験のある者
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- 3 協議会の委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附則抄

附則（平成24年条例第9号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に図書館協議会の委員に任命されている者は、改正後の第4条第2項の基準により図書館協議会の委員に任命された者とみなし、その任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成25年5月31日までとする。

9 柏市立図書館条例施行規則

昭和57年11月20日
(教) 規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市立図書館条例（昭和29年柏市条例第12号。以下「条例」という。）の施行に
関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 柏市立図書館（以下「図書館」という。）は、図書館法（昭和25年法律第118号）第3条に規
定する業務を行う。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更
することができる。

区分	開館時間
図書館	午前9時30分から午後5時まで。ただし、水曜日、木曜日又 は金曜日であって国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第 178号）第3条に規定する休日（以下「休日」という。）に当 たらない日は、午前9時30分から午後7時まで
図書館分館（沼南分館、高 柳分館及びこども図書館 を除く。）	午前10時から午後5時まで
図書館分館（沼南分館、高 柳分館及びこども図書館 に限る。）	午前9時30分から午後5時まで

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、
又は臨時に休館することができる。

区分	休館日
図書館及び図書館分 館（豊四季台分館及び こども図書館に限 る。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは除く。） 2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31 日まで 3 特別整理期間（年間14日以内で教育委員会が別に定める日 をいう。以下同じ。）
図書館分館（豊四季台 分館及びこども図書 館を除く。）	1 月曜日（月曜日が休日に当たるときは、第3月曜日に限る。） 2 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31 日まで 3 特別整理期間

(図書館資料の紛失等の届出及び賠償)

第5条 図書館を利用する者（以下「利用者」という。）は、図書及び視聴覚資料（以下「図書館資料」とい

う。)を紛失し,汚損し,又は破損したときは,図書館資料紛失等届を教育委員会に提出するとともに,当該紛失し,汚損し,又は破損した図書館資料と同種の物(同種の物によることができない場合にあっては,当該図書館資料に相当する物又は相当の代価)により賠償しなければならない。

(館内利用)

第6条 利用者は,係員の指示に従うとともに,所定の場所において利用しなければならない。

(個人貸出し)

第7条 図書館資料の個人貸出し(第11条に規定する団体貸出し以外のものをいう。)を受けようとする者は,教育委員会に利用者登録申込書を提出するとともに,本人であることを証明する書類を提示し,利用カードの交付を受けなければならない。

2 利用カードは,市内に居住し,通勤し,又は通学している者に対して交付する。ただし,教育委員会が必要と認めるときは,この限りでない。

(利用カードの失効等)

第8条 利用カードは,交付の日以降利用しない日が引き続き3年に達したときは,その日限り失効するものとする。

2 利用カードの交付を受けた者は,利用者登録申込書の記載事項に変更があったとき又は利用カードを紛失し,若しくは破損したときは,速やかにその旨を教育委員会に届け出なければならない。

3 利用カードの交付を受けた者は,利用カードを他人に貸与し,又は譲渡してはならない。

(貸出冊数及び期間)

第9条 図書の貸出しは1人につき10冊以内とし,視聴覚資料の貸出しは1人につき2点以内とする。

2 図書館資料の貸出期間は,2週間とする。ただし,教育委員会が必要と認めるときは,この限りでない。

3 教育委員会は,図書館資料の貸出しを受けた者から当該図書館資料の貸出期間の末日までに貸出期間の延長の申出があった場合で,当該図書館資料について他に貸出しを希望している者がないときは,当該申出のあった日から2週間を限度として貸出期間を延長することができる。ただし,教育委員会が必要と認めるときは,この限りでない。

4 第1項及び前項の規定にかかわらず,教育委員会は,第2項に規定する貸出期間(前項の規定による貸出期間の延長をした場合は,当該延長後の貸出期間)の末日後相当の期間を経過しても図書館資料を返却しない者に対しては,当該図書館資料を返却するまでは,新たな図書館資料の貸出し及び貸出期間の延長を行わないことができる。

(貸出しの制限)

第10条 教育委員会は,館外への貸出しを行わない図書館資料を指定することができる。

2 前項に規定する図書館資料の貸出しを希望する者は,教育委員会に特別貸出申込書を提出し,承諾を受けなければならない。

(団体貸出し)

第11条 教育委員会は,市内の官公署,学校,社会教育関係団体その他の団体に対する貸出し(以下「団体貸出し」という。)をすることができる。

2 団体貸出しを利用しようとする者は,教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し,承諾を受けなければならない。

3 団体貸出しの貸出冊数は1団体につき200冊以内とし,その貸出期間は1か月とする。ただし,教育委員会が必要と認めるときは,この限りでない。

(宅配等による貸出し)

第12条 教育委員会は、身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対し、図書館資料を宅配又は郵送により貸し出すことができる。

(寄贈の手続)

第13条 図書館は、図書館資料の寄贈を受け、一般の利用に供することができる。

2 図書館資料を寄贈しようとする者は、教育委員会に寄贈申込書を提出し、承諾を得なければならない。

(図書館協議会)

第14条 条例第4条に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第16条 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則抄

附則（平成27年教育委員会規則第13号）

(施行期日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

10 柏市立図書館資料等複製物提供要領

制定 平成24年6月1日
施行 平成24年6月1日

1 趣旨

この要領は、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条第1号の規定により市立図書館が行う図書館資料の複製物（以下「複製物」という。）の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

2 複製

この要領において複製できるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 著作権法第31条第1項に規定する図書館資料
- (2) 著作権法第2条第1項第10号の3に規定するデータベース
- (3) 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）で位置づけたもの。
- (4) 国立国会図書館及びガイドラインに準拠しない図書館等の複製については、該当館の規定による。

3 複製作業

複製にあたっては、著作権法第31条に基づき、職員が作業または監督にあたる。

4 申込書の提出

複製物の提供を受けようとする者は、申込書を教育委員会に提出するものとする。

5 実費徴収

複製物の提供に当たっては、1枚（A3判、B4判、A4判及びB5判）につき白黒10円、カラー40円の実費を徴収する。

6 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要領は、平成25年12月1日から施行する。

1.1 柏市身体障害者等資料貸出要領

制定 平成26年11月1日
施行 平成26年11月1日

1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第12条の規定による身体障害、ねたきりの状態その他の理由で来館できない者に対する図書及び視聴覚資料（以下「図書館資料」という。）の貸出しに關し必要な事項を定めるものとする。

2 対象者

規則第12条の規定による図書館資料の貸出しを受けることができる者は、本市に居住している者で次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 重度身体障害者（公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づく郵便の在宅投票が認められる程度の障害を有する者をいう。）
- (2) ねたきりの状態が続いており、介添えがなければ日常生活に著しく困難を來す者
- (3) 教育委員会が特に必要と認める者

3 利用者の登録

図書館資料の貸出しを受けようとする者は、教育委員会に次に掲げる事項を届け出て、その登録を受けなければならない。

- (1) 住所
- (2) 氏名
- (3) 生年月日
- (4) 電話番号
- (5) その他必要な事項

4 利用の申込

前項の規定による登録を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けようとするときは、電話、ファクシミリ又は郵便等により申し込まなければならない。

5 経費の負担

図書館資料の貸出し及び返却に要する経費は柏市立図書館において負担する。

6 貸出冊数及び期間

図書館資料の貸出しあは、1人につき図書は10冊以内、視聴覚資料ごとにそれぞれ3点以内とし、貸出期間は1か月以内とする。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この要領は、平成26年11月1日から施行する。

1 2 図書館資料選定会議設置要領

制定 平成20年9月10日
施行 平成20年9月10日

1 目的

この要領は、柏市立図書館における図書館資料の選定業務の円滑化を図るため、図書館資料選定会議（以下「選定会議」という。）の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

2 選定会議

- (1) 選定会議は、図書館サービス担当リーダーを長とし、一般図書、児童図書の各担当で図書館長が指名した職員により開催する。
- (2) 選定会議の開催日を一般図書担当は毎週水曜日、児童図書担当は毎月第2・4木曜日とする。

3 選定資料

選定会議で行う図書館資料の内容は、次のとおりとする。

- (1) 一般図書担当
 - ・一般図書全般
 - ・障がい者用資料
 - ・参考図書
 - ・郷土・行政資料
 - ・逐次刊行物（新聞及び雑誌）
 - ・視聴覚資料
- (2) 児童図書担当
 - ・児童図書全般
 - ・参考図書
 - ・郷土・行政資料
 - ・逐次刊行物（雑誌）
 - ・視聴覚資料

4 選定方針

図書館資料の選定方針は、別に定める「柏市立図書館資料収集方針」に基づき行うものとする。

5 資料の購入

図書館資料の購入は、選定会議で選定し、館長がこれを決定する。

6 補則

この要領に定めるもののほか、選定会議の運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要領は、平成20年9月10日より施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日より施行する。

13 柏市立図書館団体貸出取扱要領

制定 平成28年 4月 1日
施行 平成28年 4月 1日

1 趣旨

この要領は、柏市立図書館条例施行規則第11条の規定による団体貸出し（以下「団体貸出し」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 対象

団体貸出しは、市内の官公署、学校、社会教育団体、その他の団体を対象とする。

3 利用カードの交付等

- (1) 団体貸出しを利用しようとする者は、教育委員会に団体貸出利用申込書を提出し、承諾を得て、利用カードの交付を受けることができる。
- (2) 団体の代表者が交替又は申込内容に変更が生じた場合は、団体貸出利用変更届を提出するものとする。

4 図書の貸出

- (1) 利用する団体が図書の貸出しを受ける場合は、事前に団体貸出利用申請書を提出するものとする。
- (2) 図書の貸出しは、原則として、土曜日、日曜日、祝日及び休館日を除く日とする。

5 貸出冊数及び期間

団体貸出しの貸出冊数は、1団体につき200冊以内（視聴覚資料は除く）とし、利用期間は1か月以内とする。ただし、教育委員会が認めたときはこの限りではない。

6 図書の管理等

- (1) 団体貸出しを受ける者は、教育委員会の指示に従い、代表者は、図書の保管及び運用についてその責任を負うものとする。
- (2) 図書の運搬は、登録団体が行い、運搬に要する箱等は、団体が用意することとする。

7 補則

この要領に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

1 4 柏市立図書館寄贈資料に関する取扱い基準

制定 平成26年7月1日
施行 平成26年7月1日

1 趣旨

この基準は、柏市立図書館に寄贈申出があった資料の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

2 取扱い方針

取扱いに際しては、次に規定する項目に基づき行うものとする。

(1) 受領の際には、柏市立図書館資料収集方針（以下「収集方針」という。）に準拠したもののみを受領する。

(2) 受領の際には、受領後の処理判断を館長に一任することを寄贈申出者が了承したうえで受領する。

3 受領することができる資料

(1) 「収集方針」に準拠し、原則として出版後、5年以内のものを受領する。

(2) 郷土に関する図書・古文書・パンフレット類・雑誌等は、出版年に関わらず受領することを原則とする。

(3) その他、館長が必要と認める資料

4 受領しない資料

「収集方針」に準拠するものであっても、次の資料は受領しない。

(1) 政治・宗教の布教及び特定の企業の営業等を目的とした内容の資料

(2) 既に蔵書として登録してあるものと同一資料で、複本として受領する必要性を持たない資料

(3) 新聞・雑誌・パンフレット等で資料的価値を持たない資料

(4) 汚損、毀損又は書き込みのある資料

(5) 時間の経過により内容が古くなり、資料的価値の無くなった資料

(6) 視聴覚資料及び視聴覚資料が附属資料として附いている資料。

ただし、地域資料として収集・保存する価値のあるもの及び官公庁が刊行する公共的価値のあるものは除く。

(7) その他、館長が必要と認めない資料

5 受領の条件

次に掲げる項目を条件として受領する。

(1) 2 (2) の条件が了承できない場合には、受領しないで返却する。

(2) 図書館に予告なく郵送等により寄贈された場合には、寄贈の意思が確認できる書類等があるか、または取扱いの条件がないか確認し受領する。

(3) 寄贈資料の取扱い上の条件（蔵書としない場合は寄贈しない等）がある場合には、受領しないで返却する。

6 受領の手続き

「図書館資料等寄贈申込書」に記入のうえ資料とともに提出されたものを受領する。ただし、大量に資

料がある場合には、事前にリストの提出を求めることができる。

7 受領後の取扱い

- (1) 受領した寄贈資料は、「収集方針」「柏市立図書館資料除籍基準」に照らし合わせ、選定会議で蔵書とするものを選択し、館長の決裁により決定する。
- (2) 蔵書とする資料について、必要のあるものは寄贈礼状を送付する。
- (3) 蔵書とする資料は、資料コード、分類ラベル等を貼付し、寄贈受入登録をする。
- (4) 蔵書としない資料は、リサイクル資料または廃棄処分とする。
- (5) 「図書館資料等寄贈申込書」及び寄贈資料の添付文書は別に5ヶ年保存する。

附則

この基準は、平成26年7月1日から施行する。

1 5 柏市立図書館貸出停止基準

制定 平成26年10月1日
施行 平成26年10月1日

1 趣旨

この基準は、柏市立図書館条例施行規則（昭和57年柏市教育委員会規則第14号。以下「規則」という。）第9条第4項に規定する図書館資料の貸出停止について、必要な事項を定めるものとする。

2 貸出停止の対象者

柏市教育委員会（以下教育委員会という）は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）利用者のうち、図書館資料を貸出期間の末日から4週間経過しても返却しない利用者に対し、貸出しを停止することができる。

3 貸出停止の例外

教育委員会が、貸出停止の対象外とすることに相当の理由があると認めた場合は、貸出しの停止を行なわないものとする。

4 貸出停止の解除

次の各号のいずれかに該当したときは、教育委員会は貸出停止を解除するものとする。

- (1) 貸出停止を受けることになった資料を賠償したとき。
- (2) その他、教育委員会が貸出停止を解除することを適当と認めたとき。

5 督促

教育委員会は貸出期間を過ぎても返却しない利用者及び図書館資料を亡失又は毀損し、賠償する旨の届出をしたにもかかわらず、賠償をしない利用者に対し、資料の返却及び賠償を求めるために督促を行なう。

6 補則

この基準に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この基準は、平成26年10月1日から施行する。

1 6 柏市立図書館利用者用インターネットパソコン利用規約

制定 平成20年10月1日

施行 平成20年10月1日

1 趣旨

この規約は、柏市立図書館（以下「図書館」という。）が利用者用に設置するインターネットパソコン（以下「パソコン」という。）の利用に関し必要な事項を定める。

2 目的

端末は、出版・流通情報及びインターネット上にある各種データベースのうち調査研究に資する情報にアクセスできる環境を利用者に提供することにより、学習支援をすることを目的とする。

3 利用の範囲

利用の範囲は次のとおりとする。

- (1) 柏市ホームページの閲覧（柏市が開設する全てのサイトを含む。）
- (2) 図書館の蔵書検索
- (3) 図書館が選定した情報サイトの閲覧
- (4) その他調査研究のために必要なホームページの閲覧
- (5) 図書館所蔵の視聴覚資料の視聴

4 利用者

利用者は、図書館の利用カードの交付を受けた小学生以上の者とする。

5 利用時間

パソコンの利用時間は、図書館の開館時間内において利用者一人につき1回当たり30分以内とする。ただし、次の利用者が待機していない場合は、利用時間を30分を限度として延長することができる。

6 利用手続

パソコンを利用しようとする者は、利用しようとする日に、受付カウンターに利用カードを提示して申し出なければならない。

7 職員の補助

図書館の職員は、必要に応じて、パソコンの利用者に対し、操作方法の説明その他必要な補助をするものとする。ただし、当該利用者の依頼を受け、情報を検索することはしない。

8 利用料

パソコンの利用に係る費用は、無料とする。

9 利用制限

利用者は、パソコンの利用に際して次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) E-MAILの送受信、掲示板等への書き込み、ショッピング、ゲームなど、閲覧以外の行為
- (2) 画面のプリントアウト
- (3) 3項の(5)に挙げたものを除く映像資料、録音資料の視聴
- (4) 画像やソフトウェア等のダウンロード
- (5) 外部記憶メディアの接続
- (6) カメラによる画面の複写

- (7) 有料サイトや公序良俗に反すると判断されるホームページへの接続
- (8) 図書館のパソコンへのデータ保存, 設定の変更等ハードディスクへの書き込み行為

1.0 利用者の責任

利用者が不正な操作等により, 機器やデータ等に損害を与えた場合には, 利用者はその責任を負うものとする。

1.1 利用の中止

図書館長は, 利用者がこの規約に違反した場合には, 利用を中止させることができる。

1.2 その他

この規約に定めるもののほか, パソコンの利用について必要な事項は, 図書館長が別に定める。

附則

この規約は, 平成20年10月1日から施行する。

附則

この規約は, 平成25年11月1日から施行する。

附則

この規約は, 平成27年6月1日から施行する。

17 柏市立図書館無線 LAN サービス利用規約

(ジェイコム [共用 Wi-Fi サービス] 利用規約)

制定 令和2年9月1日
施行 令和2年9月1日

(利用規約の適用)

第1条 柏市立図書館は、この「柏市立図書館無線 LAN サービス利用規約（以下「利用規約」という。）」に基づき、柏市立図書館が設置した機器による無線 LAN インターネット接続サービス（以下「端末接続サービス」という。）を提供します。端末接続サービスの利用にあたっては、利用規約を了承したものとする。

(サービスの目的)

第2条 端末接続サービスは、柏市立図書館利用者に対し、資料の検索、情報の収集、文書作成などの利便性向上を図るために提供するものとする。

(サービスの対象者)

第3条 柏市立図書館本館内での利用について、2に掲げる目的のために接続機能を搭載した端末を使用する者を対象とする。

(サービスの内容)

第4条 端末接続サービスは IEEE802.11a/b/g/n 規格を用い、利用者持参端末を無線 LAN でインターネットに接続する無料サービスであり利用できるインターネットのサービスは次のとおりとする。

- (1) インターネットエクスプローラーなどのブラウザによるホームページ閲覧
- (2) メールの送信や受信
- (3) 資料ファイルなどのダウンロード

注1) すべての端末で接続できることを保証するサービスではない。

注2) 柏市立図書館では、接続に関するサポートは行わない。

注3) 上記のサービスを無制限で使用できるものではない。回線の状態などにより通信量に制限がかかる場合がある。

(利用時間・場所)

第5条 端末接続サービス提供時間は、柏市立図書館本館の開館時間とする。利用場所は、2階の参考資料室、読書席、第2会議室とする。

(利用手続き)

第6条 端末接続サービスを利用する場合は、SSIDを選択、フォームに有効なメールアドレスを入力し当該メールアドレスに送付されたメッセージ内のリンクにアクセスするものとする。接続方法は、別紙接続ガイドを参照するものとする。

(無線LAN利用のための準備等)

第7条 サービス利用者は無線LANの利用にあたり、無線LANへの接続機能を搭載した端末、電源、Webブラウザ等はサービス利用者が用意するものとする。
なお、無線LANへの接続端末については、利用者自身でセキュリティ対策を行うものとする。

(禁止事項)

第8条 無線LANサービスの利用にあたり、次の行為と柏市立図書館が認める場合は使用を禁止する。

- (1) 他者の著作権、財産、プライバシーその他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれがある行為
- (2) 他者を誹謗、中傷する行為、公序良俗に反する行為若しくはそのおそれがある行為、又は公序良俗に反する情報を他者に提供する行為
- (3) 上記(1)、(2)の他、他者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (4) 第三者になりますまして、端末接続サービスの利用手続きを行う行為、又は端末接続サービスを利用する行為
- (5) 端末接続サービスの接続SSID及び接続パスワードを不正に利用する行為
- (6) 端末接続サービスの運営を妨げ、若しくはその信用を毀損（きそん）する行為
- (7) 利用手続きを行わずに端末接続サービスを利用しようとする行為
- (8) 端末接続サービスの機器に障害を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (9) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれのある行為
- (10) 通信販売、連鎖販売取引、業務提供誘因販売取引及びその他の目的で特定又は不特定多数に大量にメール等を送付する行為
- (11) ファイル共有ソフトの使用等著しく大量のデータを送信する行為
- (12) その他、柏市立図書館が不適切と判断する行為

(利用承認の取り消し)

第9条 利用者が第8条各項に該当する行為や本規約に違反した場合は、事前に通告することなく、直ちに当該利用者の端末接続サービスの利用を停止又は取り消しすることができる。また、無線LANの利用中止により、利用者又は第三者が被ったいかなる損害についても、柏市立図書館は一切の責任はないものとする。なお、利用中止者の次回以降の利用を禁止するものとする。

(サービスの品質と免責事項)

第10条 端末接続サービスは、J:COM回線を用い、小規模インターネット接続として標準的な構成で提供する。通常用いられる程度のセキュリティ対策（外部からの侵入防止対策、接続端末間の通信の制限など）を実施しているが、無線LANサービスに瑕疵のないことを保証するものではない。このため、柏市立図書館は、無線LANサービスの利用者（以下「利用者」という。）に対し、下記に示すものその他一切の賠償責任を負わないものとします。

- (1) 柏市立図書館は、無線LANサービスの内容及び利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。
- (2) 無線LANサービスの提供、遅滞、変更、中止又は廃止、無線LANサービスを通じて登録、提供又は収集された利用者の情報の消失、利用者のコンピューター等のコンピューターウィルス感染等による被害、データの破損、漏洩その他無線LANに関連して発生した利用者の損害について、柏市立

図書館は一切責任を負わないものとする。

- (3) 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず当該利用者が費用を負担するものとする。
- (4) 無線LANへの接続に係る利用者の機器の設定は、利用者が行うものとする。無線LAN接続可能機器の種類、基本ソフトウェア、ウェブブラウザ等により、無線LANを利用できない場合があつても柏市立図書館は一切責任を負わないものとする。
- (5) 利用者が無線LANを利用したことにより他の利用者や第三者との間に紛争等が生じた場合は、利用後であつても、全て利用者個人が法的責任を負うものとし、柏市立図書館は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 柏市立図書館は無線LANの適切な利用を図るため、利用者のアクセスログを記録し、特定のWebサイトへの接続を制限すること等ができる。

(通信履歴の保管)

第11条 通信業者は、利用者の通信履歴（以下「通信履歴」という。）を一定期間保管する。計数的なもの以外の通信履歴は、法令により開示を求められた場合や裁判所又は警察等の公的機関から要請に基づいて書面による正式な協力要請等があった場合を除いて、他の第三者のいずれにも公開しないものとする。

(端末接続サービスの停止及び中止)

第12条 端末接続サービスは保守点検の場合等、予告なく停止する場合がある。また、端末接続サービスを中止する場合がある。

(その他)

第13条 柏市立図書館は本サービスに関し、次の各項を行う場合があるものとする。

- (1) 柏市立図書館は利用者の承諾なしに、本サービスの内容を変更する場合がある。また、利用規約に記載されていない点についても、必要に応じて運用ルールを定めることがある。
- (2) 本サービス向上のため、利用に関するアンケートを実施する場合がある。

18 柏市立図書館資料収集方針

制定 平成20年10月16日

施行 平成20年10月16日

1 資料収集方針の設定にあたって

(1) 図書館とは何か

蔵書構成を考えるにあたり、「図書館とは何か」という事柄を図書館職員が常に意識し、市民の前に明らかにしていくことが必要である。今までに以下のようない位置付けがなされていることを確認したい。

① 「社会教育法」第9条

図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

② 「図書館法」第2条

この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、(以下省略)

③ 「新しい時代に向けての公共図書館の在り方について」(中間報告)

ア 図書館は、市民生活のあらゆる面に関わる資料を収集し、生涯学習を支援する上できわめて大きな責務を負っている。生涯学習のための機関としての色彩をいっそう強く打ち出すべきである。

イ 一般書、専門書、地域資料、視聴覚資料など多種多様な資料の充実をめざす。図書館は地域社会の情報拠点・学習拠点である。

ウ 多様な学習機会を提供することが必要である。読書普及とりわけ児童に対するサービスは重要である。学校との連携により充実した学習機会の提供が望まれている。

(2) 日本の図書館の軌跡

蔵書構成を考える上で、今まで日本の公共図書館が辿ってきた流れを確認することも重要である。

① 発展期

戦後日本の図書館活動は、新憲法に端を発し、昭和24年の社会教育法の施行、昭和25年の図書館法の施行に始まるが、それからしばらくは、図書館の存在は広く市民生活に取り入れられることなく、一部研究者の利用や学生の勉強部屋代わりに利用されるに留まっていた。

昭和40年代に入り、東京都日野市が、「買い物カゴを下げて図書館へ」「ポストの数ほど図書館を」「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」というスローガンを掲げてまず移動図書館からサービスを始め、ほとんど全ての図書を開架とし、自習席を一掃して、現在は当たり前となっている「貸し出し中心」の図書館活動を開始した。この動きは高度経済成長とあいまって全国へと広まっていた。

図書館は市民のためのものであり、市民の求める資料を提供していくといったそれまでの「図書館は市民を教育するための施設である。」という考え方から、「市民の要求が蔵書をつくる」という考え方へ大転換が図られ、市民の支持を勝ち取っていった。

日野市のこの活動がなければ、今日の日本の図書館界は存在しえなかつたと思われるほど全国に大きな影響を与えた、中小公共図書館の発展こそ図書館活動の基盤となるとした『中小都市における

公共図書館の運営』(※注1)とその理念を具体化した当時の日野市立図書館長前川恒雄氏らの『市民の図書館』(※注2)は、図書館員のバイブルとされてきた。

この流れは柏市にも波及し、昭和46年に日野市を手本に移動図書館をスタートさせている。

② 転換期

産業の空洞化、景気の低迷、リストラ、失業率の増加・・・バブル崩壊後続いている不況の中で、図書館界も資料費削減、民間委託など厳しい状況にさらされる一方、図書館によるベストセラーの大量購入が出版不況の原因の一つではないかと問題視された。また、電子図書館の登場や、ビジネス支援を標榜する図書館が注目されるなど、社会の中での図書館に対する役割・評価が高まるにつれて、図書館界に大きな変化の兆しが現れている。

日野市から始まった貸し出しを中心とした図書館運営を基盤に、平成18年3月に『これからの図書館像』(※注3)で提言されたように、地域情報やビジネス情報の拠点としての図書館等、新しい図書館の在り方が模索され、変革を求められている。

※注1 『中小都市における公共図書館の運営』(通称「中小レポート」)

日本図書館協会 1963年

※注2 『市民の図書館』 日本図書館協会 1970年

※注3 『これからの図書館像』 文部科学省 2006年

(3) 柏市立図書館の蔵書構成を考える

① 基本的考え方

図書館の蔵書構成は館種によって異なり、どのような資料を収集するかは、その館の目的、性格等によって収書方針が決まり、収集計画が立てられ、それに基づいて収書が行われる。

公共図書館においては、基本図書(一般成人向け図書・児童書)、参考図書及び地域住民の要求度に応じて実用書・専門書等を網羅的に収集すべきであり、地域の行政資料・郷土資料も収集する必要がある。また、蔵書構成を考える場合、資料の種類(図書とその他の資料の比率)、一般向け図書と専門書のバランス、その図書館で重点収集したい資料などを考えなければならない。

以上のような原則を踏まえ、長期的展望に立った図書館計画のもとに、現実的には財政状況・収容スペースを考慮して収集方針及び年次的な収集計画が決定される。その決定に際しては、県立図書館や県内のほかの図書館との相互利用・分担収集も考慮されなければならない。

② 求められる資料と必要な資料

図書館の蔵書は、基本的には市民の求めに応じて収集すべきものである。過去の良書厳選主義が、市民を図書館から遠ざけていたという反省のもとに、図書館は誰のものかを常に意識し、市民の要求を基本に蔵書が構築されるべきであるという考え方は、「(2)日本の図書館の軌跡」で触れたように日野市の図書館活動から始まった現在の図書館活動の出発点である。

それを前提としながら、要求の多い図書だけでなく、公共図書館として当然所蔵すべき基本図書や、地域資料、重点資料をどう収集していくのか、収集方針を市民の前に提示し、明らかにすることで理解を得ていく必要がある。

③ 柏市立図書館の蔵書構成

柏市立図書館の特色は、本館と17分館の多くのサービス拠点を持ち、さらにそれぞれが相互貸借することで、市内のどこに住んでいても柏市立図書館全体の蔵書が利用でき、多くの貸し出しを行っていることである。

しかし、個々の分館の蔵書は3万8千冊程度で、面積は平均170m²と市民生活の情報源を標榜するには規模が小さく、貸し出し中心のサービスにならざるを得ない。この規模の分館で特色を出そうとすると偏りが生じ、かえって利用しにくいものとなる。各館による資料の重複を抑え、同一主題の資料を収集する際は、各館で異なったタイトルの資料を購入することにより、本館と17分館からなる柏市立図書館の蔵書をより効果的に利用することができる。

このような特色を踏まえ、柏市立図書館の収集方針として次のような方向性を市民に対して明らかにしていきたい。

- ア 市民が学習する上で必要となる各ジャンルの基本的及び最新の資料を収集する。
- イ 市民の自己実現、多様な趣味に資する資料、時事問題など市民が現在知りたい事柄に関する資料を収集する。
- ウ 各近隣センターを中心に活動している学習グループや趣味のサークルを支援する資料を収集する。
- エ ボランティア活動やNPO活動、子ども会、福祉団体、まちづくりに関わるさまざまな団体を支援するための資料を収集する。
- オ 国際化に対応した外国語の資料及び、国際交流室と連携し、柏市に関する外国語の資料を収集する。
- カ 高齢者やその他図書館の利用に障害のある市民に配慮した資料を収集する。
- キ 地域の学校との連携により、総合学習等、学校図書支援に対応した資料を収集する。
- ク 行政等の課題解決支援に配慮した資料を収集する。

2 具体的な資料収集にあたっての留意点

(1) 資料の収集にあたっては、「図書館の自由に関する宣言」「図書館員の倫理綱領」の精神を遵守する。

- ① 市民からのリクエストについては、以下の③に述べる形態上の問題に該当しない限り、購入・相互貸借などの手段により可能な限り提供する。
- ② リクエストの多い資料の複本購入に関しては、現時点では上限を柏市内全館合計で20冊とする。
- ③ 以下の形態の資料は図書館資料として収集しない。
 - ア 切抜き・組み立てを目的に編集された資料
 - イ 書き込みを目的として編集された資料
 - ウ 著しく耐久性に欠ける資料
 - エ 一枚物の楽譜
 - オ CD・DVD等が主体であり、図書がそれらの付属物である資料
 - カ 問題集
 - キ 通信販売などのカタログ

- ④ 図書館利用に障害がある市民のために大活字本・CD等を収集する。外国語資料は、日本語を母語としない利用者へのサービスを視野に入れて、必要な資料を収集する。
- ⑤ 本館参考資料室の郷土資料コーナーでは、柏市を中心に関連の深い周辺一帯を含めた地域の図書・行政資料・逐次刊行物・小冊子等の資料を収集する。また、分館でも必要に応じて収集に努める。
- ⑥ 新聞は主要日刊紙を中心に収集する。外国語の新聞は代表的なものを収集する。
- ⑦ 雑誌は各分野の基本的なものを収集する。
- ⑧ 図書及び図書館に関する資料は積極的に収集する。
- ⑨ 視聴覚資料(AV資料)についてはCD・DVD等を収集対象とする。これらの選定にあたっては、各種雑誌・新聞等の評価を参考とする。
- ⑩ 漫画は、現在日本文化の一部となり市民権を得てはいるので、図書館資料として扱う。一般成人向け・児童向けともに現物を見た上で、過激な暴力描写・性描写等に留意し収集する。いわゆる名作を漫画化したもの・雑誌等に連載中のものは原則として収集しない。ストーリー漫画については、賞を取った作品・評価の定まったものから選定する。リクエストについては所蔵分のみ受け付け、未所蔵のものは次回の選定時に参考にする。
- ⑪ 古書については古書店等からの収集に努める。
- ⑫ 寄贈図書の受け入れについては、以上に述べた基準を適用する。寄贈を受ける際は、一切の判断を図書館側が行う旨の了承を得る。コーナーの設置は原則的におこなわない。
- ⑬ 収集後に何らかの問題が生じた場合は、図書館資料選定会議で協議し必要な措置を講ずる。

(2) 資料の選定方法は以下のとおりとする。

- ① 書店の店頭見計らい、書店・出版社の持ち込み、郵送による見計らい等の現物による選定
- ② 新聞・雑誌の書評、広告・インターネット情報等のツールを参考にした選定

3 児童資料の収集にあたっての留意点

(1) 児童資料の収集にあたっては、その特殊性から以下の理由により、選定基準とともに児童資料評価の基準を示すものである。

- ① 子どもは読むものを選ぶ自由が少ない。与えられたものを、たまたま目にふれたものを読む。図書館を利用する子どもは、館の所蔵に依存した読書生活を営むことになる。
- ② 子どもの時代は、書物に対する好みや、質の感覚が養われるときにある。この時期にふれる書物の影響は大人になってからの読書にはない、深く永続的なものがある。
- ③ 子どもの時代は、短く貴重である。子どもの本の中には、ある年齢の子どもにしか十分楽しめない種類のものもあり、数・多様性よりも、質が重要視されなければならない。

(2) 評価の基本

基本的姿勢は次のとおりとする。

- ① 自分で評価する。

児童図書を選書する場合は、自分の感性、自分の価値判断に頼って、直接本に当ってこれを評価すべきである。失敗や片寄りを恐れるあまり、機械的に新刊書を揃えたり、全面的に各種のリストに依存すべきではない。

- ② 子どもに代わって評価する。

自分がある作品を好きか嫌いかということと、その作品が客観的に見てよく書けているかいないかということは別のことである。子どもがそれをどう受け取るだろうかという視点を忘れてはならない。

この視点を自分のものにするためには、目の前にいる子どもを観察すること、自分自身の子どもの頃のことをできるだけ思い出すこと、そして関連した書物を読むことである。

③ 蔵書全体との関係において評価する。

その本、あるいは作品自体の価値を評することではなく蔵書に加える価値があるかどうかを判断することである。

多少の欠点があるにもかかわらず、他に代替本がない場合は受け入れざるを得ない。しかし、その経過は通っていなければならない。

④ 継続して評価する。

受け入れた本については、その後の子どもの評価や利用状況を見て、継続的にその本を評価していく必要がある。

その後の措置としては、適当な時期に廃棄するか、または、複数を追加して蔵書全体のバランスをはかっていく。

(3) 蔵書の基本的理念

蔵書の基本的理念は、次のとおりとする。

- ① 健康なのびのびした生活感情がみなぎっている。
- ② 奇想天外な想像力の世界が展開されていて自由な心や笑いを引き起こす。
- ③ 人間を取り巻く、自然、社会について、深く広い正しい認識を得させる。
- ④ 人類が積み上げてきた文化遺産に尊敬の心をいだかせる。
- ⑤ 子どもの持つ美しい心の成長にかない、正義感、真理、真実などの探求心を育てる。
- ⑥ 科学的なものの考え方、生き方の基礎を養う。
- ⑦ 人間の尊厳を深く握み、しっかりした自己確立と批判精神を備えさせる。
- ⑧ 労働と生産への自覚を促し、働く人々の美しさにめざめさせる。
- ⑨ 子どもの持つ無限の想像力に答え、彼らの心の成長、創造性を切り開き促進する契機になる。
- ⑩ 平和と民主主義的国際理解を育てる。

(4) 選定の具体的基準

一般的共通事項

① 内容

ア 知識は正確でわかりやすく、公正でかつ時代の進歩に応じ論理的に発展しているか。

イ 俗悪に流れず、健全で文学性があり、子どもに想像力をもたせ、感情を豊かにすることができますか。

ウ 子どもの要求や能力に合致し、経験を充実させることができるか。

② 表現

ア 読者の発達段階に適した表現を用いそれが内容を表すのに十分であるか。また、子どもの心情を豊かにするよう叙述されているか。

イ 漢字、かなづかいが標準に合致し、明瞭で正確な写真・絵画・グラフ・図表などにより視覚化し、子どもの理解を助けているか。

ウ 翻訳は、原文の意味を正確に伝え理解しやすいか。また原著について解説がついているか。

③ 外観

- ア 製本、装丁が整い、大きさが適當であるか。
- イ 用紙は、印刷または読書に適しており、印刷は鮮明で活字の大きさ、行間の余白は適當であるか。
- ウ 書名、目次、索引、参考図書など本の構成は適當であるか。著者、出版社は信頼できるか。また価格は適當で容易に購入できるか。

(5) 具体的事項

選定の具体的な事項は、次のとおりとする。

① 絵本

- ア 絵が見る者に訴えかけるものを持っているか。
- イ 絵がストーリーを語ってくれているか。
- ウ 絵と文が一本化されているか。
- エ 構図がしっかりとっているか、色はどうか。
- オ 子どもにふさわしい、暖かみのある絵か。
- カ ストーリーは、子どもにふさわしいか。
- キ 子どものために出版されたものか。

② よみもの（童話）・民話

- ア 豊かな想像力（物語性）を有したものであるか。
- イ 子どもの立場に立った現代市民感覚にマッチしたものであるか。
- ウ 健康で明るく人生を肯定し、人間を信頼するヒューマニズムに裏づけられたものであるか。
- エ 外国文学は、ダイジェストの購入を避ける。また、訳文が適切であるか。
- オ 古典、伝説は文学として一定の評価を得ており、現在まで子どもに読み継がれ、かつ現代的意味を有するか。
- カ 民話の持っている内容（主題・筋運び・人物像）と、形式（語りくち・ことば）を正しくとらえられているか。
- キ すぐれた原話の再話であるか。
- ク 詩・童謡等は、ことばのリズム感覚が適切か。

③ ノンフィクション（実用書・参考図書）

- ア 新しく正確な情報に基づいて書かれているか。
- イ 専門用語についてよく説明されているか。
- ウ 索引が整備されているか。
- エ 出典が明確か。
- オ 執筆者、編集者の専門性と責任を持った仕事がなされているか。
- カ 表現方法が対象とする年齢にふさわしいものか。

④ 伝記

- ア 被伝者の行動や業績が歴史的背景とのかかわり合いの中で描かれているか。
- イ 被伝者の生活の全面が、欠点をも含めて人間的にとらえられているか。
- ウ 生涯史となっているか。
- エ 作者と被伝者とのかかわりに意義が認められるか。
- オ 作品に現代的意義が認められるか。
- カ 文学的形像性が豊かで感動深い作品となっているか。
- キ 記述に誤りはないか。

⑤ 紙芝居

ア 絵本に準じる。

イ 離れて見ることが多いので線と色がはっきりしたもの、性格がドラマチックなものの方が適している。

この収集方針は、平成20年10月16日から施行する。

19 柏市立図書館資料除籍基準

制定 昭和59年3月1日

施行 昭和59年3月1日

(目的)

第1条 この基準は、柏市立図書館における図書館資料の除籍に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 書架の合理的な運営を図り、利用しやすい蔵書構成を維持するために、図書館資料の除籍を行う。

(除籍対象資料)

第3条 除籍の対象となる資料及びその基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 亡失

- ア 資料点検の結果所在不明となった資料で3年以上所在不明のもの
- イ 貸出資料のうち督促等の努力をしたにもかかわらず3年以上回収不能なもの
- ウ 利用者が紛失、汚損又は破損した資料で現品での弁済が不可能なもの
- エ 不可抗力による災害、その他事故などにより亡失したもの

(2) 不用

- ア 汚損、破損が著しく、補修が不可能な資料で、同類資料のあるもの
- イ 時間の経過によって内容が古くなり、資料価値のなくなったもの
- ウ 利用が著しく低下し、新たな資料で代替できるもの
- エ 不必要となった複本

(3) 数量更正

資料を分冊または合冊し、資料数が増減するもの

(除籍対象外資料)

第4条 次の各号に掲げる資料については、原則として除籍の対象としない。

- (1) 地域資料で複本がないもの
- (2) 入手が困難で、資料価値の高いもの

(除籍の決定)

第5条 除籍の決定は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 除籍にあたっては、除籍基準に基づき除籍資料の選定を行うものとする。
- (2) 館長は、前号の選定結果に基づき除籍を決定するものとする。

(除籍処理)

第6条 除籍を決定した資料の処理は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館資料マスターを抹消する。
- (2) 除籍図書館資料明細書を作成する。
- (3) 図書館資料の図書番号（バーコード）を抹消する。

(委任)

第7条 この基準に定めるもののほか、図書館資料の除籍に関する事項については、館長が別に定める。

附則

この基準は、昭和59年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成18年11月1日から施行する。

令和2年度 図書館年報

令和3年1月20日発行

編集・発行 柏市教育委員会

柏市立図書館

〒277-0005

柏市柏5丁目8番12号

TEL. 04 (7164) 5346

